

某に改革を促す。農民が勝つたが、首領富田才治は刑せられた、農民は才治を神に祀つた。(松代松太郎『東松浦郡史』)

(17) 安永二年(一七七三) 飛騨高山におこる。近隣の諸藩より出兵した、農民が鐵砲にて犬の如く殺された。幕府が一揆鎮壓のために鐵砲を用ひたのは是が始めである。(『後見草』『關傳叢書』)

『半日閑話』『幽討餘録』

(18) 安永三年(一七七四) 下總八木村におこる。首領は追放となる。(『的例黄紙之寫』)

(19) 安永四年(一七七五) 信州大島におこる。(『後見草』『譚海』)

(20) 安永六年(一七七七) 信州高井水内二郡におこる。原因は課役の苛重、首謀者二人獄門、六人遠島となる。(『半日閑話』)

(21) 天明元年(一七八一) 上州絹糸改役所の騒動。これは純然たる百姓一揆でない。農民が其集團の重要な要素であつた。(『後見草』)

(22) 天明二年(一七八二) 上州及信州におこる。淺間山大噴火の影響にて衣食を失ひしものが多く、窮民が徒して暴動した。上野安中、信州上田には猛烈な戦闘が演ぜられた。(『後見草』)

(23) 寛永八年(一七九六) 勢州津におこる。此一揆は甚だ興味が有る。即ち一揆の原因の一と

しては、領主が強制的に割地制度を採用しようとしたことに發してゐる。即ち「困窮の在所三十ヶ村へ地平平均申付候まゝ是は其村に惣高を御上へ不殘召上られ百姓貧福を不分甲乙なしに平し田畑割合に作らせらるる趣被仰出候處甚以百姓方上下とも歸服仕依之大庄やを以て願出といへども御聞濟なく」云々と見える。これは徳川時代に存在した我國の割地制度が領主の強制的施設に出でてゐる事を示す興味ある文献である。此一揆の經過は他の一揆と別に變りないが、其原因に於て甚だ注意に値する。(『一話一言』)

(24) 享和元年(一八〇二) 羽州山形におこる。普通の百姓一揆とやゝ色彩を異にし米一揆に類似したところも有る。一揆の同勢は御料にも私領にも暴動した。(『羽州山形領徒黨一件』)

(25) 文政五年(一八二二) 丹後宮津におこる。原因は苛税であるが、しかも來年の年貢を當年に納めさせるのみならず、終には「再來年の年貢を此所にて納めよ」と嚴命するに至り、暴動となつた。翌々の年貢を前納せしめるといふ事は世界の租税史上、餘り類例なきところであつて、此宮津の領主は馬鹿の標本である。(『浮世の有様』(一))

(26) 文政六年(一八二三) 此年は百姓一揆の頻發した年であつた。紀州を初め伊豫松山、大和、丹後、伊勢、備中に暴動がおこつた。就中、紀州の一揆は甚だ大規模であつて、參加農民は十二

三萬人に及び、城中より二百五十人の交渉委員が出たほどである。農民の希望が殆ど容れられた。

〔甲子夜話〕『浮世の有様』(一)〔紀州一揆覺書〕『寶曆現來集』『浮世の有様』(二)

(27) 文政十三年(一八三〇) 丹後におこる。

(28) 天保二年(一八三一) 毛利藩に起る。原因は當局者が國中の物産を廉價に買上げ大阪方面に賣拂ふことを計畫した事による。一揆の要求條件五ヶ條には米相場の廢止、富の停止、銀札を不換紙幣たらしめざる事等の堂々たる要求が有る。〔浮世の有様』(二)〕

(29) 天保六年(一八三五) 美濃一國におこる。原因は代官が大庄屋と馴合ひ堤普請と號して國內に三千兩の課役をかけ、其二千兩を着服したことに始まる。農民の要求が貫徹し、代官等は江戸に曳かれた。〔浮世の有様』(二)〕

(30) 天保七年(一八三六) 甲州におこる。大規模なものであつた。〔浮世の有様』(三)〕〔武江年表』

(31) 天保八年(一八三七) 豊前小倉におこる。小倉城に放火した。〔浮世の有様』(三)〕

(32) 同年四月備後三原におこる。此年三月、大阪に大鹽平八郎の義舉があり、一敗地に塗れたが、其影響として處々に一揆がおこつた。備後三原の一揆も左様であつて、大鹽平八郎門弟と書いた幟を押立て、暴動した。〔浮世の有様』(二)〕

(33) 同年六月越後柏崎におこる。これは館林の浪人壬生萬といふ國學者が首領となり「國賊を討つ」大鹽平八郎門弟」等と記した旗を立て富豪を焼き代官所を襲つたのであつたが、壬生萬が戦死して潰散した。萬の妻は二歳の小兒と共に捕はれたが、先づ兒を刺し、己も自刃した。〔浮世の有様』(三)〕

(34) 同年同月攝津能勢におこる。これも大鹽亂の影響である。「徳政大鹽味方」「關白殿下御披露」等の旗幟を立て暴動した。其指揮は大鹽の門下山田屋大助であつた。關白殿下御披露といふのは人心が幕府を去り、皇室に向つてゐた事を示してゐる。〔浮世の有様』(四)〕

(35) 天保九年(一八三八) 佐渡におこる。奉行が捕虜になつた。〔浮世の有様』(四)〕

(36) 天保十年(一八三九) 肥前唐津におこる。〔浮世の有様』(四)〕

(37) 同年近江日野川筋におこる。其原因は苛税である。當時何等かの官途に就くには賄賂が必要であつたが、領主たる旗本何某は官途に就くための賄賂の資を得んと欲して農民に苛税を課した。それが一揆の原因であつた。〔浮世の有様』(四)〕

(38) 天保十二年(一八四一) 二月肥後相良におこる。家老が農民に追跡され終に寺院に逃げ入つて腹を切つた。

(39) 同年八月備中成羽におこつた。附近の諸藩が力を協せて鎮壓した。(『浮世の有様』四)

(40) 同年十二月阿波におこつた。米納を廢して銀納に代へんとしたからであつた。(『浮世の有様』四)

(41) 天保十三年(一八四二)江州大津におこる。參加農民約一萬人である。(『浮世の有様』四)

(42) 弘化四年(一八四七)肥前島原におこる。天草郡が本據であつた。五百廿人の討手が海を渡つて向つた。(『天弘録』)

徳川の末期に至りては處々に大小の一揆が頻發したらしい。瀧本博士は「徳川氏ノ末年ニ及ビ一般ニ政綱ノ弛ムニ隨ツテ、各藩各地方ニ大小百姓一揆ノ演出セラレタルコト屢々ナリシガ、安政慶應ノ頃ニ至リテハ、一揆ノ性質、次第ニ複雑ニナリ、往々政事上ノ目的ヲ加味シテ、純乎タル百姓騒動ニアラザルコトハナレリ」と言はれてゐる。(『百姓一揆』經濟論叢第七卷第四號)。

これは農奴解放以前の露西亞に農奴の叛亂が頻發して、拾收することの出来なかつた状態と似てゐる。この意味よりするも明治維新は避くべからざる歴史的必然であつた。

明治維新の進行と共に、農民が在來の拘束的な奴隸的地位より脱却し得たのは事實である。彼は單純の租稅徵收機械より人間に進化することが出來た。しかし農民は果して眞にもはや被搾取

者でなくなつたであらうか。租稅と軍隊との生きた淵源といふ其歴史的傳統的地位は、もはや雪の如く消えたか。資本主義の新しい苦患は彼等を襲はなかつたか。もはや一揆は絶対に起らぬか。私はさう信じる勇氣を有しない。

五 百姓一揆の鎮壓

第一 鎮壓法規 徳川時代の後半に百姓一揆が頻發したことは前章に述べたところである。武士階級の社會的統制力が頽廢して諸國到る處に大小の一揆がおこり、社會組織が變革されぬ以上一揆が終滅しさうもなかつたのが當時の形勢であつた。紀州侯に仕へた本居宣長の『玉くしげ』には暗に百姓一揆に同情する口吻が見られるが、當時の爲政者の方針は一にこれを高壓することにあつた。武士の最も恐れてゐたのは百姓一揆であつた。領内に一揆がおこれば其領主の威嚴乃至名譽(但し此連中の名譽觀念は我々普通人のとは違ふのである)に關するばかりでなく、騒ぎが大きくなれば幕府から所領取上の處分に逢ふ虞も有るのであつた。現に寶曆の頃に美濃國の一領主金森某は百姓一揆のために家名が斷絶したのである。下級の武士にしたところが、平生は「土百姓」とか何とか輕侮してゐても、いざ一揆となつて血相變へた農民が竹槍蓆旗を携へて大集團

をなして詰め寄せてくると、一も二もなく尻口垂れたものである。

百姓一揆は勃發的なものであつた。これは現代の同盟罷工が必ずしも前々より統一的に理話めに計畫されたものでなく、何かの機會によりて急に勃發するのと同じである。百姓一揆の要求條件は大抵貫徹してゐるが、同時に首謀者が犠牲となつて磔刑や獄門になることが多かつた。幕府は峻嚴な法規を設けて一揆の豫防や處罰を規定したものである。それは曩に問題となつた過激運動取締法案と精神が似通つてゐないこともない。同法案のことは大分物議を招いたから、昔の百姓一揆の鎮壓のことを回顧して見よう。

徳川時代に於ける農民の運動は廣義に於て徒黨、強訴、逃散の三者より成る。明和七年四月の幕府の制令には此三者の意義を明かにし、「何事ニヨラズ宜シカラザル事百姓大勢申合せ候テ徒黨ト唱ヘ徒黨シテ強テ願ヲ企ツルバ強訴トイフ或ハ村方立退候ヲ逃散ト申ス」となしてゐる。『山本大膳五人組張』には「難立願を大勢申合而願を強訴といひ、大勢申合遺恨を以民家等打潰し亂暴いたす歩行を徒黨といひ」と書いてある。逃散といふ字は北條泰時の編纂した『貞永式目』にも見えてゐるから由來の久しいものである。これは領主が農民を土地に隸屬せしめやうとするに對し農民が村落を擧げて脱走するのをいふ。強訴といふ字も由來は久しく『大内家壁書』にも此字

が有る。この三者は農民の集團的運動の内容の分類であるが、徒黨と強訴とが最も結合し易いことは明かであつて、徳川時代の百姓一揆は主としてこの二者の結合であつた。徳川氏の成文法たる『御定書百箇條』によると、「地頭江對し強訴、其上致_二徒黨_一逃散之百姓御仕置之事」の條には頭取は死罪、名主は重追放、組頭は田畑取上の上に所拂總百姓は村高に應じ過料とある。

『文化律』には

強訴徒黨併逃散百姓御仕置之事

一、強訴徒黨致候者

頭取 死罪

引續候者 重追放

肝入 同斷

總百姓村高に應じ 過料

一、一村一味連判致、本肝入江寄セ及_二騒動_一候者

頭取 死罪

企テ存居不_二指留_一所人 重過料

といふやうな詳しい規定が出てゐる。

百姓一揆に關する幕府の制令の雨下したのは明和年間であつたらしい。此時代は例の田沼が惡どい勢力を擴張しつゝあつた時代で、吉宗の享保の治が漸次に忘れられ、百姓一揆がそろ／＼盛大に赴きつゝある時代であつた。尤も享保の治なるものが徳川氏の官僚乃至御用學者が讚美したほど立派なものでないことは今日の史家の殆ど一致するところであるらしく、百姓一揆も享保時代より其盛期に入らんとするのである。農民の徒黨強訴逃散に關する法令は既に享保寛文、寛延の頃より詳しいものが出てゐるが、明和の頃には一層詳しくなつてゐる。今「天明集成絲綸錄」から二三を拾ふて見るならば、先づ明和四年九月の令には、近時西國筋の百姓共は我意強く御代官や領主地頭の命令に服従しないやうだが、それは不届至極のことであり、且つ是に對して嚴格な處罰をしないやうだが、これも不都合であるといふ意味を述べてゐる。明和六年二月には三つの法令が出てゐる。それには徒黨したものに對しては、たとへ取上ぐべき願であつても、理非に及ばず取上げてはならぬとか、天領私領といふやうな區別に拘泥せず、直に最寄の領主より人數を出し、手強く打散らし、手にあまる者を搦め捕れとか、大分血迷ふた文句が見えてゐる。右のうち傑作と思はれる法規を次に引いて見よう。

御勘定奉行。(明和六年二月)

遠國百姓共願を合、所々にて寄合、手段企、廻狀杯を出し、外村々之者は、趣意は不辨して、不得止事罷出、大勢集、村役人居宅、又は遺恨に存候者之家作、并諸道具を打損じ、吟味に相成候上に而、數ヶ條之願を申立候類も有之候得共、公儀を憚領主にて申宥、穩便に取鎮め候儀を專要に致候故、百姓共がさつに相成、及三狼籍不法之儀共有之候(中略)以來御料所之百姓共騒立候はゞ其領主又は最寄領主より人數を出し私領にて騒立候はゞ領主又は最寄領主より人數を出し、手強打散し、手に當候者共はからめ捕、願の趣は不_レ及_二理非沙汰_一取上不_レ申、他所之引合有_レ之差出一領限りに候はゞ其領主にて吟味を遂げ、仕置之儀可_レ被_二相伺_一候萬石以下之知行所騒立候節も同様可_レ被_二相心得_一候。

明和八年には門訴に關する規定をしてゐる。門訴といふのは強訴に類するものであつて、多人數が相率ゐて領主、地頭代官等の門前に押し掛け訴訟することをいふのである。これに對する處罰としては、門訴の頭取たるものは遠島、總代となつて門前に詰めたものは三十日或は五十日の手鎖、残りの總百姓は屹度叱り若くは村過料とある。村役人でありながら門訴に加つた名主は中追放、組頭は所拂となる。而して門訴のなかで鎌などを腰に指してゐたものは強訴徒黨として處分するといふのである。此門訴の禁の理由として、公儀に對し不届なるのみならず、往來の妨と

なる——即ち交通の妨害といふ愚理由を掲げてゐるのは滑稽だと思ふ。

徳川幕府は切支丹や拔荷（密貿易）に關して密告政策を奨励してゐるが、百姓一揆についても左様である。一揆の企てを密告したり、これを取り鎮めたりしたものは銀幾拾枚の褒美にあづかつたり、一生苗字帯刀を許されたりする。明和七年の法令には『右類の儀之れあらば居村他村に限らず早々其筋の役所に申出づべし、御褒美として徒黨の訴人は銀百枚、逃散の訴人は同斷右の通り之を下さる。品により帯刀苗字を御免あるべき間、假令一旦同類に成るとも告發するに於ては其の科を赦され御褒美下さるべし、村々騒立候節村内の者を差押へ徒黨にかゝはらず一人も差出さざる村方之れ有らば村吏にても百姓にても重もに取鎮め候者は御褒美下され、帯刀苗字御免あるべし、差し續き静め候ものも若し之あらば夫々御褒美下さるべきものなり』とある。現に享保十四年に奥州信夫伊達兩郡に一揆がおこつたとき、青木村名主仁左衛門といふのが同村より一人も強訴人を出さなかつたのが奇特だといふので御褒美銀參枚を與へ其身一代限り帯刀を許し且つ苗字は子々まで名乗ることを許した例が『科條類典』に出てゐる。これは今の言葉を以てすれば罷工破りの奨励であつて卑劣千萬のものである。

第二 鎮壓事例

徳川幕府の鎮壓方針は大體に於て以上の如くであつた。それは實際に於ては

如何なる態様を以て鎮壓せられたか。上の鎮壓法規は幕府の發布したもので、必ずしも諸國の領主を完全に支配するものでなかつたが、大體に於て上述の方針が守られてゐたと思はれる。次に百姓一揆の鎮壓例の二三を述べよう。

享保十二年に作州津山で一揆がおこつた。百姓人數六千人ばかりが久世村にて勢を揃へ公儀に御願ありと號し、米藏に封印をし、大阪への輸送米を差押へ庄屋を荒らし、津山城下に寄せてきた。領主側では種ヶ島卅玉鐵砲百二十挺、大筒五挺、ほうろく火屋、鑓等を準備し農民と悽慘たる交戦をしたが、農民側の惣大將牧村の徳左衛門や二番目の大將平兵衛なども捕へられ、打首が數十人獄門にかけられたものも多く、農民側の慘酷な敗北にて終つた。かくの如く武士及び農民が堂々たる交戦に及んだは珍しい例である。

元文四年に但馬生野銀山に於て坑夫と農民とが聯合して一揆をおこした。この時には數千人が代官役所に詰めかけ鯨波を揚げ、今にも暴動を始めさうなので、代官が門前に出で、高百石につき米三十石宛、免は是迄の半分といふ協定をして、墨付を與へ引取らせようとしたが、終に暴動となり、そのために姫路其他より出兵し、百六十人ほどが召捕られ、籠者十一人、手錠廿一人、拷問などを用ひて穿鑿した。此時には附近十二藩の兵が鎮壓のために集つたといふ。

寶曆四年の久留米の騒動は甚だ大規模のものであつて、參加農民が二十萬人にも及んだと云はれるが、それだけ處罰されたものも多い。『列侯深秘録』所收の『寶曆四年戊戌騒動御制詞』は當時、處罰された者の名前、罪名、判決理由を詳記してゐる。それによると死刑五人、梟首九人、刎首七人、三郡追放二人、五郡追放十三人、七郡拂五人、其他五里四方村拂、三里四方村拂、過料十貫文過料七貫文といふが如き罪名數十人である。そして騒動の際、村方に示しがよかつたといふので銀子七枚、一枚、太米三俵といふが如き褒美を受けたものもあり、星野村の四名は加擔しなかつたといふので『今般被三召揚候者抱田畑不殘、右名へ被三下置候』といふ漁夫の利を占めた。しかし久留米一揆は要求も貫徹し、其擴大の範圍の割には處罰を受けた者の數が少なかつた。

明和元年の暮に上州や武藏の農民が暴動した。翌二年になつてから漸く鎮つたが幕府は其首謀者の召捕りの爲めに與力同心を出し、是によりて五郡の土民の長たるもの或は十人十二人、こゝかしこにて召捕られ、其數何百人と云に至り、一つ獄屋に押入らる。それも猶餘りて果ては品川淺草兩所の溜といふ獄屋迄にみち／＼たり、「凡此度の騒動に其罪いまだ定らざりしに其前に獄中にて死せしもの其數を知らずとなり」と『後見草』の著者は書いてゐる。

安永二年に檢地のことが原因となつて飛騨高山に一揆がおこつた。初め農民の代表者が江戸に出て老中松平某に駕籠訴に及んだが、却て七十餘人の百姓が入牢となつた。國許の百姓はこれに憤慨して高山の代官所に押寄せた。この時には近隣の美濃の青山家、大垣の戸田氏、苗木の遠山氏等から鎮壓のために加勢が出た。この時、多くの農民は鐵砲を以て打殺された、『後見草』は「今の御代治りて後、鐵砲を以て土民を殺し得る事此時を初めと聞く」と書いてゐるがこれは幕府の一揆征伐に於て始めてなのであつて、既に各藩の領主が自領の一揆鎮壓に際し鐵砲を使用してゐるのは、享保十三年の津山騒動に於て明かである。猶ほ飛騨の騒動には四人を磔刑とし十二人を獄門に曝し、一人は討首、十三人が遠流に處せられた。

安永六年の信州高井水内二郡の一揆では首謀者二人が獄門、六人が遠流、其他多くのものが追放に處せられた。

享和元年に羽州山形に一揆がおこり、二千人ほどが一團となり庄屋や代官所を荒らして歩いた。其のうち十四人を捕へたが、六人は手負であり、二人は即死したといふ記事が『羽州山形領徒黨一件』に出てゐる。武士との間に多少の交戦があつたらしく、また發頭人の全部を捕へ得なかつたものらしい。

文化五年、丹後宮津におこつた一揆は、領主の苛斂誅求が甚しく、百姓に對し一日二文の人頭税を徴收するのみならず、翌年の租税を前納せしむるといふやうな無鐵砲なことをした爲めに起つたのである。此一揆は家老が必ず身に引受けて要求を貫徹せしむべき保證をした爲めに一旦收つたが、後には是れを食言し、頭取十五六人を召捕り京都に護送した。

文化六年には紀州に大一揆があつた、十萬人以上の農民が騒動した。領主側でも三千人程の役人が鐵砲や槍にて打ち廻り、双方に死傷が多かつた。數百人が召捕られ、二十人以上が獄門に梟けられたらしい。

天保十年に唐津で一揆がおこつた。このとき召捕られたものが千人にも達しそのために新しく獄屋を作つたほどだが、何れも「火水の責に逢ひぬれども只平和なる返答のみにて唐津の苛政を申立つるのみ」なので、大に困り、結局二十人ほどを發頭人として處罰したといふ。

以上は極く僅小の例を擧げたに過ぎない。しかし一揆の鎮壓例は大抵似たり寄つたりであつたらしい。徳川時代の農民の不幸な有様は以上の如き取扱方法のなかに充分現れてゐる。そのくせ當時の治者階級は、農は國の基などと繰り返してゐたのだから恐れ入つたものである。畢竟、農

は國の基といふのは、農民は租税搾取の生きた機械といふ程の意味に過ぎなかつた。

以上は農民に對する鎮壓の事例を観察したのであつたが、領主若くは代官が農民を虐待したといふ理由を以て處罰せられたことがないことはない。其例は慶長八年の昔に遡る。即ち同年に佐渡の百姓が江戸に上り、同所の役人四名が租税に五割増の増税をして私腹を肥してゐるのを訴へたところ、其内の一人は改易され、二人は暇を出され、一人は自殺した。そのことは『佐渡志略』や『佐渡風土記』に出てゐる。佐渡は離れ島の故か、徳川時代に數回の一揆があつた。寶曆八年には美濃國上郡の領主金森兵部少輔が、百姓虐待のために封を削られた。『翁草』には其詳説がある。これは領民が江戸に訴へ出た結果であつた。天保六年に美濃の百姓が一揆をおこしたが、それは代官青木某が庄屋と馴合ひ、堤普請のためと號し領内に課役をかけ三千兩を集めて二千兩を着服し、残りの一千兩にて簡単な堤普請をしてゴマかさうとしたのが發覺したからであつて私欲の役人數十人が關東にひかれたことが『浮世の有様』に出てゐる。

猶ほ一揆に關聯して役人が職を免ぜられた例は甚だ多い。徳川時代に於ける諸侯の削封を年代記に記してゐる『廢絶録』をよく讀んで見ると、農民虐待に原因して封を奪はれたと思はれる大小名が數人ある。これは一見公明正大らしい遣り方のやうに思はれるが、幕府は諸侯に對し本

來毫も好意を持つてゐるものでなく、機會あらば封地を沒收して天領に加へたり、適當の人間に是を再分配しようとしてゐたのであるし、百姓を虐待したものを處罰するといふことは更に一層好都合に農民の勞働力を搾取しようとするものであると言へない事もない。ロシアの農奴はカタリナ二世の時に最も慘憺たる有様に陥つたが、同女帝の治世中に農奴殺しの罪を以て處罰されたものは、僅に六人に過ぎなかつたと言ふ。が、それに比べて徳川時代の方がよかつたか否かは容易に判斷し得ない。

徳川の末期には百姓一揆が頻繁であつた。しかし其はよく／＼の場合でなければ起り得なかつた。『翁草』の著者が「地頭の聚斂強くなり、百姓を虐げる故に、民窮困して飢渴に及ぶに至りて、地頭を怨み死兵となりて一揆を發すなり」と書いてゐるやうに、百姓一揆は生命を賭した死兵に外ならなかつた。従つて一揆は萬策盡きた後に發生するものであつた。本居宣長は『玉くしげ』に町人百姓の徒黨強訴のことを論じ、「まづ一旦靜まれば、よき事にして、さのみ跡の吟味も委しからず、張本人を一兩人とらへて、定まりの通り刑に行へば、其むきにて跡の上の取計ひをも嗜み改むる事も」せざることを難じ、「たとひいかやうの計略をめぐらして十分勝をとるとも敵とるす處、皆自分の民なれば、一人にても損ふ時は、畢竟は自分の損也、又手にあまれる時、近

國杯より加勢して人數を出されては、たとひ早速鎮まりても彌恥辱の至り也。」となしてゐる。かやうな開明的な意見は決して當時に於ても數の少かつた議論ではない。當局者中にも此種の意見を抱いたものが有つたらう。しかし彼等は自己の生存理由としても農民を搾取せざるを得なかつた。そして一揆がおこつた時には、木偶の棒のやうな上長の命令を奉じて鐵砲や槍を農民に向け下役人を使つては、一揆を「鎮壓」してゐたものである。しかし其れは一時的な鎮壓に過ぎなかつた。徳川後半期に頻發した百姓一揆がなくなるやうになつたのは、徳川が滅び明治維新の到來することが、どうしても必要であつたのである。

第五章 古代日本に於ける労働の歴史

はしがき こゝに古代日本といふのは國初より平安朝初期に至る時代を指すのである。

一 労働の歴史の概念

マルクスの言つた如く、労働は人間と自然との間に於ける材料の變化についての自然的必然的事項である。殆どすべての經濟財は労働を内含するのであつて、使用價値の大部分を創造する者は労働に外ならない。使用價値の形成者としての労働自身はあらゆる社會形態より獨立するが、經濟財の豊かなると否とは社會の形態を決定し、その繁榮を左右する力を有するのである。宗教的要素や倫理的要素も社會の進化に参加するであらうけれども、經濟財は最も強き社會進化の決定者である。(最も經濟財の豊富になると否とが人を墮落せしむるか向上せしむるかの問題はこゝに問はない。バツテンの所謂快樂經濟の階梯には、人は苦痛經濟の階梯の堪苦力や努力を失つて墮落するものであるけれども。)

經濟財は殆ど労働の結果である。従つて眞の社會史はその本質に於て、労働の歴史に還元せら

れるのである。しかし不幸にして過去の歴史書はかゝる方面に深き注意を拂ふものでなかつた。人類の社會に政治組織が発生すると、治者及び被治者の二大階級が對立するやうになり、治者が専ら政治し被治者が専ら労働するに至る。過去の歴史書の主要な任務は治者群の政治關係を叙述するに在つた。權力の爭奪、征服事業、支配者の生死は細かに記録せられてゐるが、被治者群の労働の歴史は深く埋はれて、今日、その状態を究むる事は甚しい難事となつてゐる。それは政治と關係ある方面、例へば租税や課役や貢納といふが如きものに限りてやゝ詳細に記してゐる。政治も重大な社會現象であるが、労働の歴史を無視して眞の社會史を編むことは全く不可である。労働の歴史といふことは二個の概念を包含する。

第一は労働の組織の歴史である。労働は有目的、合理的行動であり、一時代に於ける一社會の労働は必ず何等かの原則によりて規律せられ、體系化されてゐる。譬へば原始社會の家族共産體、若くは氏族共産體、中世のギルド制度や農奴制度、近世の工場労働制度といふが如きものがさうである。私はかくの如きものを労働の組織と名付ける。この労働の組織の發生、推移、發展を研究することが労働史の第一部門である。

第二は労働者階級の歴史である。一社會に於ける労働者階級は種々の要素によりて構成されて

るが、常に或る特定の集群が其社會に於ける基礎的原則的なる労働者として現はれて居り、全労働者階級の意思、目的、志向といふが如き主觀的方面や、労働の體制、その經濟的效果、治者より搾取せられる程度といふが如き客觀的方面を代表してゐるのである。この基本的なる労働群を中心とし、其周圍なる労働群を籠めて觀察することが労働史の第二の部門である。

労働の組織の歴史と労働者階級の歴史と、この兩者は分離すべからざる關係に立つて居り、全體としての労働史は兩者を通ずる原則の綜合であらねばならぬ。私は我國の労働の歴史を系統的に叙述し得るだけの力を未だ持つて居ない。それ故、こゝには後代の労働關係に重大の影響を與へたと思はれる二三の事項を、神秘化されてゐる我が古代史より取り出して研究して見度い。猶ほ一言添へておき度いが、我々が遙かな古代社會にまで眼を馳せやうとするのは、眼前の事實を却て新しく解釋せんが爲めである。過去數千年間に於て人類社會は本質的の變革を成して居ない。原始社會の心理生活や、征服國家の政治關係は今も執拗に現代人を縛めてゐる。今も我々はマルクスの所謂歴史前紀の状態に在る。かゝる状態は、悠久なる人類史より見れば、過渡的なるものに過ぎぬと同時に、これを根本的に了解せんと欲すれば先史時代か、少なくとも原史時代よりの連鎖を辿らねばならぬのである。

二 部 の 組 織

部は上代日本に於ける最も根本的な労働の組織である。それは國家の創設より西歷七世紀の半ばなる大化改新に至るまでの基礎的労働制度であつた。

國家成立以前の日本には多くの異種族が並存してゐたらしい。考古學者、人類學者は少くとも四個の人種系統を數へてゐる。第一は我國石器時代の主要の住民たるアイヌ族、第二は彌生式土器を遺した所謂原日本人（フロトジャパネーシス ジャパネーシスプロバビ）（固有日本人といふ人もある）、第三は九州の一角に占據したらしき短軀鬚毛のインド・ネジアン、第四は考古學上の不可思議たる銅鐸を殘せる不明瞭の人種がこれである。彼等の社會が共同の血液に依りて緊密に結合する血縁的社會であり、封鎖的な孤立的なトライブの生活をしてゐたものであつた事は充分に想像される。神武紀に所謂「邑に君あり、村に長あり、各々疆を分ちて相凌轢す」といふ言葉は斯る状態の説明として採用することが出來やう、而して原史時代の何れかの時期に、前に述べた原日本人と同系の種族が此聯島に向つて大移動をおこし、征戰を重ねて、いつか「やまと」の朝廷を作つたのである。この政治關係の發生は日本社會の曙である。これより人種的融合は盛に行はれ異種族は單純化されて「日本民族」とな

り始め、地域的統一が始まり、社會は治者と被治者とに分裂し、血縁と地縁とが重要な作用をする原始征服國家が鑄上るのである。

この征服國家を支配した社會結合の原則は大化改新までの日本社會を律してゐたと見らるべきである。即ち地縁的結合の重要は漸次に増大したが、血縁を紐帶とする社會結合の原則は猶ほ強く作用し、「うぢ」の制度となつて現れた。基本的勞働制度なる部は、その隆盛期に於ては決して同一血族の結合でなく、不自由民の團體であつたが、しかも同一血族の俤を有し、それ自身、血族的團結の模寫であつたのである。

部とは世襲的に同一の産業的活動に従事するもの、團結である。部を構成する部民は「とものみやつこ」(伴造)によりて統制される。「とものみやつこ」と部民とは必ずしも血族的關係を有するものでなく、兩者は上下の關係によりて結ばれる。記紀兩書を始め其他の古書に現れる部の數は無數であつて、數百にも及び、また其活動範圍は祭祀(忌部、税部、宮部、神部、語部等)、政治(税部、刑部、財部、解部、藏部等)、軍事(來目部、物部、太刀佩部等)、文書(文部、史部)其他に亘るが、産業上の部が最も多い。即ち工業的方面については鏡作部、玉作部、矢作部、倭文部、服部、綾部、錦部、酒部、金作部、鍛部、土師部、陶部、石作部、猪名部、手人部、筥部等があり、農業方面には田部、園部、春米部、三田部などがあり、狩獵漁獵方面には鳥取部、鳥養部、犬養部、海部、川人部などがあり、其他林業牧畜方面にも山部、山守部、猪甘部、馬飼部などの名が見える。舊來の歴史家はこの部の組織を以て上古の日本には分業が存してゐたのだと説明する。しかし當時の原始的な經濟生活に於て今日の國民經濟的意義に於ての分業があり、職業の分岐があつたとするのは滑稽である。部は團體と團體との間に於ける經濟的活動の分掌といふほどのものであつたと考へられる。

部の起源は所謂の神代に發してゐる。日本書紀の一書や古事記には天孫降臨に際して「五部神」「五伴緒」が隨從したと記してゐる。原始の部は同一血族より成り、世襲であり、首長と部長との間には奴隸的關係なく、部民は直に氏人であつた。異なる「うぢ」が異なる經濟的活動に従事してゐる此状態はビュヒヤーの所謂の種族的工業の議論を援用して説明するのが最も穩當であらう。來目部、物部、忌部、弓部、倭鍛部の如きは此種原始的な部より出てゐる。しかるに征服事業の進行、社會組織の複雑化、規律的な生産力の需要等の原因により被征服者を以て部を組織し、征服者中の有力者が「とものみやつこ」として是に臨み、諸種の勞働を規律的に營ませるに至つたのだと解する。細井貞雄の『姓序考』に「太古は姓に尊卑のけちめありて職に貴賤のわきめあ

ることなかりし也、太古は職をしても世々に仕奉て是彼に轉任ことはさらになく——故、太古は其職を以て氏とせしものぞ多かりける、くだれる代となりて氏と職とのわきため出來て」と説明してゐるのは、この間の消息に通じたものである。

部には公私の別があつた。公の部は皇室に屬するものであり、私の部は豪族に屬するものであつた。前者の部民を品部といひ、後者の部民を部曲といつたと解する。通説は品部と部曲とを同一視してゐるが、品部は皇室に隸屬する部民であり、部曲は諸氏私有の部民である。例へば垂仁紀三十九年の條に天皇が五十瓊皇子に楯部等の十箇の品部を下賜する記事が有る。また大化二年の詔には臣、連、伴造、國造、村首の所有してゐる部曲の民を廢止するといふ語が有る。書紀の其他の箇所にも品部と部曲とが使ひ分けられてゐるところが少くない。而して文献の上に明瞭に記されてゐるのは品部即ち皇室所有の部であつて、上代の工業、農業、林業其他の方面に於ける彼等の勞働が甚だ重要であつたのが分る。部曲即ち豪族私有の部については餘り明かでない。しかし彼等の數は甚だ多かつたらしく、雄略紀には大連等の部曲が甚だ廣大であつて國に充盈するといふ記事や、豪族が秦人の遺民を抄略するといふ記事が有る。強大な豪族は皇族所有の部民をも掠奪しようとしたらしい。皇極紀には蘇我蝦夷が恣に聖德太子の家に隸屬してゐた部民を使用

したのを、太子の長女が慨嘆する記事がある。しかし皇室が強大である時には豪族の部民を沒收することもあつた。雄略紀には菟代宿禰の所有する猪名部を奪ふ記事があり、清寧紀には上道臣の山部を奪ふ記事がある。

部には其地位の貴賤があつたらしい。鏡作部の如く公民に近いものもあれば、鳥飼部の如く奴隸に近いものもあつた。鳥飼部の如きは顔に黥を施されて居た。

要するに部は原始的形態に於て氏と一致するものであり、氏の間には於ける政治的經濟的分掌を意味してゐたが、征服國家の成立以後には氏と部との必然的關係が次第に消滅し、部民と其統制者たる伴造との間には血族的關係がなく、部民それ自身一種の不自由民より構成せられるに至つたと解する。而して記憶すべきことは部が血族團體たる氏の模寫である點であつて、部民は己れの戴く伴造の氏をとるやうになり、同一の氏神を信するやうになり、同一の血族と信するに至つた。氏に部名を附するものも多いことも、氏と部とが合一してゐた發生時代の傳統に基くものである。

上古の日本に於ける社會結合の紐帶は血族觀念であつた。大化改新近くに於てこの血族觀念が假設的なものに變化したことが認められるが、猶ほ充分なる規範力を持つてゐた。勞働の基本的

制度たる部にも血族團體の原則が影響してゐたのは上述の如くである。此の時代にも純粹の奴隷は存在してゐたが、それは此時代に於ける主要な労働力の提供者ではなかつた。奴隷經濟が旺盛を極むるに至るのは氏族制度の崩壞以後であつて奈良朝がその盛期を代表するのである。

三 やつこ

上代日本には「やつこ」と呼ばれる奴隷がゐた。品部も部曲も不自由民であつたが、奴隷ではなかつた。「やつこ」は品部や部曲よりも賤視された純粹の奴隷であつたらしい。「やつこ」の語義は「家ノ子」いふのであるさうだが、これは彼等が各家庭に隷屬する奴隷であつたことをよく物語つてゐる。上代の日本は未だ大規模の奴隷經濟の時代でない。部に代るべき労働組織として奴隷の現れてくるのは大化以後であり、殊にその隆盛を極むるものは奈良朝時代である。初期の羅馬に於ては奴隷は各家庭に隷屬するものであつて、その取扱も後世の如く酷薄でなかつたといふが、上代の日本の「やつこ」は初期の羅馬の自由民の家に労働の補助物として養はれてゐる奴隷と類似するのである。

「やつこ」といふ字は古くより見えてゐる。神代紀には彦火火出見尊が潮溢瓊を用ひて其兄を溺

死させようとした時に「汝のやつこになるから免してくれ」と哀願されたとある。また神武の兄五瀬命が負傷のために死ぬるときに、やつこの痛手に命を落すことを嘆ずる言葉がある。これは輕侮を現はした言葉である。應神紀には武内宿禰が其弟と争ふて探湯をして勝ち、是を殺さうとしたのを紀伊直等之祖に賜ふ記事がある。雄略紀には冒瀆者根使主の子孫を沒收して一は皇后の部民とし、一は茅渟縣主の負囊者とする記事が見える。女子奴隷も早く居たらしい。武烈紀八年三月の條には猥りに女子を殺したり婢とする記事が有る。また寺奴、神奴の名も見えるから、寺院や神社が奴隷を所有してゐたのである。これは犯罪等の原因により奴隷に没入されたものも有つたらう。韓奴、高麗奴、蝦夷奴の名も見えてゐることより見れば、異種族を征服して奴隷とすることも有つたのだ。

しかし上古に於ては「やつこ」の數は恐らく少かつたらう。それは部が根本的労働組織であり、品部や部曲が重要な労働民であつたからである。古書には「やつこ」に關する記載が少い。しかし是れを財産視する觀念は存在してゐた。また、やつこを解放して「やけびと」(家人)となすことも行はれてゐたと思はれる。

四 宮廷工業の労働者

西曆六四五年に大化改新が行はれた。これによりて政治上、社會上、經濟上の種々なる變革が行はれた。これより王朝時代が現れる。大化改新は族制政治を破壊し中央集權制度を生み出したやうに見えるが、今日の意味に於ける中央集權に非らざることは言を俟たぬ。氏族制度は崩壊したが、其跡には西洋經濟史家の所謂「家の經濟」(Oikeu Wirtschaft)が現れてゐると思ふ。貴族や大寺院や宮廷やは一の大きい「家」と見られる。メロヴィンガー王朝が一の大きい自然物經濟の單位であつた如く大化改新以後の宮廷も、私的には一の大きい「家」であり、その經濟は一の尨大な私經濟であつたと思はれる。

この時代に於て未だ農業と工業とは決定的な分化をなしてゐない。國民の主要な産業は農業であり、一般的に言へば工業はビュヒヤーの所謂家内仕事の領域を出づるものでなかつた。此時代の工業の指揮者は實に宮廷である。宮廷は其事業として工業を經營すると共に、調庸を貢進せしめることに依りて工業品の生産の普遍化にも力を注いでゐた。

農業が唯一の産業である時代にありては、工業は多く不自由民の司るところである。我國の工

業は最初、宮廷に隷屬する不自由民の團體たる部より始つたのである。大化改新によりて部の組織の廢止せられると共に、一層組織立ちたる宮廷工業が現れた。大寶令によれば中宮の圖書寮には寫書手、裝潢手、造紙手、造筆手、造墨手、紙戸があり、内藏寮には典履、百濟手部があり、畫工司には畫師、畫部があり、治部省の造兵司や主船司には雜工部、船戸があり、大藏省の典鑄司に雜工部、漆部司に漆部、縫部司に縫部や縫女部、織部司には挑文師や挑文生や染戸、宮内省の木工寮には工部、造酒司に酒部、鍛冶司に鍛部や鍛戸、土工司に泥部や泥戸、主水司に氷部、内染司に染師といふが如くに、特殊の工業に對する機關が設けられ、これに附屬する労働者も存在してゐたのである。これらのものは宮廷の需要に應ずるものであつて、その單なる法律上の擬制的規定でなかつたことは、彼等の勤務年限、定員、補缺、食料の供給、功程、勤務時間等に關する規定が大寶令以後に於て類聚三代格や延喜式のなかに頻りに現れてゐることによりて知られる。これらのものは前代の部の組織の延長であり、改善であり、發達である。例へば織部司は服部連や太秦公宿禰の督してゐた工人を收めたものであり、漆部司は漆部連の統制してゐた漆工の後身によりて組織されるのである。

これらの宮廷工業の労働者は多く不自由民である。その主成分は品部(前代の品部と異る)と雜

戸とであつた。彼等は一括して雑色とも呼ばれる。彼等は賤民ではないが、一般の自由民たる公戸ではない。恐らく前代の品部や部曲の後身である。彼等は諸官司に附屬し、課役に代へて技藝を以て仕へるのである。しかし年月と共に彼等の地位は向上したらしく、延喜式に於て木工寮に鍛冶戸、左右馬寮に飼戸、兵庫寮に鼓戸が残つてゐるばかりである。卓越した技藝を持つてゐた雑戸に對し雑戸を免じて姓を與へたり、雑戸を免じないが姓を許したりする記事が續日本紀に記されてゐる。

以上の如き宮廷工業は如何なる社會的効果を持つたか。第一には工藝の著しい進歩が見られた。第二には諸國の人民の間に工業技術を傳播させた。經濟史的に重要なのは第二の點である。織部司に屬する挑文師は元明帝以來、屢々諸國に派遣されて織技を教授して歩いた。それは調庸として絹其他を徵發するに在つたが、諸國にかゝる技術を傳へた効果は大きい。延喜式によると絹帛を調貢する國は三十六ヶ國の多數に上つてゐる。農民は自家用若くは市場のために斯くの如き經濟財を生産したのではなく、調庸のために過ぎないが、これによりて何程か宮廷工業が民衆化(？)され、所謂家内仕事の發達を見るに至つたのである。『今昔物語』には家内仕事と思はれるものや、ビュヒヤーの所謂賃仕事と思はれるものに關する二三の記事が有る。しかるに總て承

平天慶の亂となり、地方は混亂に陥り、海賊強盜が蜂起して京都へ集る諸國の調貢を掠奪した。かくて宮廷工業も農民の家内仕事もいつしか衰へ果て、王朝末期には工業上の暗黒時代がくるのである。

五 奴 婢

氏族制度が崩壊し始めると、それにつれて大家族制度が明確となり、血縁者の勞働力を補ふために奴隸の勞働力が重要な程度を増してくる。最初、奴隸は家族の一員として取扱はれ、家族の勞働の重要な補助者であつたが、やがて勞働組織は大規模な奴隸經濟の方へ進んで行くのである。希臘羅馬の「家の經濟」は正に奴隸の勞働力を基礎とするものである。わが經濟史上に類例を求めれば奈良朝は奴隸經濟の盛期である、宮廷も貴族も寺院も自由民も奴隸の所有者であつた。六國史、類聚三代格、正倉院文書、日本靈異記、今昔物語の類には王朝期の奴隸の有様がよく描き出されてゐる。

大寶令は官戸、陵戸、家人、公奴婢、私奴婢の五種の賤民を記してゐる。官戸、陵戸、公奴婢は公有奴隸であり、家人と私奴婢とは私有の奴隸であると言ふことが出来る。このうち、典型的

な純粹の奴隸は私奴婢に外ならなかつた。王朝時代の社會階級を見るに、貴族階級としては位階の所有者があり、自由民としては公民があり、半自由民としては品部雜戶の雜色があり、その下に賤民があつたのであるが、賤民の最下位なる奴婢は同時に當然に全國民の最下位にあつた。何れの家も奴婢を有してゐた。在來の史家はわが上代の奴隸が必ずしも慘酷でなかつたと言つてゐる。また王朝の文化の華麗なことに眩惑して、その文化の基礎が奴隸の勞働力に在つたことを忘れてゐる。咲く花のほふが如き奈良の文化の半面には奴隸の悽慘な涙の歴史が有る。埃及のピラミットや羅馬の大水道が奴隸の血肉の結晶であつたやうに、平城京の建設、東大寺の大佛像の建立には無數の奴隸の血が涸らされたのである。

奴婢は純然たる財物であつた。古代日本の經濟財は綿、布、稻、牛馬、太刀、鏡、獸皮等であつたらしいが、奴婢もまた重要な經濟財であつた。天武紀には大祓に際して郡司が奴婢十人づゝを出したことを記してゐる。關市令は奴婢の賣買については官司を経て價格及び所有權の移轉を記載した證文を作れと規定してゐる。奴婢を盗んだものは盜に准ずることが賊盜律に定められてゐる。これは所有權の侵害を意味するから當然に此種の規定が生ずる。脱走奴婢を捕獲したものは遺失物拾得に準じて賞を貰へる。

結婚にも嚴格な規定があつた。當色以外の結婚は違法であつた。亦良賤相通じて生んだ子は賤となる。奴婢は主人のために殺されることも有つた。『法曹至要抄』には奴婢を殺した主人を杖八十または百の刑に處すると定めてゐる。生命を奪ふことと、擲られることとは決して同日の談ではあるまい。奴婢にして癡疾となるか、若くは病氣となつたものは往々にして遺棄されたらしい。弘仁年間に病人を捨つることを禁ずる太政官符が出てゐるが、これは主として奴婢を捨つることを指すと解せられる。奴婢もまた往々にして主人を殺した。律疏殘篇には主人を殺したり、傷けたり罵つたりした奴婢が死刑より流刑までの刑に處せられることを記してゐる。奴婢にも斑田制度の慈惠が及んだ。彼等は良民の三分の一の地を支給せられた。これを以て大化改新後の斑田制度が國家社會主義的にして奴婢の待遇もさのみ悪くなかつた證據であると論ずる人が有る。それは御用學者的見解であつて笑ふべき説である。これは自由民に對する租庸調の搾取に猶ほ飽き足らずして奴婢の勞働力をいやが上に搾らんとする支配者の貪慾に出づるものと解せらる。寺院はその重要財産として奴婢を所有してゐた。東大寺奴婢籍帳はよく此間の消息を語つてゐる。國分寺は必ず奴婢を所有すべしといふ勅令も出た。僧尼令は僧尼が奴婢を所有する事を禁じてゐるが、寺院自身は奴婢の大所有者である。奈良朝の寺院は一の大貴族に外ならなかつた。貞

觀七年には奴婢の類は戒器でないから受戒を聽さないといふ太政官符も出た。エツチ・シー・ウエ
ルス氏のいふ通りに佛教は世界最初に大平等思想を説いた尊い教だが、治者階級と苟合した俗世
佛教の醜態は唾棄に價する。

法律的組織としての奴婢階級は平安朝に於ていつしか消失して行つた。延暦八年には良賤通婚
して生んだ子を良に従はしむるといふ勅令が出た。即ち在來は良賤通じて生んだ子はすべて賤と
したのであるが、これを反對に良とするといふのである。「天下士女及び冠蓋の子弟等、或は艶色
を貪りて婢を姦し、或は淫奔を挟みて奴と通じ、遂に氏族の胤没して賤隸となり公民の徒變じて
奴婢となる」といふやうな奇抜な文句も有るが、とにかく此格の出たのは大なる進歩であつた。
しかし私は是を以て人道的趣旨に出たものと解しない。法律的制度としての奴婢制度の消失し
たのは其存在理由がなくなつたから、消失したのだ。否、奴婢制度に代るべき他のものが作られ
たから、奴婢制度が不必要となつたのだ。平安朝に於て、諸王諸臣寺院は處女地を開拓し、若く
は國有地を掠奪して盛に莊園を作り、重き租庸調や、また國司の苛政に苦んでゐた自由民を招き
入れて、これを農奴化しつゝあつた。奴婢制度のなくなつたのは其代りに農奴制度が樹立せられ
つゝあつたからである。何れの國の農奴史を見ても、農奴は自由農民の上に奴婢制度の原則を適

用し、自由農民と奴婢とを混化して農奴の階級を作り上げるのである。これは自由農民にとりて
明かに其地位の低下であるが、同時に奴婢にとりても其地位の向上を意味しない。何となれば彼
等は在來負擔しなかつた租税を負ふに至るのであるから。この自由民と奴婢との混合より、農奴
制度の生ずることはドイツ、イギリス、ロシアの農奴史に明かなところであるが、この現象は平
安朝の後半に我國にも見られた現象であると考へる。すべて歴史上の制度は必要ありて生じ、必
要なくなれば滅び去る。社會制度の推移は夢幻的な人道的要素によりて行はれるものでないと解
する。我國に於て法律的組織としての奴婢制度の滅んだのは、是に代るべき農奴制度の樹立しつ
つあつた爲めである。

以上の如くして奴婢は平安朝の末までに姿を没してしまつた。しかし一度奴婢制度の味を知つ
た人間は容易に此原則を抛棄するものでない。その原則は何等かの形に於て今日までも連続して
ゐる。而して平安朝以後に以て純粹なる法律上の奴婢はなくなつたが、人身賣買の風は依然とし
て行はれてゐた。また『貞永式目』には奴婢雜人といふ言葉が明かに記されてゐる。『長曾我部
元親百箇條』や『信玄家法』にも奴婢の語が残つてゐる。これは王朝期の奴婢の傳統であるが、
しかしもはや後者の如く基本的なる勞働制度ではなくなつてゐた。

第六章 我國人身賣買沿革考

一 人身賣買の概念

人身賣買とは生きてる人間を商品として一定の對價を以て賣買するを謂ふのである。其目的が人間の肉體そのものに存するに非ずして、其肉體に附着する勞働力若くは性慾的機能に存するのは言ふまでも無い。人間が人間を賣買するとは何といふ恐しき事であらう。しかもそれは長い人類史を貫いてゐる嚴格な社會的事實である。賣られたる人間は買ひたる人間の財産となる。シュモラーは財産法を中心とせずして、在來の法律を了解するを得ないと言つたが、過去の財産關係は實に人間の身體の上にまでも展開してゐるのである。

人身賣買は種々の見地より分類することが出来る。賣られる者の法律的身分より見て、奴隸の賣買と自由民の賣買とに分つことも出来るやう。賣買當事者より見て他人によりて賣られる者と、自己の意思を以て自ら賣る者とに分類することも出来る。また賣買の目的より見て勞働力の搾取

のために賣られる者と、性慾滿足の道具として賣られる者と分つことも出来るやう。

人身賣買は野蠻の風俗と考へられてゐる。しかし人身賣買は人間が一度、奴隸制度の味を覺えて以來絶えざる糸の如く人間社會を魅惑してゐる執拗なる風習である。今日の社會に於ては身體そのものを賣買することは制限せられるに至つたが(全然消滅してゐるのではない)勞働力そのものゝ賣買は何れの時代よりも盛であり、資本主義的社會の特徴を成してゐる。

我國の社會史にも人身賣買の暗い影が有る。奴隸が國法的組織であつた上代日本に其賣買が公然と行はれたのは言を俟たない。しかるに奴隸にあらざる自由民の賣買も早く既に上代の頃より見えてゐる。奴隸が國法の上より消え去つた後にも依然として自由民の賣買が行はれた。從來の歴史には餘りに明るい事のみが多く記されてゐる。しかし人民の歴史を研究せずして、眞の社會史が書かれ得るだらうか。社會は人民の勞働力を基礎とせずして、治者群のみによつて築かれ得たであらうか。私は我々の過去を靜かに反省するために、こゝに此小論を書く。

二 上代日本に於ける奴隸の賣買

一 上代日本の奴隸 上代日本には奴隸があつた。先づ問ふ、奴隸とは何であるか。

奴隸は史上、最初の被搾取者である。諸國の經濟史は何れも奴隸經濟によりて開卷せざるものは無い。古代東方諸國にも西方の希臘羅馬にも大規模な國法的組織としての奴隸制度があつた。古代の大宮殿も大墳墓も大水道も大里程標も此不幸な勞働者群の血涙の結晶より成る。奴隸制度の發生は異種族の嫌惡、財産關係の優劣、争鬭の勝敗、支配の欲望の展開といふが如き心理的經濟的社會的原因に基いてゐるが、此制度が動かすべからざる法律的制度となるには征服國家の發生と不可離の關係を持つてゐる。被征服者は奴隸となる。好戰種族が國家といふやうな面倒な組織を作り上げる勞を嫌はないのは、被征服者を奴隸として其勞働力に飽滿せんが爲めである。奴隸が國法的組織として成立した後は、負債、出生、犯罪、略人等が奴隸増加の原因となる。

我國も世界史の國々と同じく征服國家として歴史の第一頁を染めた。上代日本の社會が單純な一種族の自然的膨脹でないのは叙説の必要がない。古事記や日本書紀には神武帝の壯快な征服過程が描かれてゐる。しかし其征服は他國に見られたやうな大規模な、暴風雨のやうな、迅雷的のものでなく、漸進的な、小規模の過程に於てなされ、長い年月の間に天孫族の優勝的地位を確定したらしい。奴隸制度についても古代文明國に於けるが如き大規模なものでなかつたらしい。しかし彼等の勞働力が處女地の開拓その他に盛に利用された事は容易に想像する事が出来る。

大寶令によれば上代日本に於ける純粹の奴隸は奴婢と呼ばれてゐた。奴婢は公奴婢と私奴婢とに分れる。その外に陵戸、官戸、家人てふ三種の不自由民があつた。陵戸は歴代の天皇の陵を守る民であり、官戸は政府の諸賤業を司る民であり、家人は各家の私民である。

奴隸制度に關する吾國文献の初見は男女の法を定めた孝德天皇大化元年の詔の
男女之法者、良男良女共所_レ生子、配_二其父_一、若良男娶_レ婢所_レ生子、配_二其母_一、
若良女嫁_レ奴所_レ生子、配_二其父_一、若兩家奴婢所_レ生子、配_二其母_一、若寺家仕丁之子者、如_二良人法_一。若別入_二奴婢_一者、如_二奴婢法_一、今克見_レ人爲_二制之始_一。

といふにあるらしい。次いで持統天皇五年詔にも

若氏祖時所_レ免奴婢既除_レ籍者、其眷族等、不_レ得_二更訟言_一我奴婢_一。

と見える。しかし賤民の階級が明白な法律制度となつたのは律令の選定による。律令は唐制を模倣として新に賤民を官戸、陵戸、家人、公私奴婢の五色に分ち、その婚姻出産、斑田、課役、刑罰、服務の制を定めたのである。(五色の賤民につきて詳しくは三浦周行博士「法制史の研究」三四九頁以下を見られたし)

上代日本に於ける賤民の發生原因の主要なものは征服、負債、出生、没官、犯罪、略賣等である。而して此賤民群の人口数が幾何であつたかは勿論分らないが、古代の諸征服國家に於て奴婢

の数が常に自由民の数を超ゆることより推して、彼等の数が決して少くなかつた事が想像される。右の賤民中、賣買を公許されてゐたのは私奴婢に限られてゐた。陵戸、官戸、公奴婢は官に屬するものであるから、賣買を許されない。家人も私有であるが、賣買を許されないことは戸令に凡家人所_レ生子孫相承爲_ニ家人_ニ皆任_ニ本主驅使_一、唯不_レ得_ニ盡頭驅使及賣買_一と定めてゐるのを見れば明かである。かくの如くして賣買を許されてゐたものは私奴婢に限られてゐた。

二 上代日本に於ける奴婢の賣買 吾國の古代法制に於て賤民に關する規定ほど複雑であるものはない。私は次に私奴婢の賣買を諸方面より觀察して見よう。

第一に私奴婢の社會的地位を見ると、彼等は純然たる私有財産であつた。上代日本に於ける重要な經濟財は綿、布帛、稻米、牛馬、太刀、鏡、獸皮であつたらしいが、奴婢も亦その重なるものであつた。上古に於て罪穢ある人に財物を科し是を祓ひ贖はしめることの行はれたのは人の知る如くであるが、奴婢は馬、太刀、弓、布等と共に重要な祓具であつたのである。雄略紀によると水間君が贖罪のために鴻十隻と養鳥人を獻じたことが見え、また天武紀には大解除に祓柱として郡司が奴婢一口づつを出したことが記されてゐる。以上は奴婢が重要な經濟財であつたことを示すものである。而して彼等に對する取扱は貨財畜類と大なる差別のあるものでない。即ち賊盜律に

凡以_ニ私財物奴婢禽座之類_一、買_ニ易官物_一者、計_ニ其等_一、准_レ盜論。

と、見えてゐる。また戸令には

凡應_レ分者、家人奴婢田宅資財、惣計_レ作法、嫡母繼母及嫡子各二分、庶子一分。と書かれてゐる。

以上の如く純然たる經濟財であり、私有財産である私奴婢の賣買は如何なる方法に爲されたか。それは關市令に明文が在る。即ち

凡賣_ニ奴婢_一皆經_ニ本部官司_一、取立_レ券付_レ價。

と定められてゐるのであつて、馬牛の賣買には「唯責_ニ保證_一立_ニ私券_一」に止めたに反し、奴婢の賣買は官廳に届出づる事並に證券を立つる事の二要件を必要としたのである。而して義解は「奴婢之主、自修_ニ辭牒_一、連_ニ保證_一署、乃申_ニ送官司_一、官司判立_ニ券契_一也」と其方法を説明してゐる。

奴婢は私有財産であるから、其所有權を犯すものは當然に犯罪となる。賊盜律によれば他人の奴婢を掠奪したものは強盜を以て論じ、誘拐したものは竊盜を以て論じる。即ち「凡略_ニ奴婢_一者、

以_三強盜論、和誘者、以_三竊盜論」とある。また逃走した奴婢を途中で失敬し官に送らずして賣却するものは誘拐と同罪に取扱はれ、これを隠匿する者は罪一等を減ぜられる。而して奴婢は己れの子孫たりとも他人に賣ることは出来ない。何となれば其れは主人の財産を侵害することになるからである。若し奴婢より其子孫を買ふか、若くは是れを乞ひ取つた者は盜に准じて論じられる。これらの規定は賊盜律にある。

奴婢は屢々逃走した。自由を愛することは人間本然の性質である。何れの國の奴隸史にも其逃走の記事の散見しないものはない。東大寺奴婢籍帳には奴婢の名の下に「逃」の字を註したものがあつた。また「天平勝寶二年逃」「養老元年逃」といふが如く註したものもある。捕亡令には逃走した奴婢の捕獲に關する懸賞の規定がある。即ち

凡官私奴婢、逃亡經二月以上、捉獲者、二十分賞_一、一年以上、十分賞_一、とある、また同令は凡平_二逃亡奴婢價_一者、皆將_二奴婢_一對官平_レ之、若經_二六十日_一、無_二賞可_レ酬_一者、令_二本主_一與_二捉人_一、對賞分_レ賞、

と定めてゐる。即ち折角、捕へて貰つても、持主が貧乏で六十日間、報酬を拂へない場合には、持主と捕獲者とが相對にて其奴婢を賣却し、其賞を分つといふのである。

私奴婢の賣買價格は何程であつたか。大日本古文書が引用してゐる東大寺奴婢籍帳には明白に其の價格が掲げられてゐる。右によれば壯年の奴婢は稻一千束が平均價格であり、少年や婦人は千束以下であつたらしい。即ち三十九歳の奴一人にて稻一千四百束に當るものがあり、十五歳の奴一人にて稻八百束に當るものがあり、十二歳の婢一人にて八百束に當るものがあり、また婢二人（三十三歳及十一歳）にて一千四百束に當るものが見える。

以上の如くして上代日本に奴婢の賣買の行はれた證據は餘りに明々白々たるものが存する。而して其規定の峻嚴であり叮嚀であつて、政府の是れに干渉してゐる事の甚だ大きいのが見れば、奴婢が當時いかに重要な經濟財であつたか、また奴婢の勞働力が當時の社會組織を組立てるのに如何に必要であつたかを想像させるのである。曩に關市令について述べたやうに牛馬の賣買については官廳の證券を必要としないに反し、奴婢の賣買に是れを必要としたのは一見、人間を動物よりも重んずるもの様であるが、しかも其れは奴婢の勞働力を動物よりも一層重視した反證である。

上代日本に於て人身賣買は必ずしも奴婢に限つてゐたものでない。他方に於て自由民が自發的に自己の子孫を賣買する現象が發生してゐた。また他人を誘拐して賣買する恐しき商人の起源

も見られるのである。それを次に述べやう。

三 上代日本に於ける自由民の賣買

上代日本に於ては奴婢の賣買のみならず、自由民を奴婢として賣買することも行はれた。後者は自由民が自發的に自己若くは自己の血族を賣る者、並に他人のために強制的に賣らるゝ者の二種に分つことが出来る。

自由民が自發的に身を賣る最大の原因は飢饉及び負債である。飢饉と負債とが下層民を苦しめることは何れの國の歴史にも均しく現れてゐる。飢饉は交通の發達しない封建的社會組織の下に在りては周期的に繰返される現象であつた。負債は流通經濟の萌芽と共に下層民の困厄の一となる。飢饉のために身を賣る記事は既に天武紀に見えてゐる。即ち

下野國司奏、所部百姓遇凶年、飢乏欲賣子、而朝不聽矣

の句がある。こゝに百姓といふのは後世の意味の農民といふ事ではなく良民を指すのである。右によれば政府は飢饉に際して子を賣る事を禁じたのであるが、同時に右の一句は反面に於て斯る慣習の存在してゐた事を語る。(鎌倉時代には寛喜二年の飢饉に際し、特に子を賣る事を許し、また

飢民を養ふたものは是れを奴婢となし得る事を定めた例が有る)負債のために身を賣る記事は持統紀が初見である。即ち

若有百姓弟爲兄見賣者從良、若子爲父母見賣者從賤、若准貸倍沒賤者從良。其子雖配奴婢所生、亦皆從良。

と見えてゐる。日本書紀通證によれば「貸倍謂貸借之利倍也」とある。

律令の成りし後に於て自由民の賣買に關する規定も具つた。律疏の賊盜律によれば

凡賣二等卑幼、及兄弟孫外孫、爲奴婢者、徒二年半、子孫者、徒一年、即和賣者、各減二等、其賣餘親者各從凡人和略法

とある。和賣即ち本人の承諾を得て賣る者は罪一等を減するのであるから、原則としては家長が本人の意思を無視して随意に家族を賣つてゐたのであらう。當時の我國の家族制度は所謂大家族制であつて、「いへぎみ」と稱せられる家長が全家族員に對し絶對の統制權を持つてゐたのであるから、かゝる慣習は自然に生じ得べきである。ローマ人の家長が一家の君主であり、神であつた倂は、當時の日本に於ても、小さい型に於て見られたのである。また賊盜律には

知祖父母賣子孫、買者各加賣者罪一等

と定めて、購買者は是を賣りたる家族よりも罪の重いことを定めてゐる。

以上は自由民の自發的な人身賣買である。しかるに他方に於ては、他人を誘拐若くは掠奪して奴婢に賣り飛ばす習慣も早く既に上代日本に見えてゐる。これは後世の所謂勾引こまひであるが、當時の法律上の用語は「略人」といふ文字である。略とは承諾しない者を方略かつかしを設けて誘ひ取るを謂ひ、略して後に賣るのを略賣と謂つてゐる。賣られる者は必ずしも奴婢のみにはされないのでなく、妻妾、子孫、弟姪、家人にもされた。また略人は必ずしも他人に賣ること許りが目的でなく、自己が是を占有するために掠奪するものも有つた。賊盜律によれば

凡略人略賣人、爲奴婢者遠流、爲家人者徒二年、爲妻孫子孫者徒二年半、未得各減三四等一

と定められて居る。また略人によりて人を殺傷したものは強盜を以て論じられる。

ローマの奴隸史には自由民を誘拐若くは掠奪して奴隸に賣る慣習の盛に行はれてゐた事が記されてゐる。大シーザーも嘗つて海賊の爲めに奴隸にされた事が有つた。上代日本とローマとは比較にならぬ。しかし自由民を誘拐掠奪して奴婢となすことが盛に行はれてゐたのは同じである。奴隸制度のあるところ、奴隸狩りや奴隸商業は常に伴ふから、是は毫も不思議な暗合ではない。

略人は以上の如くして法律的に禁止せられてゐた。しかし法律的禁止の存在は他方に其慣習の實際的存在を反證するものである。律令は支那法制を模型とするものであつて、必ずしも當時の社會生活の需要に應じたものでなく、空文に均しいものも少くないが、しかも律令中に賤民に關する規定の甚だ多く且つ複雑であるのを見れば、此制度が當時の社會生活の缺くべからざる要素であつたことを知り得る。而して略人が少くなかつたことを證する記事が續日本紀に見えてゐる。即ち文武紀に大寶三年四月戊午、安藝國、被略爲奴婢者、二百餘人、免從本籍一と見え、また聖武紀に

天平六年七月辛未、詔曰（中略）可大報天下（中略）掠良人爲奴婢（中略）不在赦例一と見えてゐるのは其證である。

以上述べた處を要約すれば（一）上代日本に於て私奴婢の賣買は公許せられたが、其他の賤民（官戸、陵戸、家人、公奴婢）の賣買は禁ぜられ（二）自由民にあつては最初家長が其家族を賣ることを許す例外を認めたと、後には是を禁止し（三）飢餓若くは貧困のために自由民の身を賣る習慣は行はれて居り（四）更に掠奪誘拐せられて奴隸に墮つる自由民の多かつたこと、等が認められるのである。

奈良朝の文化は實に燦然としてゐる。宗教的感情や藝術的氣分の豊かなることは此時代に如くものはない。しかも社會生活の基本的制度として奴隸制度の暗い事實を伴ふてゐたことを忘れてはならぬ。

四 平安朝時代の人身賣買

平安朝時代に於ても依然として人身賣買の慣習の行はれたのが明かである。しかし賤民制が漸次に影を没し、主要な勞働力の提供者として農民階級の發達した同時代に於て、人身賣買は自ら前代と性質を異にするに至つてゐる。即ち奴隸はもはや主要の勞働力搾取の道具でなくなり、從屬的な、補助的な道具となつた傾向が有る。しかし他人の勞働力を恣に搾取し得ることは便利なることに違ひないから、前代の略人かどはかし即勾引は次第に盛となり、また貧困のために身を賣ることも依然として行はれてゐる。殊に上代以來發達した諸國の市に於ては依然として人身の賣買が行はれてゐたのである。

平安朝時代の文化も甚だ華麗な外觀を有してゐる。しかし其れは京師に集團する少數の宮廷貴族のサークルに限られてゐる。彼等は諸國の莊園より集る買物を消費して女性的な平安朝文化を

作り出したが、他方に於て地方の状態は無政府状態に近く、文化の階梯は未だ半文明の域にも達しなかつた。此種の地方に人身賣買の慣習の横行したのは容易に想像し得る自然的事件である。

平安朝初期には父母が子を賣る慣習が依然として行はれてゐた。それは是に關する禁令の存してゐる事より見て明かである。史籍集覽本所收の政事要路には

弘仁刑部式云、父母縁貧窮、賣兒爲賤、其事在己丑以前者任依契、若賣在庚寅年以後、皆改爲良不罪、不須論罪、其大寶二年制律以後、依以科斷、

と見えてゐる。こゝに己丑といふのは大同元年（西曆八〇九年）であり、庚寅といふのは其次年の弘仁元年（西曆八一〇年）を指すのである。

諸國に發達した市は生活必要品の交易場所であつたと共に人身賣買の市場でもあつた。其の例は大鏡の話者たる夏山の繁樹である。大鏡は人の知る如く、平安朝の生活を知る貴重史料であり、其記述の體裁は雲林院の菩提講に會合した、おほやけの世繼と夏山の繁樹といふ二老翁が文徳天皇より後一條天皇までの事蹟を語り合ふ物語體になつてゐるが、其夏山の繁樹といふ老翁は嘗つて其父が市にて購買した幼児であつた。即ち彼の身の上話しの處に彼の父の言葉として

「唯だ我れは子生む業も知らざりしに、主の御使に市に罷りしに、又私にも錢十貫を持ちて侍

りけるに、憎氣もなき兒を抱きたる女の、此れ人に放たんとなん思ふ、子を九人まで生みて、此れはし十たりの子にて、いとど五月にさへ生れて、煩厭ひづかしきなりと言ひ侍りければ、此の持たる錢に換へて來にしなりと云々」

といふ一節が有る。即ち多くの子供に惱む女が自ら嬰兒を抱いて市に出で、錢十貫と是れを代へたのである。更に平安朝の末期の現象と思はれるが、西行法師の編んだと傳へられる選集抄にも次の記事が有る。即ち

「過にし比、越後國したの上村と云にまかり侍りたりしに、彼の里は海のほとりにて、奥よりの津にて、貴賤あつまりて、朝の市のごとし、たゞ海のいろくづ、山の木のみ、絹布のたぐひをうりかふのみにあらず、人馬の族を賣買せり、其中にいとけなく、又さかりたるは申すにおよばず、頭はしきりに霜雪をいたゞき、腰にはそゞろにあづさの弓をはりかゞめて、今日明日ともしらざるもの、しばしの程を資けんとして、そこばくの偽を構へ、人の心をたぶらかして賣買せる事のみはべりしに、すゞろに泪のこぼれて侍りき」

と見えてゐる。是れ宛としてローマ、バビロン其他に行はれた奴隷賣買市の光景を髣髴たらしめるものでないか。選集抄は偽書であるとも傳へられて居るが、當時の社會生活の反映たるには違

ひないのである。

また今昔物語の中にも人身賣買の記事が有る。即ち「近江國主女將三行美濃國一賣男語」といふのが其れである。此小話は夫に死別して懊惱してゐる壯年の寡婦に對し、其從者が温泉行を勧めて連れ出し、途中にてこれを賣りて逃亡したが、其賣られた女が悲哀の餘り食を斷ち、終に死ぬるといふ哀話である。其物語には其從僕が女を賣つた代償として絹や布を得たことが記されてゐる。

義經が金賣吉次に伴はれて奥州に下つたのは人の知る如くである。しかし金賣吉次が義經に奥州下向を勧めたのは必ずしも一片の俠心より出たものではない。却て一種の誘拐が其主動機であつた。即ち彼は義經を秀衡の許に同伴して恩賞を得やうと思つて其奥州下向を勧誘したのである。義經記によると「……かどはかし參らせ、御供して、ひでひらの見參に入、引出物取てとく付ばやと思ひ」云々と記されてゐる。これも一種の略人に見做すことが出来るであらう。

他人の奴隷を勾引して賣買することも依然として行はれてゐたらしい。壬生家文書によると、治承二年に山陰道諸國司に下した太政官符には

如_レ聞勾_二引諸人之奴婢_一賣_三買要人_二之輩、充_三滿京畿_一云々、結構之旨、罪科不_レ輕、宜_レ令_三諸國

搦二禁件輩一

の一句が有る。右によれば、此種の人商人は、「京畿に充滿」して居たのが明かで、また「諸國に令して搦禁」の句より推せば此種の商人が諸國に存して居り、相互に連絡を有してゐたのでないかとも思はれるのである。人商人は次の鎌倉時代や室町時代の文献に散見してゐるが、既に平安朝時代より一種の商業として成立してゐたらしい。

五 鎌倉時代の人身賣買

純粹の法律的制度としての奴隷は、社會の進化につれて、平安朝の末期にはいつしか姿を没してゐた。しかし奴隷制度の原則が日本の社會より消え失せたのではない。鎌倉時代は一の文化轉換期であつた。新興の治者たる武士階級は廢頽した京都の公卿文化を一蹴し、素朴な健かな武士文化を建設しようとしてゐた。東國の鎌倉には荒々しい創造の空氣が横溢してゐた。新しいものが舊いものに代らうとしてゐた。しかし過去の何れの社會的變革も下層勞働民の利益や志向を中心とするものでなく、治者階級の利益が中心であつた。されば鎌倉時代に於ても舊の如く奴隷の原則は殘存し、人身の賣買も依然として行はれてゐた。純粹なる法律制度としての奴隷は無くな

つたが、實質上の奴隷を意味する奴婢雜人てふ語は此時代の文献に散見する。人倫賣買、人商、人勾引などの言葉も頻繁に現れる。而して曩に引用した選集抄には越後國の或海岸に面せる市に於て人馬の族が賣買せられてゐた事を語つてゐたが、平安朝の末期以來、諸國の市場に人身の賣買が行はれてゐたらしい。侍所篇によれば「鎌倉中並諸國市廛間、多有_レ專_ニ此業之輩_一」の句が見える。太平記「阿新殿の事」の一文によれば「母上しきりに留め給ひけるは、かひく_レしき若黨もつれずして、只壹人行き給ひては、路にて命をうしなふか、また人を賣買ふ所なれば賣られて人の僕となり、習はぬ業に仕はれん時は歎悲むとも叶ふまじ」といふ一句が有る。これより推せば遙か後代なる北條末期にも地方に於て人身賣買の市が猶ほ存してゐた事が想像される。

『砂石集』には人身賣買の記事が二つある。第一は文永年間の飢饉に際し、美濃國の孝子某が母のために身を賣る哀話である。其重要な點を引用すれば次の如くである。

「……身を賣て、かはりを母にあたへて、泣々わかれて、あづまの方へぞゆきける。三河國矢作の宿に相しりたる者語れば、商人の人あまた引具し下ける中に、わかき男の人目もつゝまず音をたててなくありけり。人あやしみて、なにゆゑにさしも泣ぞととひければ、美濃の國のものにて侍るが母を助けんがために身を賣ていづくにとどまるべし共なく、あづまのかたへ下

り侍る也。母のあまりに、わかるることを悲て、もだへこがれ候つるが、日をかぞへてこそ思ひおこすらめ……」

右のうち、注目すべきことは、人買商人が買ひ取つた人間を引率して東國へ下つて行く光景である。後代の室町時代に出來た謡曲にも人買商人が多くの人間を東國に輸送して行く有様が描かれてゐる。これらの人間は東方の荒地を開拓するために輸送されるのである。これらは現代にも北海道其他に悽慘たる土方部屋の慣行の存してゐることを考ふれば毫も不思議ではない。砂石集には今一つ人身賣買の記事がある。それはややユーモアの味を持つてゐる、次の如くである。

「或修行者法師二人、同よはいすがた大方似たりけるが、道に行連れあひ、かたらひて修行しけるに或里にとまりぬ。一人の法師、夜ふけてひそかに家主にいひけるは、これに候ふ法師は由緒ありて、めしつかふべき者にて候時にうり候べし、かはせ給へと約束して、既にあたひさだめつ、この一人の法師、この事を壁をへだてて聞きてけり。不思議の事也と思ひて、この法師が寝入りたる隙を伺ひて内に入りて、夜部申候ひしあたひ給はり候はん、いそがしく候。この法師はこれにねられ候なりとて、あたひとりてつきいでさりぬ。この法師目さめて見れば一人の法師なし、さて支度相違してかへりてうられて、せめつかはれけり。よしなく人を狂

惑せんとして我が身をわづらはぬ因果の道理たがはず云々。」

かくの如き記事が總て具體的事實であつたか否かは勿論不明である。しかし乍ら斯くの如き物語が當時の社會生活を反映してゐることも勿論である。右の記事中、旅店の主人が人身賣買業者であつたらしい事は注意すべきである。古代の希臘羅馬の旅店が種々の罪惡の隠匿所であり、協議の場所であつたといふ事と照合すれば、文化程度の低い時代の旅店に於て上述記事の如き事實の行はれることは有り得べき事である。

此時代の法制には多くの人身賣買關係の規定が有る。先づ鎌倉幕府の創設者たる頼朝を見るに、彼は特に人身賣買に關する規定を設けなかつたと見える。しかし北條泰時の編纂であつて、武家法制の嚆矢たる『貞永式目』には、

一 奴婢雜人事

右任_三右大將家御時之例、無_三其沙汰過_三十箇年者、不_レ論_三理非、不_レ及_三改沙汰、次奴婢所生之男女事、如_三法意_二者、雖_レ有_三子細、任_三同御時之例、男者付_レ父、女者可_レ付_レ母也。

といふ一項があるから、頼朝（右大將）も既に奴婢雜人の社會的地位を規定することを忘れなかつたのである。而して『新編式目追加』の諸規定には奴婢雜人の年紀は略々十箇年と定められて

ゐる。彼等は所従、相傳等の名を以ても呼ばれたらしい。

鎌倉時代に於て人身賣買は禁制せられてゐた。しかし人商なる商業者の成立したのは此時代である。既に平安朝末期にも此種の商人を生じてゐたが、専門的に人身賣買を目的とするものが成立したのは此時代である。その規定も甚だ詳密である。而して盛に賣買されたものは前掲の奴婢雜人でなくて、富家の奴僕たるものであつたらしい。奴婢雜人は御家人に隸屬するものであつて、頻繁に取引されるものでない。政所篇によれば「人倫賣買事、禁制重之、而飢饉之比、或活却妻子眷屬、助身命、或容置身於富徳之家」の一句がある。而して人身賣買を禁ずる規定の初見は嘉祿元年に後堀河天皇が下した宣旨であらう。それは侍所沙汰篇に

一、可令拘禁引人、並賣買人輩事

右嘉祿元年十月二十九日宣旨狀爾、略人之罪、和誘之科、章條差備、所戒不輕、兩事之禁相犯之輩、時俗積習今未懲改、慥仰京畿諸國所部官司等、可搦進彼輩、知而不糾同罪者。

と出てゐる。其後に於ても曆仁二年、延應元年、同二年、仁治元年、建長六年、同七年、正應元年其他に亘つて、人倫賣買と人勾引との禁が繰り返されてゐる。一々原文を引く煩に堪へないから、『新編式目追加』に散見する重要な規定の内容を列挙しよう。

一 人身賣買は原則として禁ぜられたが、飢饉の際には特に例外を認め、妻子眷屬を賣るを許し、また飢人を養ふたものは是を永く奴婢とすることが出来た。寛喜二年の大飢饉にはそうであつた。しかし後には此例外も弊害を生じ、その訴訟が頻繁であつたから、幕府は延應二年に是をも禁じてしまつた。

二 建長七年には禁制以後の賣買に對し其被賣者を放免するのみならず、其直物を沒收して、祇園清水寺橋の用途に使用すべきことが命令せられた。仁治元年には人勾引並賣買仲人之輩は發見次第關東に召下して處罰し、被賣者は無償にて直に放免し、且つ此旨を路次關々に公布すべきことが命令せられた。

三 正應三年には人商と稱して人身を賣買する者は處罰として火印を其面上に捺すべきことを嚴命した。また鎌倉の人商については火印を面上に捺すが、諸國にては守護地頭等が罪を斷ずべしとの規定も見える。

四 人身賣買は原則として禁制であつたに拘らず、しかも『新編式目追加』には人身賣買を暗黙に承認する矛盾の規定がある。即ち身を賣りたる者の妻が懷妊中である場合、其の懷妊が三ヶ月に達した證據が明白であるならば、其子は父に屬すべきものであるとの規定が有る。また人倫

賣買錢を大佛に寄進するに際し、其運上金を地頭の手にて送進する意味の規定が有る。何れも人身賣買を承認した上に於て發生すべき法規である。これは人身賣買が社會上に深き根據を有してゐたことを證明する。

五 『新篇式目追加』には質入之事、即ち人間を質入れする事についても規定が有る。この質入は券契を以てせねばならぬ。質入後十年を経たる時は完全に物主の所有となる。十年を経ざる者は一倍を拂ふときは自由となる。農民が年貢の未進のために逃亡した時に其妻子を抑留し、其資財を奪取することは、既に『貞永式目』にも禁ぜられて居るが『新編式目追加』はこの規定を繰返し、また濫りに入質した農民の身體を流質となすべからざる事を規定してゐるのである。

曩に述べた如く鎌倉時代は我國社會の新しい文化轉換期であつた。女性的な公家文化が朽廢して健かな武士文化が成長しつつあつた。しかし其れは結局、治者階級の更新に過ぎなかつた。下層民の状態は本質的には毫も改善せられるところが無い。否、これより嚴酷なる武人の鞭は平和を愛好する勞働民の上に降る。下人が塚を越ゆること、即ち農民等が自由に移動することは禁ぜられるに至り、植物の如く土地に隸屬せざるを得ないやうになる。この状態は室町時代の末期たる戰國期に至れば鐵の如き法則と化する。次に室町時代に於ける人身賣買を觀察しよう。

六 室町時代の人身賣買

尊氏の室町幕府は頼朝の鎌倉幕府の如くに、社會的需要に應じて現はれたものでなく、社會的統制力も後者に比すれば著しく劣つてゐた。殊に此時代の後半に新しい社會的混亂が周り來り、全日本が戰國てふ大熔鑪に投ぜられる。かゝる時代の平民階級が幸福で有り得る筈がない。土一揆、一向一揆といふが如き、平民群の活躍した勇ましい舞臺も見られたが、其日常の生活は暗かつた。人身賣買は依然として行はれ人商もはびこつてゐた。殊に此時代以後には文書の保存せられるものが多くなつたから、人身賣買の證文も少からず残存して居り、其條件の苛酷さは此時代の平民の受苦を物語るのである。

此時代の文學を代表する謡曲には人商人、人買舟などの語が散見する。直接に人身賣買を描いたものとして『自然居士』『角田川』『櫻川』等が有る。就中『自然居士』は自然居士なる一僧侶が身を挺して、賣られた一少女を救ふ話である。即ち少女が賣られて東國に連れ行かれることを聞き、彼は説教壇を飛び降りて是を追ひ、或る河邊に於て是に追付き自ら水中に泳ぎ入つて、人買舟に取りつき、少女の返還を迫つたが、人買商人は容易に是を承諾せず、種々に騷られた揚句

に漸く返して貰ふといふ筋である。それは當年の僧侶が未だ民衆の生活と遊離してゐないことを示すと共に人身賣買の慣行を語る有力な文献である。即ち

「かやうに候者は、東國方の人商人にて候、此度都に上り、あまた人を買取て候、まだ十四五計なる女を買取りて候が昨日少の間暇を乞候程にやりて候が未歸らず……扱此舟をば何舟と御覽じて候ぞ、其人買舟の事さうよ。あゝ音たかし何とく……」といふ句もあれば、また

「……裳裾を波に浸しつゝ、舟ばたに取り付き引きとむ。あら腹立やさりながら、衣に恐れて得は打たず、是も汝が科ぞとて船櫂を以て散々に打つ。打たれて聲の出でざるは若し空しくやなりつらん。何しに空しくなるべきと、引き立て見れば身には繩、口には綿の轡をはめ、泣けども聲の出でばこそ」

といふ句もあり、また

「參らせ度くは候へども、こゝに笑止が候、何事にて候ふぞ、さん候、我等が中に大法の候、それを如何にと申すに人を買ひとつて再び返さぬ法にて候」など、見えて居る。

『角田川』には、

「昔も去年三月十五日、しかも今日に相當て候、ひと商人の都より年の程十三ばかり成をさ

なき者を買とつて奥へ下り候が、此をさなき者はまだならぬ旅のつかれにや、以の外に違例し、今はひと足もひかれずとて、此河岸にひれ臥候を、なんぼう世には情なき者の候ぞ、此をさなき者をば其まゝ路次に捨て、商人は奥へ下つて候……思はざるに獨子を人商人にさそはれて、行方を聞けば逢坂の、關のひがしの國遠き、東とかやに下りぬと聞くより心亂れつつ、そなたばかり思ひ子の、跡を尋て迷ふ也……」

と見え、『櫻川』には、

「か様に候者は、東國方の人商人にて候、我ひさしく都に候ひしが、此度筑紫日向に罷りくだりて候、又昨日の暮ほどにをさなき人を買ひととりて候、彼の人申され候は、この文と身の代を、櫻の馬場の西にて櫻子の母と尋ねて、たしかに届けよと仰候程に、只今櫻子の母のかたへまゐり候……あら思ひよらずや、まづ／＼文をみるに候、さても／＼此年月の御有様、みるもあまりのかなしさに、ひと商人に身を賣りて、あづまの方へ下り候、なふ其子はうるまじき子にて候ふものを、や、あら悲しや、はやいまの人もゆきがた知らず成り候……」

と見えてゐる。これらのものは何れも人商人を東國のものとなし、其輸送地を關東若しくは奥州となしてゐる。其被害者は前二者は都會の人間であり、後者は九州である。歩行に堪えない少年

を路傍に打ち捨ておくといふが如き慘酷な振舞も行はれたと見える。また人商が公然の商業でなかつたことは、自然居士に於て人買舟かとの間に對し「あゝ音たかし」云々とゴマかしてゐるの推測される。曩に『砂石集』について述べた如く、かゝる文學物を以て具體的事實の報告と見做し得ないのは勿論であるが、當時の社會生活の描寫には相違ないのである。

これより少しく此時代の人身賣買に關する古文書について記述しよう。『南路志』には此種の證文が二通出てゐる。次の如くである。

アマ女讓與所從之事

合貳人者 一人ハツマ女廿四歳
一人シヤカ鬼子

右侍所從者、アツマ女重代相傳所從也、然一子息專當兵衛允限ニ永代ニ讓渡所事明白也、至ニ于後將來ニ不可有ニ他人妨、仍爲ニ後日沙汰ニ所ニ讓與ニ之狀如件

應永二年三月十日

榑 アマ女

專當兵衛允

右はアマ女なるものが其子を專當兵衛允に重代相傳の所從即ち奴婢を母子とも二人讓渡した證文である。これは純然たる人身賣買でないが、斯くの如く讓渡される財物である以上、他方に於て

賣買の對象たり得ることは容易に想像される。而して右の讓渡されたシヤカなる子は、更に後に至り、專當兵衛允より二郎衛門允なるものに再讓渡される。『南路志』は次の證文を載せてゐる。

ゆづりわたす下人の事

あわせて壹人者 是ハツマ女が子しやかほうし丸
生ねん十二さい

みぎかのしやかほうし丸事は、はゝのおほせのまま二郎ゑもんのせうにゆづりわたすところじちなり、たゞしせんしんの御ゆいごんにまかせてゆづりわたすゑは、後日にひやうへのせうがしそんとして、いらんさまたげをいたすともがらあらば、かのゆづり狀をもつて、くぼうの御さたとしてもちいらるべく候、よつてのちのちのためにゆづり狀如件

おろゑい七年 かのへた
つのとし 二月十四日

せんだうひやうへ

ゑもんのせうかたへ

室町時代の史料として有名な『大乘院寺社雜事記』にも人身賣買に關する記事が出てゐる。それは鵠の又四郎といふ男に關する件である。長文であるから此處に引用し難いが、この又四郎なる男が嘗つて錢十貫を以て身を賣り、更に嘉吉三年に十貫を支拂ふて自由になつたことを記して

ある。同年に於て白絹四丈が一貫文に當つてゐたといふから（『嚴楞院長吏賤堂記』）此男の交換價値は白絹四十丈に相當する。嘉吉三年より約十一年後なる享徳三年には御供米一石五斗が一貫文であつたから（『東寺私用集』）此男は米約十五石に相當するのである。

『香取文書纂』にも人身賣買の證文が載つてゐる。即ち舊要害家所藏の文書中に孫太郎といふ作男を五ヶ年間、一貫文にて賣渡す事を記してゐる。次の如くである。

依り有_二よろ_一／＼／＼りわたし申男の狀の事

合ほんせん壹貫文者

右かのをとこのあさな孫太郎、生年卅二仁まかりなり候を明年きのへむまのとしよりはじめ候てきたり候はんつちのへいぬのとしまで、五ヶ年五つくりの間、壹貫文にてうりわたし申處實正なり、もしかのをとこ一日もてまひまをかり候はゞ一日に廿文づゝのてまれうをさたいたすべし、此上もしいかなるけんもんせいけ、神社ぶつじりやうへにげうせ候とも、此狀を先としてめしとられ候はんに、その所の地頭政所、ましてしんるいのいろい、一ごんもあるまじく候、仍爲_二後日_一狀如_レ件

文明五年みづのとのみ十二月廿二日

うりぬし香取津宮住人左近次郎華印

口入人 とらくす華印

右の證文につきて注意すべきことは五ヶ年五つくりの期間を限つて賣渡したること、並に怠慢せば一日廿文の手間料を出すといふことであらう。次第に年期を限つて人身を賣買する事が現れてゐる。而して代價一貫文といふのは餘り廉價である。此時代に於て、米一石は常に一貫文以下であつたらしいから、この壯年の農夫の五個年の人身の代價は米一石に足りぬのである。しかるに一日二十文の手間料はバカに高いものである。一貫は千文であるから、五十日間二十文づゝを支拂ふとせば、元本を皆済することが出来るのである。これを年利に計算すれば、一日廿文は元本一貫文の七十割以上である。かくの如きは當時の經濟生活が如何に低級であつたか、經濟生活に於ける人間の價値が如何に低かつたかを語るものに外ならぬ。

歐羅巴人が我國を訪問するやうになつてから、彼等が我國人の一部を購買し、奴隸として使用した事實は儘に存するらしい。東洋に遠征してくる歐羅巴商人は、燃ゆるが如き冒險的精神と物質的欲望とに満ちてゐた。奴隸制度の利益を充分に知つてゐた。彼等が日本人を購買したり、若しくは掠奪して奴隸としたことは容易に想像されるのである。

徳川時代の初期とも見るべき慶長十七年にも人身賣買の一證文が残つてゐる。それは幸田成友氏古文書中より竹越與三郎氏が『日本經濟史』に引用するところである。それは十四歳の少年を銀子十五匁に賣り、しかも子々孫々まで譜代とすることを承認するのである。全文は次の如くである。

慶長十七年二月子息賣渡證文

永代讓渡候むすこ事、梨利のゑつたを、但し十四歳之時也、銀子十五匁にうり申候、子々孫々まで譜代に進申候、右相違においては、日本國中之大小神祇別而一宮大明神之可_レ被_二御罰_一者也爲_二後日_一依如_レ件

慶長十七年子二月十一日

一日市ノ

岡本助兵衛様參

舟瓦村 田上新吉華印

慶長十七年に銀子十五匁は米八九斗を買ひ得たに過ぎぬといふから、實に此少年の貨幣價值も低いものである。しかも子々孫々を譜代とすることを契約するに至つては、人身賣買が必ずしも

深き道德的責苦を伴はずして、案外平氣に行はれてゐたことを思はせるのである。

人間を質入れする慣行も續いて行はれてゐたらしい。慶長年間に小笠原秀政が信濃の會田郷に下した法度によれば、「質物に男女地頭へ置候共、一年切に可相定事」と記されてゐる。〔中村文書〕大日本史料十二ノ十七）年貢の未進のために「妻子を進上する」といふことも行はれた。戰國時代の法制たる『大内家壁書』にも、『信玄家法』にも『長會我部元親百個條』にも、明白な人身賣買記事はないが、奴婢の年期や、その逃亡や、農民の逃散の禁などに關する規定が見えてゐる。此の時代の平民の負ふてゐた、運命は眞に暗いものであつた。

女子を勾引かす現象も『總見記』に記載が有る。同書の伊丹城責の條を讀むと、天正七年九月に「下京馬場町門役仕候者ノ女房、アマタノ女ヲ迷ハセ、日來泉州堺津ニ至テ賣候由相聞エ、今度村井長門守ヨリ召捕、彼女房糺明ヲ遂候處ニ、只今マデ八十餘人餘賣タル由白狀ニ及ブ、即今日彼女房誅セラレ候」と見える。堺は當時の殷賑なる商業市である。賣られた女たちが娼婦となつたことは明かに想像される。而して女子を娼婦たらしめる目的を以て勾引かすことは早く始つたに相違ないが、一種の營業化したのは、公娼組織の發達の初期なる戰國末期であつたと思はれる。

七 徳川時代の人身賣買

徳川時代を通じて人身賣買と人勾引とは堅き禁制であつた。家康以來歴代の將軍は屢々其禁を繰り返して居る。人間を永代賣にすることは事實上、この時代に消滅したらしいが、期間を限つて身を賣る現象は猶ほ盛に見られる。人勾引は死罪を以てする制禁たるに拘らず、依然として行はれてゐたらしい。徳川氏の政治は消極的的反動的なものであつたが、この時代に於ける社會的平和は、平民の法制的地位が劣惡であつたに拘らず、其實質上の地位を多少改善したらしい。(但し私は毫も此時代を讚美してゐるものでない。) 人身賣買についても戰國時代の如き露骨な酷薄味が減少したと見ることが出来る。しかし其には人身賣買が一層複雑となり、巧妙な組織と變化したものと見られぬこともない。

人身賣買の禁に關する原則は家康が元和五年に發布した次の法令によりて示される。それは

一 人をかどはかし賣候者死罪事

一 人を買取、夫より先に賣候者は百日之籠舎、其上過料錢、其分限に於て可_レ申_二懸_一之、若於_レ不出は死罪事

一 人賣買御制禁之上は或は譜代、或は我子たりといふとも、賣候あたひ程、賣人買人從_二雙方_一可_レ出_レ之、則賣られ候ものは、取はなし可_レ仕_二其身覺悟_一事

一 かどはかされ賣られ候は其本主へ返すべし、若主人なきものは是も其身存分次第事

一 人商賣宿之儀、久敷仕候ものは可_レ被_レ行_二死罪_一、但一夜之宿は糾明の上、依_二其過_一可_レ爲_二曲事_一事

一 人之賣買口入之儀、かどはかし賣候時之口入は可_レ爲_二死罪_一、若又譜代家子以下口入は、其品をわかち、籠舎、又は可_レ爲_二過錢_一事

一 長年季御停止の上、自然猥之輩は其人之分限隨て、双方より可_レ爲_二過錢_一事

右條々堅可_レ相守_一者也、仍如_レ件

元和五年未十二月廿二日

右のうち、「譜代我子たりとも」と言ひ、「人商賣宿」と言ひ、被放者を「本主に返す」と云ふが如きは、前代の遺風を充分に説明するものである。後代の立法であるが、徳川氏の成文法たる『御定書百個條』には人を勾引したものは死罪、勾引業者と馴合つて賣り渡し分け前をとつたものは重追放に處する旨が明記せられて居る。天和三年には下人召仕の雇期限を十年と定め、是を超ゆ

るものを罰する法令が出た。即ち「人賣買堅令禁止之、並に年季に召仕下人男女共に十ヶ年を限るべし、其定數を過者可爲罪科事」といふのである。これは十年以上の雇傭契約は實質上、一生の奴僕たることを意味するから、是を禁止したのであるが、しかも其適用範圍は武士階級以外のものであつて、特權階級たる武士については譜代召抱なるものを承認してゐるのである。それは元祿十二年の法度によりて定められた。

人を勾引したものは死罪となる。これは嚴格に實行せられた方針であつたらしい。所謂親子札と呼ばれる高札には此旨が記されて群衆の場所に掲げられてゐた。徳川時代の判決例を集めた『御仕置裁許帳』『科條類典』『御仕置例類集』には其實例が多く出てゐる。例へば『御仕置裁許帳』には寛文九年に庄兵衛なるものが十一歳の少女を勾引して吉原に賣つたために淺草で磔になつたこと、延寶四年には茂大夫なるものが、かねといふ他家の下女を盗み出して淺草田町の某に賣つたことが發覺し、江戸中引廻しの上、淺草にて獄門となつたこと、元祿五年には市右衛門なるものが××長左衛門娘せんなる十七歳の少女を勾引して遊女に賣つた爲めに死罪となつたことなどが出てゐる。『科條類典』には享保十六年に娘勾引業者が死罪となり、その世話をしたものが家財取上所拂に處せられたことや、往來の女子を勾引したものが死罪となつたことなどが出てゐる。

る。新井白石の『折たく柴の記』にも紀州の片田舎の貧しい農民が江戸の人勾引人のために苦勞をする長い哀話が出てゐる。

租税の滞納のために身を賣る者の絶えなかつた事も此時代の租税誅求の峻嚴であつたことを物語るのである。近松門左衛門の『丹波與作』には、大名にも知られた關の小まんが父親の年貢の未進のために身を賣る哀話を記してゐる。即ち「……横田村の父様二石二斗の未進につき、十六で水牢、男にも娘にも子としては此身ばかりなり、所在こそ出せをれ、お大名にも知られた關の小まんが父親を水牢では殺されず、參宮するとて暇をもらひ、女子の身で代官所を秋納まで請合て牢を出しは出したれど、何をあてどに何とせう……請合の日は近づく、氣がいさまねば身も瘦せて」と彼女は嘆くのである。『伊能文書』には「新福幸村惣右衛門子息年季證文」といふ一文書が出てゐる。それは「當午の御年貢につき、我等子供文四郎と申者、身代金四兩請取預り申、午之極月廿七日より申の極月廿七日迄、中年貳年季に相定、御奉公爲致所實正也」といふ書き出しであつて、年貢未進のために一子を四兩の身代金にて年季に入れることを記し、無事に勤め上げた後に於て三兩壹分二朱を返還したならば其子を返して貰ふことを約し、請人二人が連署してゐるものである。また當方より暇を貰ひ度いと申出る際には四兩を二倍にし、八兩の辨償金

を差出す旨を記してゐるのである。

徳川時代に「奴」といふ奴隷が法制上に現れてゐることを見逃してはならぬ。これは男子でなく、女子である。主として關破りの女子を奴とするのである。『御定書百個條』によると關所を通行せずして山越をした男子は磔とし、誘はれて山越をした女子は奴となすことや、關所を忍び通つた女子は奴とすることが規定されてゐる。而して奴にされた女子は附近の村落に下付されて、婢僕にされる。都市に於ては、奴とされた女子は一町内に渡される慣習があつた。

以上の如くして徳川時代には一生を賣る人身賣買は社會の慣習にも、法制上にも漸次に影を潜めたが、期間を限りて身を賣る事や、人を勾引することなどは、租税制度の嚴酷や遊女制度の發達等の原因により、依然として行はれてゐたのである。また譜代制度が漸次に減少し年季奉公の盛になつて行つたことも注意せねばならぬ。出替季や、請人や、給金や、日雇人等に關する社會制度も發達してきた。『病間長語』の著者は下人の忠義精神が漸次に頹れて「江戸中の白壁はみな丹那」といふ觀念が彼等の間に行はれてきたと憤慨してゐるが、經濟生活が進化して此結果を生んだのだから、已むを得ないのである。しかし以上の如き現象は主として都會内に見られるものであつて、諸國の邊陲の農村には昔ながらの奴僕制度が行はれたらしい。橋南蹊の『西遊記』には九州日向の農村では富裕なるものが一生買切りの奴僕を多く所有することや親が富家に子を

賣ることを却て出世と心得ることや、富家の娘が結婚するときは必ず此種の婢を添へてやることや、主人の氣にそむく時は心のまゝに賣拂ふことなどが記されてゐる。これは事實であつたであらう。そして日向のみならず他の地方にも行はれてゐた事實でもあらう。一國若しくは一民族の社會生活は必ず一率に同一歩調を以て進むものでない。進歩の反面には多くの舊い要素が取り殘されるから。

八 結 語

總て明治維新が現れる。明治初年の政府の態度は人身賣買に對しても革命的であつた。明治三年には支那人に童男子を賣渡すことを禁止した。五年には「人身を賣買し、終身又は年期を限り、其主人の存意に任せ虐使するは、人倫に背き有るまじき」事につき娼妓、藝妓等、年季奉公人、一切を解放すべきことが命令せられた。『新律綱領』にも略賣人の條を設け、人を略賣して娼妓とする者は流二等、妻妾奴婢とするものは徒二年半、因つて人を殺傷するものは強盜に準ずるといふ規定をした。

しかし他の改革事業が久しからずして反革命的となつてしまつた如く、人身賣買についても明

治の政府の態度は不純模糊を極めるやうになり、やがて數次の警視廳令は暗黙のうちに藝娼妓の人身賣買を認めるやうになつてしまつた。

私は以上に於て私たちの過去の暗い歴史を回顧して見た。以上は文献に現れたものを辿つて見たのであつた。本文に記し得なかつた事實も未だ文献の上に無數に存してゐる。而して文献に現れざる事實に至りては實に無數である。過去の歴史書が階級的歴史書であつて、わが平民の運命を記することの乏しいことに對し、私たちは冷笑を浮べざるを得ぬ。今は資本主義時代である。人身賣買てふ暗い影は未だ清らかに拭ひ去られてゐない。今、勞働力の賣買は何れの時代よりも盛である。これは果して人類史を長く暗くしてゐる人身賣買の原則の連続でないのであるか。更に貧家の女子が身を賣ることは昔ながらに行はれてゐる。濫りに現代を讚美するものも有るまいが、眞に人間が人間の世を讚美し得る時代は、猶ほ遙かに彼方であると思はねばならぬ。

第七章 特殊部落民解放論

一 現代日本の徳川時代的要素

佛蘭西の學者ルロア・ポリウが近代露西亞を評して次の如く言つた。曰く「露西亞は古くもあれば新しくもある、彼女は兩面を有するヤヌスの首である。其一面は老人の如く衰へ、一面は少年の如く清新である。一面は憂鬱なる亞細亞風をなし、他面は若い歐羅巴の活氣に満ちて居る。此二元主義は國家の政策にも、社會の組織にも私的の生活にも、至る處に見られる矛盾反對である」と。

私は此言葉を以て明治維新以後の我國社會を評するとも大なる過失の無いことを信するのである。明治の大革命より既に六十年が流れ去つた。日本は此間に於て實に跳躍的な外形的進化を遂げ得た。然しながら現代日本の社會生活が其根本に於て猶ほ執拗にも未だ多量の徳川時代的要素を保有してゐることを、誰が否定し得ようか。徳川時代は日本歴史を通じて最も暗鬱なる時代、民族的生活性格の最も墮落した時代である。此時代を通じて自由主義の哲學は一頁も編まれな

つた。全社會は印度の種姓制度の如く厳格な階級制度に依りて呪はれて居た。明治の大革命は眞に壯快極りないが、而も當年の眞摯な革命精神も餘りに根強い徳川期の精神に屢々壓倒せられざるを得なかつた。近世の日本が其外延として議院政治、軍制の民衆化、大企業の勃興、都市の生長、勞働者階級の發達といふが如き近代的現象を有するに對應し、其内包として政治家の朋黨的精神、資本家階級の家長的専制や政商主義、峻嚴なる階級的障壁、専制に屈從する民衆の無氣力、奴隸的な官許的學藝といふが如き、依然たる徳川期の特色を保有してゐるのは何といふ悲喜劇であらうか。

此種の社會に在りては、もはや何等の存在理由なき歴史的傳統も依然、一の社會的規範として拘束力を有し得るのである。私が此處に論じようとする特殊部落民は斯る不合理な制度の残す最大の犠牲である。遙にユダヤ族、シン・フエーン黨、印度人、ネグロ族の不遇に心を傷ましむる人は眼前、我が國內に不合理な鞭に悩む百萬の人々の存在することを畏れねばならぬ。利己主義的な人種平等案を掲ぐる前に、明々白々たる朝鮮人は勿論、一千年來の種族的反感に虐げられ來つた××族の根本的解放を企つる必要がある。

二 特殊部落民の社會的地位

××といふ字の如何に慘酷なることよ。豊富な支那の語彙を搜しても是程の侮辱を現はす文字は少いであらう（註）

註 部落民に熱烈な同情を有する喜田博士は××の字に代ふるに惠多の字を以てせよと言はれた。私もさうなることを希望する。

此社會群に屬する人々は遠隔なる北海道や沖繩を除いて内地の何れの國々にも住んで居る。明治四年の××非人解放令の發布當時には約三十萬人を數へたが、今や其數は優に百萬人を超過する。近時に於ける其人口増加率は一年三萬人である。而も此大集團は實に普通民と心理的に全く隔絶した、孤立の社會群である。彼等の社會的地位は恰も古代征服國家の奴隸群にも髣髴として居る。普通民は彼等に對して通婚同居、同火を許さない。自由の空氣の漲る大都會や植民地に混れ入つても、常に藤村氏の『破戒』の主人公の如く戦々競々として身分の隠蔽に慘憺たる苦心をする。一朝、其身分が發覺すれば、社會的榮譽も、經濟的成功も、忽ちにして破壊され了る。されば彼等は自然に密集的生活を強制されざるを得ぬ。反抗の心は火の如くに燃え上るが、猶太族

の如き組織的能力が缺けて居る。貧困が彼等を虐む。經濟史上、宗教的政治的に迫害された社會的集團が經濟的方面に優勝することは珍しいことでない（例、英國の非國教徒、各國の猶太人）然し特殊部落の人々は一意、經濟的活動に専心することを許されなかつた。従つて其經濟生活は劣悪であり、其生活方法は不潔であり、眼疾といふが如き貧困的疾物が横行するのである。

彼等は非人と共に明治四年の解放令に依り平民の籍に入り、租税と兵役の義務を負ふに至つた。然しながら彼等は新平民若くは特殊部落民の名の下に依然として侮辱を蒙りつつある。是に對して多くの解放案が提供されたが、其多くは哀憐的であり、少くとも普通民本位であり、若くは支配者階級本位であつて、徹底的効果を奏して居らぬ。彼等の階級的孤立は毫も存続の理由なき歴史的传统に原因するのである。特に徳川期の遺物なのである。私は此傳統の歴史的考察を爲す前に、彼等の現在の社會的地位を知つておかねばならぬ。

特殊部落の人々は歴史的に被搾取者であつたが、現代の資本主義社會に於ても同様に被搾取者である。今の社會はもはや古代の征服國家の如き峻嚴な政治關係に依りて律せられて居らぬ。然し其實質は依然として一種の征服關係より成る。各人が法律の前に平等であるといふことは唱へられて居るが、經濟的には搾取者と被搾取者とが、根本的に對立をする。此點より特殊部落の人

人を見るときは、彼等の大部分は労働者や農民と共に被搾取者の範疇に入るのである。近世歐羅巴に於て故國なき猶太種族は一方に資本家階級の先驅者となつたと共に他方に無産階級運動の先頭にも立つた。我國の特殊部落の人々が資本家精神の確立に参加した歴史は毫も無く、同様に無産者運動にも寄與して居ないが彼等の大部分が貧困にして労働を主要の財産とすることは、其社會的地位をして被搾取者たらしめるのである。而して被搾取者は如何に異つた職業に従事しても自ら連帶感情を有するものであり、連帶的運動に移るものであるが、現代の日本に於て彼等は他の被搾取者とは具體的にも心理的にも、依然として隔絶して居るのである。是れ一に舊來の、何等の價値なき傳統的觀念の禍するものに外ならぬ。

賤民といふ觀念は一の空虚な傳統的觀念に過ぎない。種族的反感といふことは歴史的には重大の役目を演じたが、今日にては既に妥當性を喪つた。我國に於て××てふ賤民觀念は今も執拗に残り、暗黙の裡に恐しき拘束力を揮ひつつある。それは特殊部落の人々をして其社會的地位を正當に認識すること能はざらしめる。また二個の大なる被搾取者群の結合をも妨害する。私は次にこの薄倅なる社會群の歴史を觀察し上記の賤民觀念が如何に無意味のものであるかを證し度い。

三 特殊部落民の社會史的方面

特殊部落民の社會史は強者の鞭に迫害さるゝ弱者の哀史である。此社會群の發生については人種起源説と職業起源説の二種が有るが、恐らく兩者とも多量の眞理を包含する。其最も原始的なものは古代の被征服種族にして賤業を課せられたものであり、時間の経過と共に賤業を営むものが××族であるといふ觀念に變つたのであらう。それが徳川時代の利己主義的專制政治に至つて大に爛熟するに至るのである。されば此社會群の社會史は是を發生時代、成形時代、爛熟時代に分つことが出来る。

(a) 發生時代 政治學的に謂へば古代の日本は先づ征服國家として成立し、次いで神權制國家に發達し、更に平安朝に於て貴族國家となつたと謂ふことが出来る。是を經濟史的に觀察するならば、征服國家及び神權制國家の二時代は奴隸經濟時代であり、貴族國家時代は自由農民時代であつたと謂ひ得よう。

特殊部落の人々の最も遙かな起源は是を古代日本の奴隸經濟時代に於ける奴隸群に求むべきものと思ふ。(註一)然しながら當時に於て既に××族てふ明白な階級的存在があつたのではない。

また當時に於ける奴隸群の總てが後世に××となつたのではない。其階級的成立は貴族國家時代に在る。同時に其成分は舊來の奴隸の外に自由民の一部をも加へてゐるのである。

註一 ××族の起源を論じて或はユダヤ族となし、或は蝦夷人となし、或は高麗百濟の狗部となし、或は印度の民にして吠陀の轉訛となし、或は比律賓のエタなる漂泊民となし、或はオロツコ族なりとする臆説が有る。然し私は今、社會學的概念としての××族を論ずるのであるから、是等一切の人種學的研究に觸れないでおく、また大した人種學的研究もない。

如何なる國家も征服に起源しないものはない。また如何なる原始國家も嚴格な階級制度に依りて組織せられないものは無い。政治は力の支配である。好戦種族が弱小種族を征服すると、茲に政治的組織が現れ、優勝者は貴族群を構成し、敗北者は奴隸群に墮し、經濟的搾取がその根本方法となる。此原則は古代日本に於ても同様に作用した。當時に於ける奴隸群は廣義に於て二個に分類し得る。第一は氏族財産たる部曲であり、第二は家族財産たる「やつこ」である。モムゼンに従へば牧畜民たる古代ゲルマン族には先づ奴隸財産と家畜財産とが發達したとのことであるが、既に農業を解してゐた古代日本には牧畜財産の代りに土地財産が發達してゐた。當時の社會結合の紐帶たる氏族は奴隸の勞働力を利用して盛に處女地の開拓に努めたであらう。更に大化改

新前後に於ては、賤民の法律的存在も明かとなつた。當時の奴隷群は所謂五色の賤民並に雑戸である。前者には歴代の天皇の山陵を守る陵戸、官廳の雜役に任ずる官戸、後世の家の子に似る家人、公奴婢及び私奴婢の五者が有る。以上の外に當時、一種の浮浪民の存在したことを忘れてはならぬ。彼等は其種類に依りて山人、うかれびと、傀儡子等の名を以て呼ばれた。彼等は古代に於ける狩獵民の末であらうと思ふ。狩獵民は眞にアナキーイの民で、漂泊性が強く、政治を好まず、同時に現在の政治的權力にも風馬牛である。(註二) 彼等も亦後代の賤民の有力な成分である。

註二 狩獵民が無政府的であることはオツペンハイマアなどの力説するところである。今日にても印度

の山間には五千年前にアリーヤ族に追はれた原始狩獵民が居る。我が國にても今猶、山窩と呼ばれる漂泊族が居る。

××族は實に以上の奴隷群のうちの或者が「經濟組織の進化」に基き「職業の分化」を動機とし、貴族國家の時代即ち自由農民時代に於て、終に其階級的存在を有するに至つたものである。

上代日本人が清淨を好む民であつたことは普く知られて居る。太陽の美しく光耀する現世を讚嘆する彼等にとりて穢れは死の如くに忌まれた。彼等は動物の死肉を忌み、死骸を忌み、墓地を忌み、婦人の月經時及び出産時を忌んだ。されば此種の職業は不淨として忌まれ、被征服者たる奴

隷に課せられた。而して他方に於て當時の最も重要な經濟的活動は農業に従事すること、即ち農民たることは自由民の特權であつた。然し奴隷の勞働力も盛に土地の開拓に使用せられた。かくて農業の發達は次第に農業に従事する奴隷をして良民の群れに混入せしめたが、同時に陵番、動物死肉の處分、皮革の製造、動物の飼育、産所を司る奴隷は賤民として賤視されるに至るのである。同時に農民出身者と雖も不淨と認められる職業例へば陵番に従事するものは同様に賤民視されるに至つた。後世の賤民の一種たる夙なるものの起源が是に存することは充分に信じ得る。

農業中心の社會は同時に工業を賤視する。原始的工業に従事する雑戸も臆て賤民の地位に墮した。彼等には斑田の恩惠も閉ぢられ、農業民たることに依りて自由民となる機會が絶たれて居た。

以上の如くして××族は平安朝の末期までに成長して行つた。××の字の初見は鎌倉期に書かれた『塵袋』であるといふ。平安朝にては屠者を意味する餌取の名を以て呼ばれ、殊に××の發音は餌取の轉訛であるといふが、種々の異説がないでもない。喜田博士は此社會群の起源を以て屠者、皮細工人及び河原者の三者の合一と言はれて居るが、純粹なる職業的方面より見れば博士の説は妥當であらう。とにかく私は古代日本に於ける農業本位の社會組織の發展につれて農業上

の奴隸が漸次に自由民の間に混入し得たに反し、賤業を強制されてゐた奴隸群は次第に賤民としての階級的存在を有し來り、終に平安朝の末期に於て「賤業に従事する職業的團體」てふ意義を獲得したと解し度い。異種族嫌惡の感情や征服種族の搾取慾は數時代にして消失し得べきものでないから、賤業を強ひられるものは被征服者たる奴隸群の子孫や浮浪民であつたであらう。自由民にして其従事する職業の關係より、若くは犯罪や負債の爲めに、賤民に落ちたものも少くないであらう。凡そ社會の最惡の分子は社會階級の最下層に落ちざるを得ないから、此種の關係も存したであらう。然しながら發生的見地に於て、古代の奴隸群が特殊部落の人々の本源であり、良民の墮落が從屬的要素であると見るのは最も正しいと信じる。

(b) 成形時代 特殊部落民が鮮明な階級的存在を有するに至つたのは鎌倉時代乃至室町時代である。

此時代に於ける社會上の統制者は新興の武士階級である。經濟上、職業の分岐も明白となつた。經濟組織の基礎は農業であり、農業は依然として尊まれたが、人民の地位は漸次に劣惡となつた。自由農民は農奴となつた。農業以外の職業に従事するものが輕視されたのは言を俟たない。

此時代に於ける賤民階級の職業は本來の賤業の外に社寺の掃除夫、井戸堀、駕輿丁、植木職の

如きものであつた。更に遊藝が此社會群の重要な職業となつたことをも注意せねばならぬ。古代に於ても他人の門口に立つて壽詞ほろこを述ぶるものが賤民であり、また雑戸ざつこのなかには官廳の樂戸も數へられて居たが、鎌倉時代より後は舞廻猿樂まわまわ、千秋萬歳法師、獅子舞といふが如き遊藝も賤民の職業となつたのである。

當時の特殊部落民の職業は必要なるものではあつたが、當時の主産業たる農業に比して經濟的重要の少いものであつた。さればそこには彼等が卑まるべき自然の根據があつた。然しながら賤民賤視の感情を煽動して社會的規範と化せしめたものは實に佛教である。五山の僧侶は口を極めて此肉食族を罵り「人中最下之種」といふが如き侮辱の語を發した。××といふ文字さへも當年の僧徒の考案に成るらしい。當時の知識階級であつた五山の僧侶は、世界何れの國の宗教史に於ても見るが如く俗世の支配者階級に媚び、社會の最下層に呻吟する賤民階級せんとくの存在を無視したのである。

經濟史上、鎌倉時代は商業上にも、工業上にも「座」——歐羅巴のギルドに當る——の組織の發生時代として注意せられて居る。而して××族に於ても一種の座の組織の存在してゐたことを肯定し得る痕跡が有る。「地方凡例録」は、徳川時代の××の首長であつた彈左衛門の祖先は宋人で

あつて、勇氣ある武士であつたが、落魄して賤民の群に入つてゐたのを頼朝の爲めに救はれ、丐徒二十八座の首領に任ぜられたのだと記し、其二十八座として長吏、座頭、舞々猿樂、陰陽師、壁塗、土偶師、鑄物師、辻目暗、猿引、針叩、弦差、石切、土器師、放下師、笠縫、渡守、山守、青屋、坪立、筆結、墨師、關守、鉦打、獅子舞、簀作、傀儡師、傾城屋の名を擧げてゐる。享保四年に彈左衛門が徳川政府に提供した××由緒書は學者より一笑に附されて居るが、上と同様な傳説を記して居る。以上の如き傳説が信賴し難いことは言を俟たないが鎌倉時代に於て××族が一の職業團體としての實質を具備するに至つたことは充分に想像せられるのである。而して此時代に於て本來の人種的反感が消え、人爲的な反感が是に代り始めたことも想像し得るのである。

(c) 爛熟時代 特殊部落の奴隸的地位の爛熟したのは徳川時代、殊に社會的理想の廢頽し盡した其後期に在る。徳川時代は人民にとりて最大の屈辱の時代である。徳川氏にとりて徳川一家の私的の利益が其の政治の根本動機であつた。其社會統制の基本的手段は武士階級の擁護である。戰國時代の末期より都市の發達や商業の殷盛に伴つて漸次に醞酵し始めた自由の空氣は、此陰鬱な徳川氏の消極的政策の爲めに忽ち崩壊した。嚴重な階級制度が全社會を縛つてゐた。然し當時の武士階級は、もはや鎌倉期の武士の如く、社會の實質的需要に應ずるものでなくなつてゐた。徳

川氏の階級政策は擬制的なものであつた。社會階級は士農工商に分れてゐたが、武士以外のものは實際上に於て奴隸であつた。××は非人と共に奴隸中の奴隸となつた。

此時代に於て非人なるものが法制上に現れてきたのは注意せねばならぬ。非人は室町時代より發生したやうに見える。久米邦武博士は「昔時は××非人差別なかりしが、只支配の異なるより、後世漸く派別高下を争うて別類の如く言ひ習はしたるなり」と言はれてゐるが、非人なる集團は特別の發生的方面を有してゐないやうであるから、此説は妥當であらう。而して徳川時代の法制上の地位に於て、××は先天的賤民と觀念せられ、自由民となることは絶対に不可能であつたが、犯罪、情死未遂、本人の希望等に依りて非人となつた自由民の或者は其親族の訴願に基いて良民に復歸することが出来たのである。

特殊部落民は當時に於て舊來の如く一種の職業團體たる性質を有して居た。本來の皮革業は勿論、竹皮草履、燈心細工、破魔箭の如き手工業に對して獨占的權利を有してゐた。遊藝も彼等の獨占か、若くは其管轄下に立つものであつた。俳優が河原者と卑しめられてゐたのは人の知る如くである。

徳川時代の法制は特殊部落民に對し一定の範圍の自治を許してゐた。例へば遠島以上の犯罪に

ついでには幕府自ら處斷するが、遠島以下のものに在りては××の頭領に引渡し、其獨得の刑法即ち「××仕置」に依りて處分せしめた。全國の特殊部落を通ずる首領は存しなかつたが、江戸淺草には有名な彈左衛門がゐりて府下並に關八州、甲斐、駿河、伊豆、陸奥の十二ヶ國を支配した。(非人の頭としては品川に松右衛門、淺草に善七がゐた)右の十二ヶ國以外にても或は長吏、或は小屋頭と稱する首長がゐた。

當年の××族の社會的地位は悽慘たるものであつた。元祿八年に生類憐みの令といふが如き愚令も出た。天和三年には下人召仕の雇期限を十ヶ年と定むる法令、元祿十二年には譜代召抱を禁ずる法令といふが如く、普通民の奴隸的境遇に落つるものを救ふ法令も出た。而も特殊部落の悽慘な地位を救ふべき一片の法令も發布されなかつた。否、徳川幕府の差別的政策は、專制に屈從した愚鈍なる徳川期の人民の頭腦に××賤視の感情を強く植ゑざるを得なかつた。されば此社會群に屬する人々は普通民より通婚、同居、同火を許されない。彼等は夜間に城下に入ることを禁ぜらる。頭髮は普通民と區別するために二重元結となさねばならぬ。女子は普通民の如く帯を結ぶことを許されない。往來に向つて窓を開くことを禁ぜられたものも有る。普通民は彼等と言葉を交はすを忌み、屋内に入るを禁じ、冠り物をなすことをも尤めた。徳川の一門や大小名たちの絶對

專制に屈從した人たちが孤立無援の××族に驕傲の態度を示したことは人間の淺間しさを語る悲喜劇である。

佛教が鎌倉期以後に於て××賤視の感情を煽動したことは曩に述べた。然るに平民宗教を標榜する眞宗が敢然として此社會群へ對して傳道を試みるに至つた勇氣は賞讃の價値が有る。特殊部落の人々が眞宗を信ずること深く、如何に貧困なる人もその零細の金錢を蒐めて眞宗に喜捨せんとする熱情や、其の偏へに來世の樂土に憧るゝ心理は、涙なきを得ないのである。而も其眞宗すらも後には嫌惡の感を生じたやうに見える。所謂××寺の住職たちは、身を挺して此不幸なる人の群れに入つた宗教的戰士であつたが、後には近隣の寺院の坊主共より忌まれ、本山よりすらも忌避された形迹が有る。かくて此尊敬すべき戰士たちも後には在來の特殊部落の人々と同様に賤視さるゝに至つた。

特殊部落民の社會的地位が徳川時代に於て悲慘なるものとなつた原因としては、幕府の冷酷なる政策と共に同階級内部に於て人口の増加したこと、職業の範圍の却て縮少したことを挙げねばならぬ。このことに付いては喜田博士の『特殊部落の研究』に詳しい研究が有る。嘗つては普通民を壓迫するほどの經濟的實力を有したのも有つたが、後には其大部分が激しき貧困に陥り

劣悪の經濟生活をなさざるを得なくなるのである。(註三)

註三 天和貞享年間の雍州府誌には「其家富める者多し」と言ひ、風俗見聞録には「近江の××頭才次才兵衛の二人が三四十萬兩の身上」を有することを記し、また「江戸の××頭圓右衛門が凡そ三千石高ほどの暮し方」であることや、「大阪の太鼓屋又兵衛が凡そ拾萬兩ほどの身上」であることを記し、全國民事慣例類集には「平民に金錢を貸付くる」ものも有つたと言つてゐる。然しながら此狀態は徳川期の末葉には全然一變し同様に貧困に襲はるゝに至つた。彼等がユダヤ族の如く近世資本家の先驅となり得るほどの地位を確立し得なかつたのは、偏に人口の増加と職業の範圍の減少したこと、並びに當時の經濟組織の基礎であつた農業とが彼等に拒否されてゐたことに基くのである。

四 解放の原則

特殊部落の人々は明治四年の解放令に依りて解放された。彼等は平民の籍に入つた。然しながら凝結した歴史的傳統は一片の法令を以てよく破壊し得るものでない。徳川政府が強ひた嚴格な階級政策の効果は今も残る。特殊部落民賤視の觀念は批評的精神を缺く人々の間に今も根強く残り恐しき拘束力を發揮しつゝある。この空虚な社會的規範は現實に於ても、其例證の遑ないほどに

彼等の有らゆる經濟的活動、社會的向上、知識の獲得を妨げつつあるのである。

是に對して政府や慈善家が種々の解放案を提供し且つ實行を試みた。併し徹底的の効果は未だ見ることを得ない。衛生組合や青年會や處女會の設定は其れ自身に於て決して悪くないが、枝葉であると言はれないことも無からう。私は種々の解放案が普通民本位若くは支配者本位の氣分を脱しない限りその努力の効果の少いことを信ずる。

特殊部落民の解放の第一原則は特殊部落民自身が先づ不當なる社會的地位の廢止を要求することより始まらねばならぬ。歴史的に見れば、賤民と呼ばれた社會群がよく其地位を向上し得たのは、自ら其社會的地位を認識し、力ある集團運動を試みた結果に外ならない。其最も顯著な例を成すものは平安朝末期より興起した武士階級である。彼等は家人と呼ばれた賤民の地位より漸次に當時の支配者階級たる貴族を斃して是に代つたのである。知識と勇氣と熱情とを有する部落出身の少壯者が中心となり、集團を作り、諸種の運動に従つたならば、其効果は重大であらう。特殊部落賤視の感情が如何に無意義な歴史的傳統であるかは曩に屢々述べた如くである。此傳統的觀念を破壊するには自ら集團的見解を發表し且つ要求するところが無ければならぬ。

第二には現代に於て苦しむものが、資本主義の鞭に悩む勞働者階級ばかりでないと共に、特殊

部落の人々ばかりでも無いことがよく徹底せられねばならぬことである。その地位を社會的に考察すれば兩者は共に經濟的弱者であり、被搾取者である。搾取者なく迫害者なき善き社會を作る爲めに、兩者に親密なる結合と、連帶的運動を爲す必要があらう。

所詮、特殊部落民の徹底的解放は社會改造の重大なる要素である。社會改造の大業は單にプロレタリア階級の解放を以て終るべきでない。それは必ず有らゆる苦める人々を包含せねばならぬ。尊き自由は惱める人の全部が獲得せねばならない。特殊部落の人々が一千年擔うてきた迫害を思へば涙と怒りと恥とを感ぜざるを得ぬ。

而も特殊部落賤視の感情は全く空虚な歴史的傳統に過ぎぬ。思慮ある普通民は既に此傳統的觀念を脱し得た。私は特殊部落の人々の自立的運動と、他の苦める人々との結合と、其の上に築かるゝ社會改造の大理想の上に、始めて此の薄倖なる社會群の徹底的に解放せらるゝ「善き日」を想像し得るのである。

第八章 日本農民史雜考

はしがき 古往今來、農民ほど自己の勞働を樂しむもの、他人の勞働を奪取しようとし無いものは無い。彼等は實に平和な勞働種族である。しかるに過去の人類史は——國家發生以後には特に——不幸にも勞働力搾取の原則の上に立つてゐたし、十八世紀末までは何れの國も農業が最重要の産業であつたから、農民は常に最大の勞働者たると共に最大の被搾取者であつたのだ。此意味に於て過去の社會を正確に了解し、ひいて現代の社會的機制のからくりを暴露するには農民史の研究が必要である。

一 農民に美食を禁ずること

過去の支配者は農民の勞働力を吸ふて生き續けてゐたのである。農民の經濟的欲望の増進は決して支配者にとりて望ましいことではなかつた。されば農民に美衣美食を禁じる法制は大化改新の古より徳川時代にまで連續して居る。

孝徳天皇大化二年丙午の詔に「凡そ畿内より始めて四方の國農作の月に當ては早く田を營むことを務めよ、農民には美食と酒とを喫はしむべからず」云々と見えてゐる。種々の美しい社會的

理想を掲げてゐる大化改新も案外に支配者本位である。桓武天皇延暦九年の太政官符にも「魚酒を制する狀頻年行下す」の句がある（類聚三代格）。嵯峨天皇の弘仁二年四月の勅は更に徹底的であつて「農人喫魚酒禁制惟久、而國司寬縱、無情糺斷」云々と見え、國司が嚴重にこれを取締るべき旨を規定してゐる。（日本後記『本朝文粹』にも「日者朝家有令禁飲酒、令行之後、無犯之者」といふ一句が有る。

王朝時代に於ける以上の如き禁令は經濟的理由に出づると共に政治的意義をも帯びて居る。それは所謂群飲の禁と密接に關係してゐる。若し群集が自由に集合して飲酒するに至るときは、其間に於て自然に徒黨が生れ、政治的謀叛が企てられるやうになる。されば特別の場合の外、群飲を禁することは古くより支那に行はれたものであり、漢律にも「三人已上無故群飲罰金四兩」と見えてゐる。萬事、支那を模倣した我が中古の法制は此群飲の禁をも模倣したに違ひないが、同時に支配者の欲求と投合したものであつたらしい。

王朝以後にも群飲を禁する法律が出てゐるが、それは經濟的意味よりも政治的意義の強いものである。（註）純粹なる經濟的搾取の見地より堂々と農民に魚酒を禁制してゐるのは徳川時代である。

註 順徳天皇建暦二年三月の官旨二十一ヶ條の中に「一、可レ停止閭里群飲射的」の項目が有る。

建武式目にも「一、可レ被レ制群飲佚遊」の條目が有る、家康が慶長二十年に發布した武家諸法度にも「一、可レ制群飲佚遊」の條目をおいてゐる。即ち最初、主として農民を對象とした群飲の禁制は最後には武士を主とする政治的なものに變化してしまつてゐる。

家康の農民政策は實にリアリスチックなものであつた。『落穂集』によれば、彼は家臣に對し「百姓は生き過ぎぬやうに、また死なぬやうに收納せよ」と語つてゐたらしい。「生き過ぎぬやう」とは生活資料以上に餘剰を残してやつて贅澤を覚えさせてはならぬといふ意味であり、「死なぬやう」とは餘り搾取して餓死せしめるやうなことが有つては次年の搾取の對象がなくなつて損であるといふ意味である。『遺老物語』には「その年の入用作物をつもらせて、その餘を年貢に取るべし、百姓は財の餘らぬやうに、不足なきやうに治むること道なり」とあり、これが「古の聖人の法」だと書いてある。聖人こそいゝツラの皮である。家康の精神を踏襲する其子孫たちは農民の衣食に干涉する法令を頻發してゐる。それは例證に違なきほどである。元和二年十月には烟草を禁じ、畑にこれを作つたものは牢舎を命じ、其所の代官は過料錢五貫文、村中總百姓より一人過料百文宛を拂はせることを規定してゐる。寛永五年には百姓の著物は布木綿たるべきを定めて

ある。寛永十九年五月二十四日には木綿以上の著物、乗物、不似合の家作、烟草の栽培等を百姓に禁じてゐる。また同月二十六日には、在々百姓に酒を賣るまじきこと、酒道具を取上げること、餛飩、切麥、蕎麥きり、素麵、饅頭を賣買すまじきこと、豆腐を作つてならぬこと、雜穀を食し米を多くたべぬやうすべきこと、肴賣を在々へ入れてならぬことを命じてゐる。此種の法令中に於て最も詳密を極めてゐるものは慶安二年の令であつて、前後三十二條に涉り、衣食住、夫婦關係、年貢其他について煩瑣な干渉をしてゐる。「大茶をのみ物參り遊山する女房を離別すべし」と命じ、「さりながら子供多くこれあるか前かど恩をも得たる女房ならば格別なり」と斷つてゐるのは滑稽である。元祿十四年にも「前々も酒を猥りに飲むまじき旨相觸ると雖も近年は米拂底なれば婚禮又は格別なる祝儀の外客來ありとも酒を出す事停止たるべし」と令してゐる。名君と稱せられる吉宗も享保七年には消極的な、利己主義的な法令を發布してポロを出してゐるのは氣の毒なものである。

二 移轉の自由の禁止のこと

農民より移轉の自由 *Freizugigkeit* を奪ふことは諸國の農奴史に明かなるところである。農奴

の特質の一は此移轉の自由の禁止にある。農民は一生その生れた村に留まらねばならぬ。土地と人間を嚴重に縛りつけておくことは支配者の搾取に最も都合なる所以である。されば御用學者徂徠も夙に此道理を『政談』に道破して「三代ノ古モ、異國ノ近世モ、亦我が國ノ古モ、治ノ根本ハ兎角人ヲ地ニ付クル様ニ爲スコト是レ治ノ根本也、人ヲ地ニ付クル仕形ト云フハ戸籍路引ノ二ツ也、是レニテ世界ノ紛者ナキノミナラズ、是レニテ世界ノ人ニ管轄ヲ附クル故、世間ノ萬民悉ク上ノ御手ニ入りテ上ノ御心ノ儘ニ成ル仕形也」といひ、また「百姓ハ田地屋敷ヲ持チテ居ルニエ、田地ヲ棄テ逃走スル者ニアラズ、親類モ其所ニ充滿シ、先祖ヨリ代々其所ニ居住スル故、タシカ成ル事也」と書いて遺憾なく御用振りを發揮してゐる。「今の百姓は古の奴婢の類」といふ名言を吐いた彼のことだから此種の御上本位のリアリスチックな議論をするのは當然である。

我國の農民が嚴しく土地に縛りつけられるに至つたのは戰國時代以後である。移轉の自由が完全に奪はれるには封建的社會組織の爛熟が必要である。王朝時代にも農民の浮逃を禁ずる法令が續出してゐるが、地方貴族の權力の確定しない時代に在りては徹底的に農民の移動を禁ずることは不可能である。

戰國時代よりして、農民の移轉の自由の奪はれるに至つた原因は二つある。一は租税の徵發の

爲めにする經濟的理由に基き、二は兵士の徵發や、他國に對して秘密主義を嚴守する政治的理由に基いてゐる。第二の理由は當然に他國人を雇傭することにも制限を加へてゐる。結城家法度によれば卑賤の奴僕も敵地敵境より來たものは雇傭するを禁じてゐる。吉川家法度には「他所の者召置間敷候但人によるべき事」と記してゐる。長曾我部元親百箇條には「走者之事、其身者不_レ及_二是非親類までも可_レ成敗_一」と定め、脱走者の密告に懸賞し、情を知りて告げざるものは嚴罰に處せられる。信玄家法は他國と音信を通ずるには當局の許可を必要としてゐる。

以上の如き政治的な領國主義的なる移轉の自由の禁止は、戰國期の終末と共に漸次に力弱きものとなり、經濟的理由に基くものが強く現はれてきてゐる。これは長い戰亂の後に整理時代が到來し、その整理には農民の勞働力が強く需要せられたからである。秀吉が天正十四年に發布した制令中に「諸奉公人侍事ハ申スニオヨバズ中間、コモノ、アラシコニ至ルマデ、其主ニイトマヲコハズ出候儀、曲事ニ候間相抱ベカラズ」とあるのは未だ戰國時代の政治的氣分を脱しないものであるが「百姓年貢ヲハラミ夫役以下不_レ仕_レ之、隣國他郷へ相越ベカラズ、若、隱置輩ニオイテハ其身ハ申スニ及_レ、其在所中曲事タルベキ事」といふのは明かに經濟的理由に出づるものであり、脱走者に對して村落全體の連帶責任を強制してゐる。また天正十九年の制令中には「在所ノ百姓

ハ田畠ヲ打捨テ商ヒ或ハ賃者ニ出ル者ハ其ノ者ハ申スニ及_レバズ地下中御成敗タルベシ」と定めてゐる。また『武徳編年集成』によれば同年、軍監淺野、堀尾、井伊等が陸奥二戸郡平糟村に於て蒲生氏郷と協議し「當所の百姓地下人等悉く還往せしむべき」ことを定めてゐる。秀吉の政策が家康によりて踏襲せられたのは言ふまでもない。慶長十四年に幕府が伯耆國の監使に授けた下知狀は「百姓以下の他國に缺落するに於ては曲事たるべし」と定めてゐる。

政治的なる移轉の禁止は元和六年に發布せられた武家法度に佛を止めてゐる。同法度第四條に「自今以後、國人ノ外、他國ノ者ヲ交ゼ置クベカラザル事」と規定し、自國の密事を他國に告げ若くは他國の密事を自國に告ぐるのは佞媚であると附言してゐる。

經濟的なる移轉の禁止は甚だ屢々聲言せられてゐる。寛永十四年の幕令には不審なる者に宿を貸してならぬことや、新移住者には其出所を充分改めることや、郷中より奉公に出づるものは行先を必ず庄屋五人組に知らせておくことを定めてゐる。寛永二十年の令の中にも「他所より相越し田畑共に作らず慥ならざる者」を郷中においてならぬこと、「百姓年貢其外萬訴訟として所を明け缺落仕者」の宿をしてならぬことを定めてゐる。慶安二年の觸書には「行衛知れざる牢人」を郷中へ抱へておいてならぬことを定めてゐる。

移轉禁止の法令の代表的なものは明和七年の幕令であらう。それは徒黨、強訴、逃散の三者を規定してゐる。即ち「何事によらず宜しからざる事百姓大勢にて申合せ候を徒黨と唱へ、徒黨して強ひて願ひを企つるをば強訴といふ、或は申合せ村方立退き候を逃散と申す。前々より御法度に候條右類の儀之れあらば居村他村に限らず早々其の筋の役所へ申出づべし。御褒美として徒黨の訴人は銀百枚、逃散の訴人は同斷、右の通り之を下さる、品により帶刀苗字を御免あるべき間假令一旦同志に成るとも告發するに於ては其科を赦され御褒美下さるべし云々」といふのである。これは農民の集團運動として徒黨、強訴、逃散の三者のあつたことを示すもので、徳川特有の卑劣な密告政策を奨励し、銀百枚、苗字帶刀といふが如き餌を以て密告者を釣つてゐる（註）

註 逃散といふ字は『貞永式目』にも見えてゐる。また戰國時代の『大内家壁書』にもある。即ち永享十二年の口付を有するものに「百姓逃散御寔法之事」といふのが有り、或は敷訴を企て或は他所に逃散せんとする農民は容赦なく搦め捕り嚴罰すべきことを規定してゐる。

以上の如くして徳川幕府は嚴しい移轉禁止の法令を屢々發布してゐるが、しかも經濟組織の變動は形式的な法令の力を以て抑壓する能はず、徳川末期になると農民の都市集中といふ現象が生じてきたのである。天保頃に續出した法令を見ると、農民が町人よりも花美の體にて江戸市中を

徘徊することや、食物や家作の奢りがましくなつたことを咎めてゐる。そして屢々所謂「人返し」の政策を採つてゐる。しかし其法令の調子は昔日の如く秋霜烈目的なものでなく、何となく幕府の衰殘を思はせる哀れほいものである。歐羅巴の歴史に於て都市が發達して地方の不自由民を吸收し、所謂市民的自由を生み出したやうな作用は小規模ながら我が徳川期にも見られてゐる。かくて農奴制度の重要な特質たる移轉の自由の禁止が自然に解かれ、明治維新の農奴解放によりて全く農奴制が崩壊するといふ段取りになるのである。

三 刀狩のこと

戰國時代の農民は武人の爲めに或は重き租稅賦役の義務を負い、或は恣に兵士に徵收せられてゐた。しかし他方に於て氣性が荒く、落武者を虐殺して其所持品を奪ふことはおろか、やゝもすれば一揆を起し、武器を振り廻はして武士を手古すらせてゐたのである。

兵農の全く分化しなかつたことや、足輕軍隊の發生したことなどは、農民をして自然に荒々しい性格を帯びさせたのであつた。

しかるに秀吉以後に於て、次第に農民は農奴の實質を備へるやうになる。秀吉は農民の子であ

るが、一度支配者の地位に登つて見ると、忽ち農民を壓迫することが支配者のレーゾン・デートルたることを感ぜざるを得なかつた。所謂全國刀狩はその一手段である。

刀狩とは民間殊に農民の武器を沒收したことを言ふのである。その法度は天正十四年に出た。この法律は非常に巧みに出來てゐる。それ故、少し長いけれど次に寫して見よう。

條々

一 諸國百姓等刀、わきざし、弓、やり、てつぼう、其外武器のたぐひ所持候事堅令_二停止_一候、其仔細者、不入道具相たくはへ年貢所當を難せしめ、一揆を企、自然給人に對し非議の働をなす族、勿論御成敗あるべし、然者其所之田畠令_二不作_一知行ついえに成候間、其國主、給人代官等をして右武器悉取あつめ可_レ致_二進上_一事

一 右取をかるべき刀、わきざし、ついえにさせらるべき儀にあらず、今度大佛御建立候釘かすがいに被_二仰付_一べし、然ば今世は不及申、來世迄も百姓相たすかる儀に候事

一 百姓は農具さへ持ち、耕作を專に仕候へば子々孫々まで長久に候、百姓御あはれみを以、如_レ此被_二仰出_一候、是國土安全、萬民快樂の基也、異國にては唐堯の其かみ天下を令_二鎮撫_一寶劍利刀を農具に用候も本朝にてはためしあるべからず、此旨を守り善其趣を存知、百姓は農業に精

を入べき事

右道具急度致進上、不可油斷候也

御朱印

右によれば刀、わきざし、弓、やり、てつぼうの類は農民にとりて「入らざる道具」なれば沒收すると云ふのである。そして沒した武器は大佛建立の釘かすがいに使用すると説明し、百姓は農具さへ持ち耕作に専心するならば子々孫々まで長久、國土も安全、萬民快樂の基であると煽て居る。しかし益軒の「朝野雜載」によれば沒收武器は「大阪伏見の兩城の忍びがへしにぞなされける」とある。經濟的に敏感な秀吉は一方に民間の騷擾の種を絶つと共に、他方には沒收した武器を以て一層その武備を嚴重にしたわけである。

しかし農民の帶刀禁止はこの刀狩と共に止んだ譯ではなかつたらしい。「嬉遊笑覽」には「秀吉公のとき百姓等が脇差停止のことあり、後々度々も御法度ありて止まざりしを、天和年嚴禁あり」とある。つまり秀吉の意思は家康によりて繼承せられ、農民は漸次に奴隸になつて行つたのである。

徳川幕府は苗字帶刀を社會上の特權たらしめて居たが、時として農民に對しても非常の恩典と

して是れを許してゐる。孝行なる百姓、忠實な名主、貧民の救助其他の奇特な行爲ありたる農民に對しては特に苗字帶刀を許した。しかし一般的には是を嚴禁してゐたのは言ふまでもない。『地方凡例録』は「百姓帶刀の義は……先祖より由緒有之、代々帶刀致來り、御料は公儀 相伺、私領は領主地頭聞届之上、差免は格別、其外百姓帶刀、決而不相成者、若隠して致帶刀者有之、於及露顯は、輕き追放位の御仕置相成候事也」と書いてゐる。武家奉公をした農民も歸郷後は帶刀を許されない。苗字は子孫まで稱することを得しめたが、刀脇差は一代限りにて是を許すのが例であつた。更に文化二年には農民が武術の練習することを禁じ「近畿關左の民往々游士を招聚し専ら武技を講じ或は結黨して怨家を毀ち俗を傷り、農を懈る其害細にあらず」となし、若し「轍を改めずば嚴戮を加へん」と威嚇してゐる。

徳川幕府が農民が鐵砲を所持することを禁じたのも秀吉の刀狩の精神を踐襲するものである。隱鐵砲を禁ずる法令は屢々出てゐる。獵師に限り鐵砲の所持を許すが江戸の十里四方は獵師たりとも鐵砲を打つことを許されない。此規定に違反した爲めに所澤村、川口村、國分寺村の名主が遠島を仰付かつた例が有る。奴隸的精神を最も完全に表現してゐる『山本大膳五人組帳』には「此以前より鐵砲御免之所者格別其外在々所々において鐵砲所持すべからず自然相背無益之殺生

致し、晝夜を不限、山野に住者於有之者可申出候、縱同類たりといふ共其料を免し御褒美可被下候、隱置、他所より顯においては御穿鑿の曲上事可被仰付事」と書いてゐる。

以上の如く帶刀をも鐵砲の所有をも禁じられてゐた農民は、一揆に際し、鉞や鉞や鋤を武器とせざるを得なかつたのである。

四 未進のこと

近松門左衛門作『丹波與作』には女主人公關の小まんが「横田村の父様二石二斗の未進につき、六十六で水牢、男にも娘にも子としては此身ばかりなり、所在こそ出せをれ、お大名にも知られた關の小まんが父親を水牢では殺されず、參宮するとて暇をもらひ女子の身で代官所を秋納まで、請合て、牢を出しは出したれど……」と嘆く一節が有る。これは徳川時代の租税誅求の烈しかつたことを語つてゐる。未進とは租税の滞納をいふ。支配者は農民の勞働力に生きてゐたのであるから、滞納者に峻嚴鐵の如き處分を加へるのも其存在理由から見れば毫も不合理的ことでない。未進者の誅求は土地國有時代であつた大化改新以後に早くも現れてゐる。令制によれば租庸調は甚だ規定が細かく、如何にも緻密なる外觀を有するが、當時の社會的事情に副はざるものであ

り、庸に至りては布帛錢貨を以て代納することを許したから、貧者は一年六十日の身役の苦を嘗むるに反し、富者は僅少の財貨にて是を免れ得た。加ふるに當時の農業金融たる出擧の利率の高かつた事や、國司郡司に私曲を營むものの少くなかつたことは、大多數の農民を貧困に沈めたのであつた。延暦十四年七月の勅には「富強之家輸財物以酬直、貧弱之輩役身役而赴事、貧濁之吏、因而潤屋」と見えてゐる。その結果として生じたものは、一は農民の未進であり、他はその浮逃である。農民は故郷を脱走して或は權門勢家の莊園に入り、或は山賊の群に入り、或は自由を求めて奥州の新天地に走り、或は豪族の郎等となり、或は寺院の僧兵となり、或は落飾して租税の誅求を免れんとしたのである。その結果として未進は益々かさみ、中央政府の財政は益々益困難となつたのである。

武士の世となりては租税の誅求は一層嚴重となつた。『貞永式目』に地頭の年貢抑留を嚴禁すると共に土民の未進に對しては家宅を沒收する規定が有る。

『建武以來追加』には領家守護等が農民の家屋を恣に差押へたことを想像させる文句が有る。戰國時代に未進者に對し遺憾なき威嚇政策の行はれたのは言ふまでもない。『落穂集』は權現様以前を追憶して「諸國共に秋先に至りては其村名主たる者の家にては水籠木馬杯と申物を仕度いたし、

百姓共の中に私をかまへ收納いたし兼る者共をば件の水籠に入れ、木馬にのせ責めせたくる」やうな慘虐()行はれたことを記してゐる。而して戰國時代より農村の納税義務が村落團體の連帶責任たんとする傾向の有るのは非常に注意すべきことである。村落を單一の課税團體とすることは農奴時代の特徵である。長曾我部元親百箇條には「勿論毎年相定年貢堅可運上六毛頭於未濟」は直分庄屋名主中忽可「行重科事」といふ文句がある。秀吉が、農民にして年貢夫役を果さずして他國へ行くものあるとき、其在所中を罰する法令を發したことは曩に述べた。

徳川時代に至りては農民間に於ける租税の連帶責任が法律的組織となり、他の移轉の自由の禁止と共に、農奴制度の重要性質を完成したのである。租税は庄屋が割附をなし、惣百姓が印形を捺して承認する。未進者あるときは五人若くは一村に命じて納付せしめる。若くは土地を一時的に沒收して一村の總作に命じ、人夫は村役とし、種子肥料を差引いた殘餘の收穫物を上納し數年にして未進額を納付し終れば土地を舊地主に還附したらしい。戰國時代の如く土地を絶対に沒收してしまはなかつたことは敢て慈悲ではない。これは將來の勞働力をも枯らしてしまふやうな無鐵砲なことをせずして、更に將來の搾取をよりよくする爲めであつた。本多利明は『西域物語』のなかで、代官某が「百姓と胡麻の油とは絞れば絞るほど出る」と言つたとて非常に憤慨してゐる。

るが、徳川幕府の役人共の對農策はこんな見地よりして利巧な計算的なものを重んずるやうになり、自然に未納者の制裁を形式的には緩くしてゐたのであらうか。

第二篇 支配者階級の諸研究

第一章 我國治者階級の社會史的考察

一 治者と被治者

私たちは古代文明國の歴史や、現代蠻人社會の諸制度の記録を読んで、私たちの住む世界との類似の甚だ大きいことに驚かされる。實に遙遠な昔から、支配關係が社會組織の紐帶となつてゐる。治者と被治者との二大群が永遠に融和しない階級心理や、全く異つた生活方法や、相反對する利害關係を以て對立してゐる。その形式は違つても本質は同じなのだ。埃及のピラミットや羅馬の大水道を築いた奴隸は消え失せてしまつては居ない。農奴制度も農村より姿を隠してしまつてはゐない。古代日本の奴婢は今も姿を代へて富者の家々に残つてゐる。街路を見よ。埃及の貴女の如く、空虚の魂を美衣に包んで自動車を驅る所謂貴婦人があるかと思へば、ピラミットの巨石を搬ぶ奴隸の如く營々として重き車を曳く人々が有る。バビロンの祭司の如く知識を魔術として民衆を惑はし治者に媚ぶる學者の一團も有る。羅馬の富人やアツシリアの商業貴族の如く限り

なき搾取慾に渴く資本家があると共に、その搾取に苦んだ平民の如く苦しむ消費者の大群が有る。印度の賤民シュードラやバーリヤの如く賤視される××族も私たちの眼前に在り、埃及の神人君主ファラオの原則もまだ残つてゐる。つまり五六千年前にナイル河の流域やメソポタミアの谿谷に發生した支配と被支配との關係は長い世紀の間にも磨滅されずに残つてゐるのである。これらの異種の人々は間違ひもなく同一社會に住んでゐる！そして統一的な「國民」といふ名を以て呼ばれてゐるのだ。

治者と被治者とは、よし同一の社會に住んでゐるにせよ、それは異種の人種群のやうなものだ。治者は政治の趣味を根本的動機として行動する。労働はその嫌惡するところである。然るに被治者は毫も政治の趣味を有しない。彼等の長い歴史は労働の生活に甘んじた歴史である。人間が太陽の下に生きて行くには労働が義務であるといふ感情は、彼等の間に無意識に流れてゐる。近代のブルジョア經濟學の先驅者の一人として鋭い思索力を發揮したウイリアム・ペティも民衆は神に仕へ労働に苦しむ事を神聖の義務とする感情を持つてゐる事を指摘した。治者階級には「優勝者廢類の原則」が行はれ「治者階級の更新現象」が歴史上に相次いで起る。然るに被治者階級に至りては古代も現代も大なる差別を見ない。大多數の庶民はいくらか善い住居や食物や衣服を獲

たに過ぎない。しかも彼等はその度毎に貴重な自由を少しづつ喪つて行つたのである。

支配關係は實に執拗に人類社會に喰ひ入つてゐる。然しそれは歴史的範疇であつて、内在的範疇ではない。近代の資本家的社會に於て、搾取制度は大規模となつたが、同時に古代よりの神祕めいた勿體ぶつた外衣を剝落してしまつた。被治者群は直接に經濟的階級戰の戰場に切り入つてゐる。私たちは人類社會の長かつた支配關係が終りを告げ、マルクスの所謂歴史前期の消え去る日が追々と近付いてくるのを感じる。

我が日本歴史も明白に支配關係によりて貫かれて居る。治者と被治者とが全く異つた理想や行動や生活方法に終始したことは他國の歴史と變りがない。舊來の歴史觀を離れて日本の社會史を見るべき、國民的心理として定則化されてゐた諸觀念が空虚な皮相的なもので、全く異種な階級心理が治者と被治者との兩群を區別してゐたことを發見するであらう。

二 治者階級の更新

人類の長い社會史を觀察することから生じる結論の一つは、優勝者の集群が一定の期間の後に廢類して次の優勝者に其地位を譲るといふことである。私はこれを治者階級の更新と名付ける。

現代日本の治者階級の最も根本的なものが資本家階級であることは、他の資本主義國家と何等の異りがない。然しながら彼等の集群は決して、支配關係發生以來の日本の治者階級でなかつた。彼等の前には彼等によりて斃された舊い治者が有る。最初に成立した治者階級は永遠不動に其地位を保ち得るものでない。治者の享樂する安逸な政治的經濟的特權は次第に其活力を銷磨させる。最初、彼等を昂奮させた支配の欲望は其満足される割合に伴うて其鋭さを減じて行く。然るに現存の治者の廢類につれて、他方に新しい支配の欲望を感じる新社會群が生じてくる。彼等は在來の被治者のなかから起る。支配の欲望は抑へつけられるほど強烈の度を増す。而して抑へつける力が空疎のものとなり了ると共に猛然、是に反撥して舊勢力を破壊するのである。此處に治者階級の更新が行はれ、沈滞してゐる社會の空氣は活潑となり、新しい社會進化が開けて行く。治者階級の更新は過去の社會に律動的に繰り返された現象であつた。

我が日本の治者階級は略々四段の更新をしたと考へられる。第一は原始征服國家として成立した古代日本に於ける貴族群たる氏族階級である。第二は平安朝に於て絶頂に達した公卿てふ宮廷貴族の一團である。第三は鎌倉時代以後に興隆した武士階級である。第四は徳川中葉より勃興した町人階級である。現代の資本家階級はその後身に外ならない。

私は次に公卿以下の三社會群の生活史を簡単に觀察して見ようと思ふ。古代日本の氏族階級に關しては別の機會に論ずることとする。而して先づ彼等の爭奪する獲物が飽くまで支配といふことに存したること、彼等の下層に埋るゝ一般庶民がかゝる爭奪戰に何等の興味を持たずに、黙々として勞働の生活にいそしんでゐたことを記憶しておき度いと思ふ。

三 治者としての貴族階級

こゝに貴族階級といふのは「公卿」といふ名稱の下に我國社會史上に特殊の地位を占めた宮廷貴族の一團を指すのである。

彼等は古代日本の征服者系統の貴族群に根源するが、階級としての存在を歴史上に現はし來つたのは大化改新（西歷紀元六四五年）以後である。大化改新は一の革命運動であつたが、現代の歴史家の指摘するやうに國家社會主義的なるものではなく到底、貴族者流の改革に過ぎなかつた。社會階級の上より言へば、同改革は在來の土豪的族長的貴族を官僚的宮廷的貴族に變形させたものに過ぎず、一般庶民は毫も此改新に参加しなかつたのみならず、此改革によりて何等、根本的な改善を被つてゐない。大化改新の重大な社會的意義の一つは貴族制度の單純化といふ事であ

つた。即ち改新以前に在りては物部、大伴、蘇我、紀、中臣等の諸貴族が政權を競争して居たのであつたが、改新後には舊貴族は多く凋落し、中臣鎌足に出づる藤原氏一門のみが政治的經濟的特權の獨占者として繁榮し、所謂平安朝時代を展開するのである。

大化改新の改革事業——土地國有、班田制度、郡縣制度、官僚組織、人口調査、税制等——が支那文明の模倣に出づる處が多かつたにせよ、それは根本に於て聖德太子の思想を繼承する帝王神權政治の建設運動であつた。然し舊い氏族制度は斃れたが、其跡に興つたものは神權政治を假面とする貴族制度に外ならなかつた。奈良朝はまだ帝室が貴族によりて帝室の政治を行ふたものだと言ひ得やう。然し平安朝に在りては、貴族が帝室によりて貴族の政治を行ふたものに外ならないのだ。光仁桓武の頃には藤原氏（永手、百川等）は未だ忠實な官僚であつたし、文武の臣僚は藤原氏以外にもあつたが、第九世紀の前半より漸次に富と權力とが藤原氏に集中した。舊來の名族橘氏や大伴氏も藤原氏によりて全く蹴落される。奢侈を好んだ仁明帝や九歳にして即位した清和帝の時代には藤原良房や基經などの野心家が現れて、宮廷の權力を藤原氏の一門に集中する。攝政關白などの最高の官職が委ねられる。人臣の攝政は良房に始まる。良房以前の攝政の歴史を見ると、應神帝に神功皇后、推古帝に聖德太子、孝德帝に中大兄皇子があつたのみである。關白

は奏狀を内覽する最高の官吏である。外戚といふ結婚政策が常套事となり、里内裏といふが如き喜劇に近い現象もおこる。藤原氏の富と權力とが宮廷を蔽ふ。大學頭三善清行の意見封事（西暦九一四年）は當時の社會状態を知る善き文献であるが、而も藤原氏の專横には一言も言及して居ない。菅原道實は熱情的な改革家でなく、平安朝の氣分に満ちた知識階級に過ぎなかつたが、而も藤原氏は自家の權力を絶大にするためには此種の人物をも力をつくして追ひ拂つたのである。

藤原氏の繁榮の絶頂を象徴するものが道長である。彼の如く大膽に公私を混淆したものは少い。「この世をば我世とぞ思ふ云々」の歌は彼の獨裁的權力の表現である。上東門院（道長の女）の邸を營むに當りて諸國の國司は課役を負擔し、また行人をして車を曳かしたと傳へられる。道長の營んだ法成寺の建築に當りては「公事を怠りても竣成を急ぐべき」旨が命令せられた。女婿後一條帝が瘡を病み給へるとき、祈禱僧に支拂ふべき費用が足りなくて道長の家より是れを借りたといふ。其政治的權力と富力とが一世を蔽ふてゐることが分る。……

藤原氏の權力の基礎はやはり經濟的に説明せられる。それは莊園である。大化改新の土地國有主義を破壊したものは、土地私有の大勢を具體化した墾田制度だといふことが説明せられて居る。それは眞實である。然し人民が争つて墾田制度に眩惑したといふ普通の説明は捨てられねばなら

ぬ。日本全土を莊園化したのは土地國有の立法者の子孫たる貴族に外ならない。平安朝前半期までの法規集たる『類聚三代格』を見よ。そこには權門勢家が力を盡し、土地と農民と生産物とを國家より掠奪した姿がまさしくと見えてゐる。藤原氏の極盛期には莊園が益々増大した。貨幣經濟の行はれない當時に在りては土地が最重要の財産であり、最大の生産資料である。藤原氏は諸國の莊園の豊富な租税を消費した。由來、貴族ほど勞働の生活を蔑視するものはない。勞働の味を知らないことが彼等の誇りである。農民の勞働力が無思慮に搾取されたことは言を俟たない。

平安朝は黄金時代と説かれてゐる。支那文化の日本化されたのは此時代だと讚美される。なるほど國字は此時代に製作された。和歌も音樂も管絃の御遊も舞樂も日本風となつた。宮殿は壯麗に、寺院の法會は賑かに、平和な氣分が此時代に漂ふてゐたらしく思はれる。然し此時代に特筆すべき民族的事業が果してあつたか。異國民との交通も殆ど絶えて、上代の日本人のやうな若々しい事業が失はれてゐる。陰險な肉身同士の鬭争や、貞觀延喜の格式のやうな形式主義や、浮華な宗教的祈禱や女性的な室内遊戯が貴族たちの主要な事業であつた。私たちは後宮が文化の中心となつてゐるやうな社會を讚美する譯に行かない。また平安朝は決して平和な時代でなかつた。重き搾取に悩んだ農民は故郷を捨て、漂泊の旅に上り、父子夫婦が流離し、或は權門勢家の莊園

に遁入し、或は自由の新天地を求めて奥地に入り、或は豪族の郎等となり、或は山野海邊を横行する盜賊の群に投じた。地方は無政府状態であつた。否、京師までが無警察の有様であつた。鴨河原に餓死した數千の人民の髑骸の捨てられたのも、強盜が内裏をも襲ふて女官の衣を剝いたのも、輝かしい平和の時代と想像せられてゐる平安朝であつたのだ。『今昔物語』には盜賊の話が無數に書かれてゐる。女子が凌辱を蒙る話も甚だ多い。旅行の不安は極度に達してゐたらしい。

やがて治者階級の更新が喚び起される。平安朝末期の擾亂状態を整理すべき社會的需要に應じて現はれた新治者階級が武士階級である。新興の武士階級は廢頹した貴族階級を蹴落した。一度廢頹したものが再び清新な活力を以て復活することは不可能である。鎌倉時代になると、武士を羨んで公卿に生れたことを悔ひるものや、武士を模倣して烏帽子をつけて坂東聲をまねる公卿も出てきた。建武中興は公卿階級の最後の勢力失墜の舞臺に過ぎない。室町時代以後には慘憺たる窮迫が襲ふてきた。足利將軍に婚姻を通じた日野家を除いては、五攝家を始め堂上貴族の貧困は極端であつた。徳川時代に至りても其生活が向上したとは言はれない。家康の發布した公家衆御條目（慶長十八年）や公家法度（慶長二十年）ほど此の舊い貴族群を侮辱した法律はないであらう。右の法律には公卿は學問を專一にせよとか、行儀法度を紊るものは謫流に處すとか、晝夜

とも用なき所々小町を徘徊すべからずとか、勝負事を嗜んだり、青侍を抱へてはいけないとかいふ條目が掲げられてゐる。窮迫した公卿たちは歌道（二條、冷泉）筆道（持明院）和琴（綾小路）蹴鞠（飛鳥井）装束（高倉）などの指南をして生活の保障を求めてゐた。

平安朝貴族の末裔は明治維新によりて華族となつた。これは彼等が最後まで宮廷貴族であつた當然の結果である。然し華族制度なるものは社會的意義に於ける社會階級でなく、擬制的な身分關係に過ぎない。それは決して現代の治者階級ではない。優勝者廢類の原則は歴史の最も美しき原則であると共に、最も峻嚴なる原則である。一度、治者階級の地位を去りたる社會群が再び治者階級の地位に立つことは絶対に不可能であるのだ。このことは次に述べる武士階級についても同じである。

四 治者としての武士階級

平安朝の貴族に代れる治者階級は武士である。彼等は貴族のなかより出生したものでなく、それより低き地主階級より出た。彼等是一般庶民の出でない。彼等を動かしたものは、やはり激しい支配の欲望であつた。日本は鎌倉時代より武士中心の社會となり、軍國的發達を遂ぐるに至る。

彼等の階級心理や階級道徳が日本の最高精神を代表するやうになる。我國社會史に現はれる治者階級中、武士は最も年代が長く、最も影響が大きい。武士の治者階級としての地位は第十二世紀の半より第十八世紀の半に至る。現代日本人の美德も惡徳も武士的社會の時代に陶冶されたものが甚だ多いのだ。

武士階級の社會的發達は四個の階梯に分れる。第一は平安朝後半に於ける其發生時代である。第二は純眞の武家政治の開始された鎌倉時代である。第三は中央權力が崩壊して地方權力の鬭争した室町時代である。第四は前代の群雄割據の形式を踏襲しつゝ、内面に於て專制的な中央集權を斷行した徳川時代である。最後の時代の後半に於て武士階級が廢類し、新興町人階級の一蹴するところとなる。以上の各階梯を簡単に述べれば次の如くである。

武士階級は社會的需要に應じて現はれたものに外ならない。平安朝の法律制度は燦然たるものがあつたが、而も文化は全く都會に限られてゐた。地方の亂雜は其極に達してゐた。武士は此社會状態の整理者である。武士の起源は各地の豪族である。それは古代日本の土豪の末葉もあつたであらう。國司や國司の子弟の土着者もあつた。また好戰的な風雲兒もあつたであらう。故郷を捨てた農民や亂を好む輩は競ふて豪族の郎等となつた。とにかく平安朝の末期には土地と軍隊と

を擁する豪族——例へば相模の三浦、伊豆の北條、武藏の秩父、下總の千葉、加賀の富樫、肥後の菊地——が各處に喚起した。武士階級の基礎は土地と軍隊である。貨幣經濟の行はれない當年に在りて、土地が異常の魔力を有することは言を俟たない。平安朝では大名なる名稱は大なる名田（莊園）の所有者といふ意味である。彼等の軍隊は家の子郎等より成り、緊密な主従關係によりて結ばれる。武士階級は源平兩氏てふ適當の首領を得て勢力を増大した。最初、彼等は藤原氏の家禮を以て任じ、傭兵や警察官に甘んじたものだが、前九年役前後より漸く實力を現はし、貴族等が是を抑壓せんと試みたに拘らず——例へば義家に莊園を贈ることを禁じたが如き——終に保元平治の亂を経て、淨海入道の政治的權力の掌握となるのである。

武士階級の第二階梯は頼朝の鎌倉開幕に始まる。清盛の一門が舊都の廢頽文明に中毒したに反し、頼朝は其根據地たる東國の鎌倉を首府として純眞な武家政治を始めた。守護地頭の制度が網のやうに全日本に張られた。御家人が社會組織の中堅となる。やがて貞永式目などの武家法制も生れて、日本は次第に軍國となつて行く。鎌倉を中心として、亂麻の如くであつた交通が整へられる。嘗つては貴族の保護下にのみ繁榮した工業が國民化して生活必需品の生産が營まれる。鎌倉を中心として商業が芽を吹き出す。

やがて武士階級の第三の階梯が始まる。それは南北朝の争亂を経たる後の室町時代である。公武の闘争は中央權力を崩壊せしめ、日本全土を地方的權力の跳梁場とする新現象を生んだ。群雄が各地に割據する。大領地制度が勃興する。下剋上の風が全社會を蔽ふ。普通に戰國時代は暗黒時代であると説明せられる。然しそれは妥當だらうか。戰國時代は希望と光明との暗示に滿ちた活氣横溢の時代である。徳政一揆の喊聲を擧ぐる下層民の意氣、一向一揆の熱烈な宗教的精神、商業市堺の共和的組織、大膽なる遠洋航海、基督教の渡來による宗教改革の氣運といふが如き社會現象は日本歴史上の光輝ある場面であつた。武士階級の闘争も自由主義的精神に滿ちたものであつた。此時代の總勘定に任じたものが平民の出たる豊臣秀吉に外ならない。

武士階級の第四の、また最後の時代は徳川時代である。秀吉は平民の出であつたが、支配者たると同時に己れの古巢を忘れて、民間の武器を沒收する全國刀狩を斷行し、租税や犯罪に關する嚴格な連帶責任を人民に強制した。兵農の決定的な分離と、新しい階級的社會の復興とは既に此時に萌してゐた。秀吉の後に現はれたものが徳川一家の利益の外は何等の國民的利益を顧みない狡猾、陰險、無理想の家康である。彼は在來の群雄割據の状態を封建的制度として法律化すると共に、譜代の三河武士を外様大名の間に點在せしめて間牒の役を勤めさせた。彼及び其後繼者は

社會上には士農工商及び××非人の階級的障害を峻酷にして恰も印度の種姓制度の如き身分制度を確立した。武士以外の庶民は奴隸的境遇に落ちた。切捨御免といふが如き暴惡專横の習俗が法律的規範になつたのも此時代である。

然しながら經濟的發達が社會上に生み出す變化は、戰鬪階級たる武士のよく防壓し得るところでない。室町末期に發祥した商業文明は枝葉を踏み躪られながらも生々と延びて行く。貨幣の鑄造が盛となり、都府が發達し、土地財産の社會的重要は動産資本へと移つて行く。かくて一方には大町人が發生して將來の治者階級たる實力を養ひ行くに反し、他方には大名と侍との經濟生活が悪化して行く。徳川政府や諸國の大名の財政難は非常であつた。熊澤蕃山は諸侯の負債總額は日本に流通する貨幣の百倍にも及ぶと計算し、佐藤信淵は諸侯にして三十萬兩を藏するものなしと斷言して居る。參勤交代の制度は五街道の交通の發達を助け、江戸に於ける奢侈品の生産を旺盛ならしめた點に於て、日本經濟の發達に貢献したものであつたが、大名にとりては國用の大半を費消せねばならぬ財政上の恐るべき陥穽であつた。更に一般の侍階級の生活も苦しいものであつた。彼等は何等經濟的活動に従事せざる高等遊民で、太平の世には社會的意義を有しない集團に過ぎない。彼等の總數は約五十萬人ほどであつたらうと推算される。彼等の間も上士、中士、

下士等の階級層を成してゐたが、大多數は百石以下の平侍であつた。彼等は先祖重代の家寶を質入若くは賣却し、または手工業の内職をする悲惨な境遇に在つた。

他方に於て武士階級の徳性は頻々として墮落した。田沼時代は其絶好の標本である。五千石を放棄して一遊女と情死した藤枝外記も出た。切捨御免の特權はあつても此特權を完全に行使し得る武士も少くなつた。幕末には、若し切り損じて却て町人より殺害された者と雖も、其家名を斷絶せず跡を立てゝやるといふ、切捨御免獎勵の法令が出たほどだ。

經濟的には實力を喪ひ、精神的には頹廢した武士が長く治者階級として止まることは不可能であつた。此社會的大掃除の行はれたのが明治維新であり、新しい階級として立つものが町人階級である。武士は好戰的社會の所産であり、また農業的社會に於てのみ存続し得るものである、平和な商業文明の盛ゆる社會に於ては必然に崩壊せねばならぬ。舊大名は明治維新に於て武士階級以前の治者であつた平安朝貴族の末葉と共に華族となつたが、華族なるものが最早、治者階級でないことは前に述べた如くである。士族と呼ばれる一般の侍階級がもはや何等前代の如き特權を有しないことは我々の知る通りである。

五 治者としての町人階級

こゝに町人といふのは一般庶民を指すのでない。また商人の全部をも指稱するものではない。それは西洋語のブルジョアに該當する。貨幣經濟や商業制度や都市の勃興に伴つて發生した大商人をいふのである。

此町人階級が武士階級を蹴落して治者の地位に立つたことも、やはり經濟的に説明されねばならぬ。室町時代の末期に始つた商業文明は根強い發達を遂げ、都府經濟が進歩し、ゾムバルトの所謂早期資本主義フリュクヒヒグリスムスの階梯を展開し、加ふるに徳川の治世の平和な環境は一方に大町人の集團を培ふと共に、他方に軍國的社會の生産物たる武士の支配を崩壊させねばならなかつた。現代の資本家階級は前代の町人階級の後身に外ならない。

上代日本の商業は何れの原始社會に於ても見るが如く市の形式を以て始つた。古事記には大和輕の市、河内餅香の市、大和海柘榴市、大和阿斗桑の市などの名が見える。市の役人なる市の司の名も古くより見える。關市令には藤原の都の東西二市の組織や價格の公定のこと規定せられてゐる。奈良にも京都にも東西兩市が設けられたし、政府の輸入品を人民に賣る官市なるものも

存在した。鎌倉時代には歐羅巴の商業ギルドに比較せられる座の制度も發達した。然しながら我國に於て商人なるものが一の獨自的な階級的存在を有し來つたのは、貨幣經濟が漸く擡頭し、商業都市の發達し始めた室町時代の後半だと言はざるを得ない。我國に於ける最初の鑄貨は和銅五年（西曆七一二年）の和銅開珎であるが、物々交換を便宜とする當時の社會は却て鑄貨を不便とし、貯錢者に位階を與ふといふが如き喜劇的な獎勵政策の行はれたにも拘らず、長く貨幣の流通が行はれなかつた。其後の時代に於ても私鑄錢が流布したり、支那の永樂錢が主要の通貨であつたりした。我國に於て貨幣の流通の漸く頻繁となつたのは室町の末期よりである。また我國の都市の發達も遲鈍であつた。最初の都市たる奈良も、また京都も宗教的政治的中心たる意味を帯びた消費的都市である。次いで發達した鎌倉も政治中心の都市であつて經濟的意味が軽い。然るに室町時代に入りては純眞な經濟的都市や、經濟的意味の強い都市が發達してきた。堺はその好典型である。山口も兵庫も室も博多もそれに近い。京都も純然たる政治的宗教的都市より工藝の中心地となり始める、關東には小田原が繁榮するに至つた。

貨幣と都市とは商人階級を發達せしめる助産婦である。室町末期の堺の倉庫業者たる納屋衆の富は室町幕府を壓した。京都の金融業者たる土倉や酒屋は幕府の財政を左右した。日本の金權階

級の歴史を編む人は室町時代に溯らねばならない。更に商人階級は徳川氏の初世にかけて急速の發達を遂ぐるに至つた。殊に大經濟的都市としての大阪の發達したことや、大消費的都市としての江戸の勃興したことは、其有力の原因となつた。

徳川時代の一般町人の地位は低いものであつた。國民の經濟的基礎が既に商業的方面に向つてゐるに拘らず、頑強に農本主義を支持しようとする奮闘した徳川政府にとりて、商人は侮蔑と憎惡との對象であつたらしい。商人は徳川時代よりも戰國時代に於て却て政治的權利やよき社會的地位を享受してゐた。されば徳川時代の商人は恰も諸種の社會的權利を拒否された猶太人が専心經濟的活動に終始した如くに、金錢の獲得に精力を集中した。金錢が熱情的に崇拜せられて「町人の氏系圖は金錢なり」といふが如き觀念も生じてきた。大財産を集積した町人は既に徳川の初世の頃より見られる。家光によりて財産を沒收された六太夫といふ商人は駕籠に黄金を鑲め、天井をガラス張りにして金魚を入れ、下より是れを眺めてゐたといふ。大町人の群がつてゐるのは大阪であつた。大阪の富は天下を壓してゐた。殊に目ざましい發達をしてゐたのは金融であつて、倉庫證券の割引や振出手形や爲替といふが如き商業的活動の行はれたのみならず、秋期の廻米を抵當とする大名貸は諸侯の財政に缺くべからざるものであつた。堂島の米市や天滿の青物市や雜魚

場の魚市は殷繁を極めてゐた。而して大阪は常に江戸其他に對して輸出超過の状態にあつたから、貨幣は大阪以外に流出せず、従つて商人相互の金融上の利子は頗る低廉であつて年五六分に過ぎなかつたといふ。大阪の財力が全國を動かしたのは決して偶然でない。また町人間には一種の商業道徳が發生し、例へば萬治年中の或借用證書には「萬一此銀子返濟いたし不申事に候はゞ人中心にてお笑被成共其節一言申分無之候」と書いてあるといふ。大阪商人の威力は時代と共に加はつて行き、諸大名の財政は何れも大阪商人の救援に俟つものであつた。蒲生君平は大阪の商人一度怒れば全國の大小名戰慄すと揶揄してゐるのである。

町人階級が其階級哲學として心學なるものを有してゐたことは、注目の價值が有る。心學は商人出身の學者石田梅巖の創説するところであつて、既成宗教に儒學を交へたものであつたが、要するに利潤を是認して是れを合理化し倫理化したものに外ならない。平田篤胤は心學に對して冷笑的口吻を洩らしてゐるが、新しい治者階級たらんとする幕末の町人の昂奮した精神は此古典學者の了解し得るところでなかつたらしい。

然しながら我國町人階級の發達過程も階級哲學も歐羅巴の資本家階級のそれとは大なる差異が有る。後者の企業的精神や冒險的精神は我國の町人には見られなかつた。これは鎖國令の影響に

歸すべきであらう。我國の町人階級も嘗つては遠征的航海や冒險的商業を企てた歴史を持つてゐる。鎖國令の厳しい法網を潜つて密貿易の「拔荷」も行はれた。然しながら大體に於て小規模な利潤の争奪や、卑劣な政商主義や因循な金貸業に陥つてゐたのを拒み得ない。此傳統は今も現代の資本家と稱する連中に残つてゐる。

徳川時代は既に都府經濟の階梯を經過して早期資本主義の階梯に移り、正に近世的國民經濟時代の展開の近いことを暗示する時代であつたと見ることが出来る。江戸大阪の二大都市を始め、諸大名の城下たる藩市は自ら商業及び小工業の中心となり、傳來の自足生産制度は刻々に崩壊しつゝあつた。町人階級が徳川三百年の平和な時代に實力を養ひ、武士階級を倒し得たのは自然の過程であつた。

六 結 語

日本の社會の治者階級が貴族より武士へ、武士より町人へと更新して行つたことは前述の如くである。彼等の下に埋るゝ大多數の民衆は長く黙々として勞働の生活にいそしんでゐた。治者階級は政治的特權や經濟的優越や知識などを獨占してゐた。一般庶民の生活はその卑しむところであつた。

あつた。平安朝の治者階級は庶民を呼ぶに「土人」と云ふ語を使つた。其後に於ても「凡下」「土民」「地下」といふが如き名稱が庶民といふことを意味してゐた。是等の名辭は如何に治者階級が被治者階級を異種族扱ひにしてゐたかを示すものに外ならない。庶民は時として沈黙を破り、猛然、治者階級に反抗したことが有る。徳政一揆、農民一揆、米一揆、大鹽の亂などは其の類例である。然し被治者の大群衆が長い眠りより全く醒めようとしつゝあるのは現代で、これは資本主義組織の賜物である。されば我々が町人階級の後身たる資本家階級を新搾取者として迎へたことは一の歴史的必然であつたと共に、新自由戰爭を喚起する動機としての重要な意義が有るのである。

第二章 奢侈の經濟史觀

一 奢侈史の概念

昔から宗教家や道學者は幾度、口を酸くして奢侈を非難したかも知れない。しかし人類の社會から奢侈への憧憬の止んだ事がない。これを經濟史の上より見ても、奢侈の發達が各時代の經濟的發達に影響したことは甚だ大きい。

奢侈とは必要以上に消費する事をいふのである。しかるに必要といふものには一定の明確な限界があるのでない。それは欲望の増進に伴つて質量が變化する。従つて奢侈もまた一の關係的概念であつて、一定不動の限界はないのである。私は奢侈とは通常の欲望を越へて消費すること並に當時の生産力の限界を越へて消費することを成立條件とする と解する。故箕作博士は、普通の歴史家はローマが奢侈の爲めに減んだと稱してゐるが、當時のローマ人の奢侈は高々七面鳥を養ふほどの他愛ないもので、現代の我々の生活とは比べ物にならぬほど貧弱であつたから、奢侈がローマを滅したと言ふ事は出來ないと書かれて居る。しかし當時のローマ人の生活欲望や生産

力に比較すれば、七面鳥を食ふ事は奢侈に違ひなく、従つてローマ滅亡の有力な原因が奢侈にあつた事も疑ひないのである。

奢侈の成立原因は主觀的及客觀的方面より觀察することが出来る。主觀的には生活美化の欲望が根源となる。それは往々にして廢類的な形をとる。野蠻人が其の身體を飾るべく美しい羽毛や貝類を熱愛するのは廢類的なるものと言ひ得ないが、ルイ十四世がヴェルサイユ宮殿を作り、足利義政が腰障子一間に二萬錢を費したが如きは明かに廢類味を帯びてゐる。更に奢侈の客觀的原因としては富の増殖が相當の程度に達したこと、私有財産制度の發生したこと、經濟的強者の發生したこと、都市の生活の始つたことなどを挙げ得るだらう。

奢侈は數量的な奢侈と品質的な奢侈とに分つことが出来る。巨大な邸宅を營み、數十枚の衣服を作るが如きは前者である。財の形式や材料に意を凝らすやうなものが後者である。

奢侈の發達は幾段階に分ち得るか。それは略々三つに分れる。第一は宮廷や貴族の家が一時代の奢侈を代表若くは獨占する時代である。近世初頭のフランス其他の宮廷や、イタリアの商業貴族や、ドイツの封建君主などがさうであつた。吾國にては平安朝の貴族や室町の將軍がこれを代表する。第二は奢侈がブルジョアの手に移る時代である。商業の發達、都市生活の展開、ブルジ

ヨア財産の蓄積などが此階級の發生を促すのである。我國にては徳川時代、特に元祿時代が之を代表する。第三は奢侈の一般化されたる時代である。此時代には奢侈の享樂が甚だ廉價なるものとなる。従つて奢侈が奢侈でなくなる速度や、新しい奢侈の發生する程度が甚だ急激にして目眩しきものとなる。現代はそれに當る。

奢侈は如何なる方面に現れるか。それは(1)食物(飲料調味)、(2)衣服、(3)家屋(4)性的方面(後宮や遊里)、(5)藝術(繪畫、音樂、器具)などに現れる。また奢侈は都府の發達を俟ちて大に發達する。都市の奢侈の機關としては(1)劇場、(2)料理店、(3)遊里(4)大商店、(5)音樂會などを擧げることが出来る。また奢侈の創造者としては(1)婦人殊に賣笑婦、(2)貴族、(3)藝術家(4)成金などを數へ得るのである。

我々は人類の經濟生活の美化や向上を欲するものである。しかし一時代の生産力の限界を超越するが如き奢侈を排斥せねばならぬ。それは當然に他人に對する搾取となる。奢侈が産業の發達を促すことは甚だ多い。殊に商業制度の發達や工業生産物の數量的品質的發達は奢侈に負ふことが甚だ多い。かくの如き産業上の發達が一般の經濟生活を向上させるものである事は明かである。しかし人類の經濟生活は支配者階級の不純な動機により發生した奢侈によりて促進されずとも、

彼等の搾取さへ無ければ自律的に發達することが出来るのである。私は次に我國奢侈史を一瞥し度いと思ふが、なに分、充分に諸書を涉獵して考をまとめる暇のないのを残念とする。

奢侈史の階梯が官廷と貴族の家を中心とする時代、歴史的意味に於けるブルジョアを中心とする時代、奢侈の一般化される時代に三別し得ることは上述の如くである。我國につきて言へば王朝時代より室町前半時代までが第一期、室町後半期より徳川時代までが第二期、明治以後が第三期に當る。第一期にありては王朝時代、鎌倉時代、室町前半時代に分ちて觀察せねばならぬ。何となれば各々奢侈の創造者、機關、享樂者を異にするから。

二 王朝時代のころ

宗教が人類の經濟生活に影響を與へたことは甚だ大きい。人類の社會生活の過去に溯れば溯るほど、宗教的要素が強く作用してゐる。奢侈も亦宗教的方面に於て發現するのが常である。寧樂朝はそれに當る。寧樂七大寺の堂塔伽藍、金銅盧舍那佛の大像、五丈有餘の菩薩の刺繡、螺鈿、蒔繪の如きものは佛教の流入によりて昂奮した治者階級の宗教的感情の發現に外ならない。しかも之れは無數の奴隸の勞働力を浪費することによりて成就した一の奢侈であつた。ゾムバルトは

愛他的性質を有する奢侈があると云つてゐるが、宗教的方面に於て發現する奢侈は此種の性質を帯びてゐる。寧樂朝の奢侈は後代のそれの如く純然たる利己的なものではない。

しかし此時代に於ける一般の經濟生活は甚だ貧弱なものであつた。續日本紀元正の條には次の一句が有る。

養老五年三月乙卯、詔曰、制_レ節謹_レ度、禁_レ防奢淫爲_レ政所_レ先、百王不易之道也 王卿士及豪富之民、多畜_二健馬_一、競求亡限、非唯損_二失家財_一、遂致_二相爭鬪亂_一、(中略)定_二畜_レ馬之限_一、親王及大臣、不得_レ過_二三十疋_一、(下略)

右によれば馬を多く飼ふことが一の奢侈であつたのである。この詔は後代の奢侈禁止法の先驅であるが、此時代に於ける奢侈の觀念が後代に比して甚だ内容の乏しかつたものであるのが推測される。

寧樂朝より平安朝に移れば奢侈は急激な發達をする。宮廷を圍繞する藤原の一門の奢侈は『大鏡』や『榮華物語』に記されて居る通りである。桓武より一條に至る約二百年間の政治的閑散は所謂公卿文化を培ふに充分であつた。この宮廷貴族の一團は諸國の莊園より京都へ集り來る貢物を消費して女性的な文化の建設に忙しかつた。彼等の奢侈は先づ建築に現れた。寢殿造は此時

代にはじまる。左大臣源融が東六條に營んだ別業は毎日難波より潮二十斛を汲ませ、鹽を煮て陸奥鹽竈の風景を模した。又彼等の奢侈は遊獵と饗宴と遊戲とに現はれた。放鷹交野の禁野の御狩宇田芹川の逍遙、子の日の遊、花の宴、月の宴、任大臣大將の大饗、攝政關白の臨時の饗宴、歌舞、管絃、鬪鶏、蹴鞠、打毬、圍碁、雙六、歌合、物語合、前裁合は彼等の精力の放散機關であつた。奢侈が衣服の上にも現はれたのは言を俟たない。錦、羅、絹、緋の如き織物や、寧樂朝以來發達した夾纈、藤、紫、緋、韓紅花、退紅、綠、黃、藍、縹、橡、黃、櫨、黃丹、蘇芳、支子などの染物は、怠惰な貴族共の奢侈慾に應ずるものであつた。調を貢納する諸國の農民の勞働力は彼等の欲望のために如何に消費されたであらう。京都の織部司も彼等の奢侈慾の満足のために組織せられた勞働制度と言つてもよい。

當時に於て前代に現はれた宗教的奢侈は全然消滅したわけでない。藤原の祖先鎌足が山階陶原の第宅に精舎をたて維摩會をおこして以來、不比等、基經、忠平、師輔、兼家等いづれも佛法を崇めて伽藍を建立したが、道長に至りては本幡に淨妙寺をたて、京極に法成寺をたて、御堂關白の名さへ得た。此の種の奢侈は佛像藝術の隆盛をも招致し、法成寺金堂の佛を刻んだ定朝出で、其子孫に覺助、頼助、康助、康慶の名手を生み、更に運慶、快慶、湛慶等の名人を輩出せしむる

動機となつた。しかし平安朝の貴族群の佛法崇拜が寧樂朝のその如き敬虔な、愛他的なものになくなり、いつか一家一門の繁榮や、現世で享樂してゐる幸福を未來までも延長しようといふ利己主義的なものに變じてゐることを記憶せねばならない。

奢侈は當時に於ても必ずしも是認せられてゐたものでない。本朝文粹に收むる三善清行の意見封事十二條のうちの一項が有る。

一 請_レ禁_二奢侈_一事

右臣伏以、先聖明王之御_レ世也、崇_二節儉_一、禁_二奢盈_一、服_二澣濯之衣_一、嘗_二蔬糲之食_一、此則往古所_レ稱美、明時之所_レ規模_二也、而今澆風漸扇、王化不行、百官庶僚、嬪媵御妾、及權貴子弟、京洛浮食之輩、衣服飲食之奢、賓客饗宴之費、日以侈靡、無_レ知_二紀極_一、(中略)而今諸司史生、皆以_二白練_一不_二汙衫_一、白絹爲_二表袴_一、白綾爲_二襪、菟褐爲_二履裏_一、其婦女則下至_二侍婢_一、掌非_二齊統_一不_レ服、衣非_二越綾_一不_レ裁、染_二紅袖_一者費_二其萬錢之價_一、禱_二練衣_一者、裂_二於一砧之間_一、(中間)而比年諸喪家、其七七日講筵、周忌法會、競傾_二家產_一、盛設_二齋供_一、一机之餞、堆過_二方丈_一、一僧之儲、費累_二千金_一、(下略)

右の意見封事は延喜十四年四月廿八日の日附である。彼は貞觀元慶時代に比して一般の奢侈が

頗る向上した事を漢文特有の最大級の言葉を以て論じてゐる。此清行といふ男は言はゞ今日の御用學者のやうなもので、藤原氏に阿附して其おこぼれを頂戴してゐた男であり、右の意見封事に藤原氏の専横に一言も論及してゐないのであつて、その奢侈禁止論もどれだけ本氣に言つてゐるのか知れたものでないが、當時の社會生活の片鱗は充分に窺ふ事が出来る。また本朝文粹には菅原文時の封事三個條といふものが載つて居り、其一ヶ條として請_レ禁_二奢侈_一事といふのが有り「方今高堂連閣、貴賤共壯_二其居_一、麗服美衣、貧富同寬_二其製_一、官途締交之儲、窮_二陸海_一而盡_レ珍、私門求_レ媚之饋、剪_二綾羅_一而敷_レ器、富者傾_二產業_一、貧者失_二家資_一」云々の言葉が見えてゐる。此原文時も藤原氏に阿附して生きてゐた太鼓持的學者で、唐風を模して菅文時と署名してゐたほどの男で、その言ふことも漢文風の誇大なものであるが、なほ清行のそれと同じく當時の社會生活の斷片を是によりて想像することが出来る。

奢侈は一般の經濟生活を向上させる間接的效果を有してゐるが、奢侈を享樂するもの自身は心理的に廢類して行き、實力を喪失してしまふ。平安朝の貴族は狭い京都の天地は永く日本を支配し得ると信じてゐたが、やがて地方に崛起する武士のために社會上の統制權を奪はれる。しかし最初、武士は權門勢家の走狗に過ぎなかつた。頼光の如きも道長の奢侈費をすら負擔してゐる。

即ち小右記には次の記事が有る。

寛仁二年六月廿日辛亥、土御門殿藤原道長弟（中略）造作過差萬二倍往跡、又伊豫守頼光家中雜具皆悉献之、厨子、屏風、唐櫛簡具、韓櫃、銀器鋪設、管絃具、劍、其外物不可記盡、厨子納三種物、辛櫃等納夏冬御裝束、件唐櫛笥等具、皆有二具、又有枕筥等、屏風二十帖、凡帳二十基云云、希有之希有事也（過差とは奢侈の別稱である）

而して頼光が道長に献じたものは彼が奥州その他の戦場に於て掠奪したものか、若くは地方の農民の勞働力の結晶であることは言を俟たない。

三 鎌倉時代のころ

頼朝の建設した鎌倉幕府は武士政治の典型である。此時代に於て武士が完全に社會を統制し得た。鎌倉時代は鳩毒の如き京都の公卿文化に反抗して、新興の武士文化の建設せられた時期であつて、文化史上、大切な時代である。奢侈そのものは此時代に於て一應退化した觀が有る。

頼朝の先驅者として清盛が有る。彼は殘酷に公卿を壓迫し、任官の權と莊園與奪の權と、即ち政治的權力と經濟的權力とを掠奪したが、しかも彼の一門は舊い公卿文化を崇拜し、其廢頹味に耽溺し、終には却て是れが爲めに滅びた。氣の毒にも清盛の一門は藤原氏を弱めた奢侈を再び學んだ。源平盛衰記、清盛公息女事の條には次のような記事が有る。

抑日本秋津島は僅に六十六箇國、平家知行の國三十餘國、既に半國に及べり、其上庄園五百箇所、田畠はいくらと云數を不知、綺羅充滿し、堂上花の如く、軒綺群集して門前成市、楊州之金、荆岫之玉、吳郡之綾、蜀江之錦、七珍萬寶、一として闕る事なし、歌堂舞閣之基、魚龍雀馬の翫物、恐くは帝闕も仙洞も是には争か増さるべき、勢既に君朝にならひ、富又皇室に過たりと、目出度こそ被見けれ云々

清盛は必ずしも安價な享樂に醉ふ男でなかつたらしい。彼が異議を排して福原遷都を斷行しようとしたのは、京都にゐては如何にしても公卿文化の流毒を免れ得ないと觀念したからかも知れぬ。これは後に頼朝が京都を捨て東國の鎌倉に據つた事と相通するのである。しかし平家の子弟の享樂欲は公卿文化の流毒を禦ぎ得ず、終に其打撃したのもによりて打撃せられてしまつたのである。

頼朝は必ずしも公卿文化の全部を捨て去つたものではない。三善、大江、中原等呼び下して政務に參與させたことや、勝長壽院や永福寺を建て奈良京都の佛師繪師を招致したことや、鶴岡

に於て男山の儀式を模倣した放生會を行ふたことなどは京都の文化の名残りを止むるものである。しかし彼が華奢と懦弱とを排斥したことは徹底的であつた。遊戯としては實朝の如く歌合や繪合や双紙合に耽つたものも有るが、主としては剛健な笠懸、流鏑馬、犬追物となつた。工業に於ても前代の工業が奢侈品の生産を主としたに反し、鎌倉時代に於て甲冑刀劍の如き武器や、鎌倉彫や瀬戸焼の如き國民的必要品の生産の勃興したことは眞に注意しなければならぬところである。明珍の甲冑、正宗の刀、藤四郎の陶器は廢頹的な奢侈より發達し來つたものではない。

頼朝が家臣筑後權守俊兼の奢侈を戒めた話は有名である。俊兼は一種の洒落れ男であつて、小袖を十何枚も着て喜んでゐたといふ罪のない男だが、一日、頼朝に召され小刀を以て其小袖をズタ／＼に切り裂かれるといふ話である。それは『吾妻鏡』に出てゐる。次の如し。

壽永三年十一月二十一日丙午、今朝武衛頼朝を有御要、召筑後權守俊兼、俊兼參進御前、而本自爲事花美者也、只今殊刷行粧、著小袖十餘領、其袖妻重色々、武衛覺之、召俊兼之刀、即進之、自取彼刀、令切俊兼之小袖妻給後、被仰曰、汝當才翰也、盍存儉約哉云々。

當時の鎌倉には如何なる創造の時代にも伴ふ荒涼たる、しかし生々とした空氣が漂ふてゐたら

しい。古典的な京の文化は鎌倉に適ふべくも見えなかつた。遊女の歌舞や白拍子等が武士の伴侶であつた。當時の武士の風流は高々工藤祐經の鼓や畠山重忠の銅拍子が關の山であつたらしい。

これより暫くは文献の上に於て奢侈よりも却て儉約の話が多く出てくる。例へば『澁柿』の明惠上人傳には泰時が飢饉の歲に「疊を初として一切のかへ物どもをも古物を用、衣裳の類もあたらしきをば著せず、ゑぼしの破たるだにも、古きをばつくるひつがせてぞ給ひける、夜の燈なく、晝の一食をとどめ、酒宴遊覽の儀なくして、此費を補ひ給ひけり、心ある者の見聞たくひ、涙をおとさずと云事なし」といふ記事が出てゐる。滑河に落した十文を錢五十文の松明を買つて拾ひ上げた青砥藤綱の出たのも此時代である。『徒然草』には時頼の母松下禪尼が自ら障子のきりばりをした話や、時頼が或る夜、少許の味噌肴を肴として酒を酌んだ話などが出てゐる。

しかるに以上の如き奢侈の退潮は僅かの間であつた。北條九代の執權には田樂に耽り鬪犬に興ずる高時が出てくる。建武の中興より足利幕府の創設に入れば、再び奢侈が擡頭して来る。殊に戦に勝つた武士のなかには武藏守兄弟の如く不遜な奢侈に耽る成金風のもが出る。

更に商業の勃興や都市の發達に伴つて欲望が増進し、在來の純真素朴な武士道徳が次第に破壊され、奢侈への憧憬が強くなり、終に義滿の金閣寺となり、義政の銀閣寺となり、地方にては周

防の大内氏の豪奢となる。更に商業都市の勃興に伴ひ、室町後半期には町人文明の擡頭が奢侈史の新しい時代を劃するやうになるのである。

四 室町時代のころ

室町時代を通ずる社會的特徴は現世的といふことである。所謂道德といふやうな儒教的見地よりすれば、此時代ほど反道德的な、若くは無道德的な時代はなかつたと思はれる。室町幕府の創設者たる尊氏は恩人たる後醍醐帝に背いた男である。彼はこのことについて煩悶したらしい。彼は先帝を弔ふ爲めに夢窓國師と相談して天龍寺を建立し、盛んな供養を擧げた。これは南朝の將士を懷柔するためであつたかも知れぬが、煩悶したらしい。この皇室輕視の觀念と、同時に是れに伴ふ煩悶気分は足利歴世の將軍にいくらかづつ見出される。後年、波濤の如く日本の社會を侵した下剋上の風潮もかゝる政治的事實より生れたことが少くない。とにかく室町時代には現世的精神が漲つてゐた。かゝる心理的要素と奢侈と結び付くことは想像に難からぬ。それは既に幕府創立の頃よりして見出される。太平記には「執事兄弟奢侈事」と題し、武藏守師直が一條今出川に於て故兵部親王母堂の古御所を占領し、「棟門唐門四方あげ、釣殿、渡殿、泉殿、棟梁高造り雙

て奇麗の壯觀を逞くせり、泉水には伊勢島、雜賀の大石共を集たれば車輾て軸を推き、吳牛喘て舌を垂る、樹は月中の桂、仙家の菊、吉野の櫻、尾上の松、露霜染し紅の八しほの岡の下紅葉、云云」の豪奢をつくし、「名所名所の風景をさながら庭に集たり」とある。師直は今日の語を以てすれば一種の成金である。成金者流が豪奢をつくすことは何れの時代をも通じて見られる。更に師直が部下の妻を犯したり、二條前關白の妹を掠奪して妾としたことなどが諸書に記されてゐる。とにかく彼は典型的な成金風の男であつた。

一代の驕兒義滿の奢侈は贅するまでもない。彼は小さきルイ十四世である。彼の奢侈は土木と宴遊とに現はれる。永和四年に營んだ室町の新邸は無数の美花を植ゑた故に花の御所と呼ばれた。彼の建てた相國寺七重の塔は白川院の建てた法勝寺九重塔よりも高いと言はれる。最も善く知られてゐるのは鹿苑寺即ち金閣寺である。室町時代の史料として有名な周鳳の臥雲日件録には、

文安五年八月十五日、(中略)初命諸大名之士(中略)經營未畢、時令考其費則二十八萬貫也、然則至二千畢功、則殆百萬貫乎、隆樓傑閣、畫棟雕梁東西南北碁布星羅、如自天降、如從地涌、

とある。右によれば經營未だ終らざるに二十八萬貫を費したが、完了の後には百萬貫を要したら

うといふのである。金閣寺の落成した應永四年の物價に關しては資料を捜し得ないが、それより九年前の嘉慶二年には、つむぎ一反が九百八十文であつたといふから、(『寶泉院日記』による)百萬貫を以てすれば、つむぎ百萬反以上が買へたのである。更に應永十五年に後小松帝の行幸を迎へた時には新殿を十三ヶ所に構へ、天子御座を八棟に作つて八龍を立て、金色に彩り、早咲の櫻を植ゑ、庭に五色の沙を鱗形に布いたといふ。實に馬鹿げたものである。

義滿が豪華な旅行をしたことも彼の奢侈の尤なるものである。紀伊の高野、駿河の富士、瀬戸内海の周遊、嚴島詣、若狭の旅、神宮參詣といふが如くに、頻繁なる旅行は多大の財貨を費すものであつた。また猿樂を愛して装束や舞臺に費した財貨も巨大であつた。義滿在職二十六年、職を讓つて後十五年、前後四十一年の間、政務を執り、榮華を極めた。彼の死に際し、皇室は太上天皇の尊號を贈らんとしたといふが、これは彼の勢力が完全に皇室を壓してゐたことを語る。

義滿より四代を隔て、義政の豪華が現はれる。彼はデカタンのな將軍であつた。彼の時代に徳政一揆が頻發した。應仁の亂も起つた。彼は家臣の跳梁を壓へることが出来なくて、氣持がヤケクソになつてゐた。彼は豪華に浸つた。讀史餘論は「花御所の蔓珠玉をみがき金銀ちりばむ、其費六十萬緡、並に高倉御所義政の御臺所の中に入れ給ふ腰障子、一間の價二萬錢なり、是を以て

其嚴麗をも計るべし」と記してゐる。寛正二年には米一石が略々一貫文であつたから(『西院燈明方算用帳』による)、彼は障子一間に米二萬石を費したのである。義政の花の御所や銀閣の造營や茶會の悠遊については煩しいから省略する。

本文は義滿義政のやうな馬鹿者の痴行を叙述するのが目的ではない。先づ彼等のために人民がどれほど苦みを被つたかといふに、應仁記には次のやうに悲惨な記事が有る。

「天下は破れば破よ、世間は滅べば滅よ、人はともあれ、我身さへ富貴ならば、他より一段瑩美と様に振舞んと成行けり(中略)皆、所領を質におき、財寶を沽却して勤之、諸國の土民に課役をかけ、段錢棟別を譴責すれば、國々の名主百姓は耕作しえず、田畠を捨て、乞食し、足手に任て悶行、萬邦の郷里村縣は大半は郊原と成にけり、嗚呼鹿苑院殿(義滿)御代に倉役四季にかゝり、善廣院殿(義教)の御代に成一年に十二度かゝりける、當御代(義政)臨時の倉役として大嘗會の有りし十一月は九ヶ度、十二月八度也、又彼借錢を破らんとて前代未聞徳政と云ふ事を此御代に十三度迄行はれければ地下方も皆絶はてたり」

奢侈は奇妙なる反射作用を有する。それは人民の血を涸らす暴王の奢侈も、他面に經濟生活の一種の標準となり、或種の産業の發達に貢獻することである。足利歴代の將軍には一種の藝術家

的なところが有つた。尊氏の書いた繪は古雅なところが有つたそうである。義満もデイレッツタンらしい墨繪が巧みであつた。義政に至ると秀れた鑑賞眼があつた。彼の時代は東山時代と呼ばれる工藝の一盛期を代表する。蒔繪の名手幸阿彌道長も刀具の彫刻に名高い後藤祐乗も實に義政の近侍より出たのである。横井時冬博士の『日本工業史』には「……剩へ應仁の大亂を引起し京師戰場となること凡十一年の長きに亘りしかど東山の東求堂（義政の閑居）は恰も別天地の如きありさまをなし周文、宗丹、狩野正信の畫、後藤祐乗の彫刻、五十嵐信齋、幸阿彌道長の蒔繪、泰阿彌、清阿彌の漆器、彌阿彌の鍮子いづれも美術工藝家の模範となれり」と書いてゐる。

此時代の奢侈を地方に於て代表するものが周防の大内家である。對支貿易の鍵を握つた大内家に富の集積したのは言ふまでもない。山口には戰亂を避けて工人や公卿が集つてゐた。室町の末期に於ける皇室や公卿の状態は眞に痛ましく、靈地であつた神苑も耕地となり、信長の頃になると「禁中の微々成しこと、邊土の民屋にことならず、築地抔はなく、竹の垣に茨などゆいつけたるさま也、老人、兒童の時に遊びに往て、縁にて土などねやし、破れたる簾を折節あけて見れば、人も無き體」であつたといふ（『老人雜話』下）。かくて公卿は諸國に流離せねばならなかつたが、最も難を避けたのは山口であつた。『中國治亂記』は「二條殿轉法輪三條殿持明院中納言殿其外の公卿衆是皆山口へ下向あり、花洛と申とも争か爰にまさるべき」と書いてある。而して京都を摸倣するといふことは大内の諸君主の理想であつたらしいが、就中、大内弘世のそれは、やゝ滑稽の感をさへ起させる。『陰徳太平記』によると、「左京大夫弘世の簾下は月卿の門に生れ給ひしかば常に都の噂のみさせ給て涙もこぼれぬれば弘世鍾愛のあまりに、さらば都を此地に遷すべし九重の形象、洛外の山川、佛寺神廟を模せば西の都と樂へんこと且つは佳名を千載の青史に残すべしとて」大規模の建築を起して洛中洛外の有様を模し、更に「田舎は人の心頭に、詞だみて開惡し、京人に交へなば麻の中の蓬の曲る心も直く、訛聲も聞よくぞ成んすらん」とて町一町に京童七人宛を喚下し、また「諸藝の堪能、諸職の名人、縫物、組物、織染、彫刻の類まで其家々を呼下し」「小路々々も石交らねば車ぬかりて難通とて山口五里四方には深さ五尺許りに小石を埋め」たとある。此時代に於て山口は經濟的實力に於て京都を凌いでゐたのであるが、文化的には常に山口は京都の崇拜者であつた。衰殘の公卿文化は實に永く日本を支配する力を持つてゐた。尤も山口自身は大内の諸君主が餘りに公卿文化に酔ふた結果として、戰國時代の社會的需要に適合しなくなり、終には武斷派を代表する家臣陶氏のために滅ぼされるのである。此時代に京都の戰亂を避けて平和な山口に入つた織工は此地に於て舊い傳統を保持することが出来た。そのこと

は黒川眞頼の「工藝志料」などに詳しい。

室町時代の末期より純粹な經濟的都市として泉州堺が現れてくる。奢侈が町人の手に移る魁は此都市に見られる。連歌、插花、謡曲、圍碁、點茶といふが如き堺町人の歡樂は、物騒がしい此時代の空氣に比べて、特に優雅の感を與へる。茶道を神聖化したものは此都市に生れた紹鷗や利休であつた。凄艶な隆達節も此都市から出た。喜多流の祖たる能師七太夫も堺の生れである。倉庫業者たる納屋衆の富は武人を壓迫してゐた。遊里も發達した。豪華な邸宅も營まれた。今の大安寺本堂は當時の納屋衆の一人呂宋助左衛門の故宅であるといふが、障子襖の金色が耀かしく、其繪はすべて狩野永徳の畫いたものだといふ。堺には商業が榮へたのみならず、工業も發達し、後の京都の西陣織業は堺の織工の移住によりて發達したものである。

室町時代の末期より徳川時代の開始までの間は、奢侈が第一期より第二期に推移する過渡時代である。即ち貴族將軍より町人へ奢侈がうつり行く準備期である。この時代の商業は我國資本主義精神の黎明を告ぐるものであつた。産出される黄金の量も増し、貨幣の流通も頻繁となり、ブルジョアの財産の蓄積も現れ、町人階級の發達が目ざましかつた。これを奢侈について見れば、堺町人の奢侈は後の徳川時代の町人の奢侈の先驅である。また前代の貴族中心の奢侈を最後に、

且つ最も華麗に代表したのが秀吉である。彼の影響の下に桃山時代なる美術史上の一時期が劃される。大阪城、聚樂第、大佛殿の建築や北野の大湯の施行は實に大規模なる奢侈であつた。『豊薩軍記』には大友宗麟が大坂城で御馳走になり、秀吉から九層の天主の頂上まで案内された記事が出てゐるが、それによると多くの日用品がすべて黄金を以て裝飾されてゐることや、豪華な寢所の有様が描かれて居る。秀吉は無鐵砲に人民の勞働力を掠奪した男であるが、その豪奢も思ひ切つたものであつたらしい。工藝は彼の庇護を受けて非常なる勃興をした。後藤徳乗の刀劍具、埋忠明壽の鍔、一條國廣の刀、樂常慶の茶碗、幸阿彌長晏の蒔繪等、京師伏見に輩出した名工の數は夥しいものであつた。豊臣没落の後、秀吉に寵遇された工藝家は二つに分れ、一は江戸に入り、他は加賀に入った。江戸に入ったものは桃山風を失つたが、加賀に入ったものは北陸の別天地に於てよく桃山風の傳統を保つことを得たといふ。

五 徳川時代のころ

徳川時代は平和な時代であつた。日本は外國的勢力の排除された封鎖國として、典型的な發達をした。徳川氏の保守的的反動的な政治や、擬制的な階級組織のために武士以外のものは甚だ壓迫

されてゐたが、經濟的進化の底流は多くの障礙を乗り越え、富の分量も増し、生活の形式も内容も整頓充實したものにならうとしてゐた。此時代に於ける奢侈の支持者は町人階級である。恰も諸種の社會的權利を拒否されてゐた猶太人が一意、經濟的活動に終始し、富の力を以て優越な社會的地位を築き上げた如く、徳川時代の町人は黄金を蓄積し、その威力によりて大名や武士を壓迫し、擬制的な階級制度より蒙る不快の念を眼前の享樂によりて晴さうとした。既に戰國末期に醸酵した我國資本主義精神は不自然な政治上の壓迫に撓むことなく發達を續けて行つたが、この早期資本主義を代表する町人階級が漸次に大名武士の特權階級を崩壊させて行つたのは當然の過程であつた。町人の奢侈が新しい經濟財の生産と流通とを喚起したであらうことは容易に想像される。徳川時代の奢侈に關する記事は無數である。政府がこれを禁壓し、時として家財を沒收する手段を採つた事例も無數である。御用學者が述べ立てた奢侈禁止論も無數である。

徳川時代の奢侈を一々述べることは不可能であり、無用である。私は此時代に於ける主要な町人の奢侈例の二三を次に述べることにする。

1 徳川初世の大富豪として淀屋辰五郎の名を逸する事が出来ぬ。「大阪市史」によれば辰五郎といふのは誤りであつて、三郎右衛門といふのが通稱だといふが、彼の一家は大阪の主要な建設

者であつたと言つてよい。大阪の米相場を創めたのも大阪をして絲割符の特權に参加させたのも彼の一家であつた。家光が嘗つて大阪に行き、大町人を召喚して何なりとも願を叶へてやると言つたに對し、多くものは苗字御免を願つたが、淀屋のみは敢て兒戲に類する苗字御免を願はなかつたことが、「大阪濫傷書一件」に出てゐる。大阪町人が豊臣氏を崇拜し居らずやと猜疑してゐた徳川氏にとり、これは快いことではなかつた。果然、寶永二年には驕奢の故を以て淀屋の家財全部が闕所となつた。このとき淀屋は三代目である。闕所の理由や闕所道具の目錄は徳川實記、徳川禁令考、一話一言その他の諸書に散見するが何れも傳說的の誇大さがあつて、悉く信じ得ないものである。闕所目錄には金銀の鳩五十八羽、僖宗皇帝の繪十枚、黄金竹流し六本、水晶の障子四十八間、土藏七百三十ヶ所びらうど五十反、唐より渡る金基盤といふやうな項目が數多く並んでゐる。總額は略々一億兩に及ぶ。淀屋の生活は百萬石の大名にも匹敵したといふ。彼の斃されたのは幕府の政策の犠牲たる意味が大きいが、その豪奢も中々のものであつたらしい。

2 「長崎港草」には伊藤小左衛門といふ密貿易業者のことを記してゐる。彼はもと博多の町人であつたが、日本の武器や金銀の輸出を大規模にやつてゐたが、寛永七年に發覺し、同志廿八人と共に死刑に處せられ、家財が沒收された。彼は「……五島地に居住し、恣に驕を極め、前裁

に異木奇石を多く集め、夫のみならず、居間の上に硝子を以て廣く大なる箱の如くなるを造りて天井にかゝげ、水を貯へ、これに金魚を游がせ臥ながら仰いで視之、其外様々の遊興をなし」てゐたといふ。これは徳川初世に於て、前代より猶ほ微かに残つてゐた遠洋航海的商業の傳統が次第に滅んで行くことを示す話である。

3 元祿より享保にかけて京都の銀座年寄に中村内藏助といふ町人があつた。彼は暴富を積んだと共に思ひ切つた奢侈をしたらしいが、享保三年に仲間の町人三人と共に家財闕所となつた。彼のことは『翁草』『閑田次筆』『皇都午睡』などに出てゐる、彼は思ひのまゝに奢りを極めたが、京都根生の町人は彼の成上り根性を卑んで、彼が幾度か交際を求めたに拘らず拒絶したといふ。『翁草』には彼の妻や他の大町人の妻が東山に集會して衣裳競べをしたことを記してゐる。彼の妻は光琳の指圖に従つて、わざと單調な衣裳をつけ、却て勝を制するのである。次のやうな文句がある。

「……時の會なれば家々の妻室花を粧ひ、段々に端寮重阿彌が許に來り、乗物を手ぐりにして奥に昇き入る。餘多の侍女前後を取り巻き、靜かに乗物を出たるさま、唐のやまとの美をつくし、綾羅錦繡の目もあやなるに、ゑならぬ薫り紛々として座につけば（中略）少し程ありて中村の乗物をあないして操入る。皆々あはやと彼の内室の出立を見れば襲帯付（うきづき）ともに黒羽二重の

無地兩面に、下には雪の如くなる白無垢を幾つも重ね着し、するりと乗物を出て靜かに座につけば人々案の外にぞ有りける、扱て其の外の妻室、我れもくゝと間もなく納戸に立ちて前に優れる結構なる衣裳を着替ふること度々也、内藏介妻女も其度々に納戸に入りて着替ふる所、幾度にも同じ様なる黒羽二重白無垢なり、一通りに見る時は、などやらん座中を非に見たる様なれ共、元來羽二重と云物、和國の衣服の絶品にて貴人高位の御召此の上なし、去れば時の會故に羽二重の絶品を以て、衣裳を多く用意せし事、蜀江の錦に増るよき物數奇也（中略）倩（つれづれ）見るほど中村のいでたち拔群にて一座蹴押され、自らふし目になりぬ、其頃世上にこの沙汰ありて流石光琳が物數奇なりと美談せり」

女子が奢侈の創造者若くは奨勵者であることはゾムバルトの道破したところであるが、そのことは上文の衣裳競べなるものにも充分現れてゐる。また上文に於て光琳が中村内藏助の助言者であつたことを注意せねばならぬ。私は何の本であつたか思出せないのであるが、京都の一女郎が其裾模様を光琳に描かせ、美事に出來たから見にきてくれと記した手紙のあつたことを記憶する。たしか「光琳にかゝせた」といふやうな文句があつた。その事や中村内藏助の妻の事や、義政や秀吉の庇護の下に工藝の名人の出たことを考へて見ると、過去の藝術家は支配者や金持の保護を

受けて其天分を伸ばしたらしい。そのことは藝術家が搾取者を逆に搾取するものと言ふことも出来やう。それは兎に角、徳川時代の奢侈史には光琳、其角、一蝶といふが如く、間接に奢侈の創造者であつたものが少くない。猶ほ中村内藏助は京都より江戸へ護送される途中、大津の宿に泊つた夜に鹿の鳴くのを聞き「寝ながらは是も奢りか鹿の聲」といふ句を詠んだといふ。「皇都午睡」は、其後大阪の巽某が過奢の罪にて江戸に護送される途中に於て「笑ふもの笑はれて見よ花の旅」といふ句を詠んだことを追記してゐる。此兩句には奢侈に殉ずる哀れな徹底した心持が見られる。

(4) 「そも／＼お客の始りは高麗もろこしは存ぜねど今日本にかくれなき紀の國文左でとどめたり」の紀伊國屋文左衛門のことは善く人の知る處である。彼は元祿の悪政の生んだ成金であり、御用商人である。彼は材木問屋を業としたが、同時に御用達を勤め、柳澤萩原等の汚吏と結んで元祿の貨幣悪鑄に参加した人間である。「江戸眞砂六十帖」は「紀伊國屋錢として未だに有り、此錢より始めて銅計りにて小さくなりて悪しく成り始なり」と記して居る。彼は豪奢に耽つたが、それは宣傳の意味もあつて、成金風の惡いものであつた。彼は吉原の揚屋和泉屋で小粒金を交へて豆蒔をした。「大盡舞考證」は「寛永の比までは本八丁堀三丁目總て一町紀文居宅なり。毎日定りて疊さし七人づゝ來りて疊をさす、こは客を迎ふるごとに新しき疊を敷きかへる故とぞ」と

記してゐる。來客毎に疊を代へるといふ馬鹿げた眞似もやはり宣傳の意味からであつた。「沖の暗いのに白帆が見ゆる」の歌謡もやはり宣傳からであつたらしい。彼は後に没落して深川の陋巷に死んだ。その死んだ家の居間の天井は紙張りであつたが、經師が是れを見て「こゝは何人の住ひし跡やらん、あるじは物好みにふけりたる人にてありけん、天井を張りたる紙を見るに、一つ紙にはあらず、日本國中の紙なり」と言つたことが「蜘蛛の糸卷」に記されてゐる。彼が死ぬまで奢りの心を絶えなかつたのは元祿氣分の溢れたものである。紀文と競争したものに靈岸島の材木問屋奈良茂があつた。彼も豪奢をつくし、紀文と同じやうに零落して死んだ。

(5) 『江戸眞砂六十帖』は石川六兵衛の妻の驕奢を載せてゐる。彼女は綱吉の上野への御佛參拜見のために御成道の一軒の店先を借り、衣裳を飾り、香爐に名木を焚いたが、それが綱吉の眼に觸れ、其奢侈を尤められて家財闕所となつた。これも女子が奢侈の支持者であつた例である。綱吉は大奥に於て恣な奢侈に耽りながら、世上に奢侈禁止令を頻發し、富家を盛に闕所にした。生類憐みの愚令を出したのも此男である。とにかく神經衰弱みたいなイヤな奴であると思ふ。

以上は極めて僅かな例を拾ふたものに過ぎぬ。右の外に町人の奢侈については無数の例がある。徳川幕府は奢侈の禁止について多くの法令を發布し、また多くの非常手段をとつた。吉宗も定

信も水野越前も厳格な奢侈禁止の政策をとり、頽瀾を既倒に翻さんとして見たが、大なる効果がなかつた。町人の屋敷には長押、杉戸、書院、床、椽、さん、を禁ずるとか、町人は有徳のものも二汗五菜に過ぎてならぬとか、金銀のから紙、破魔弓、羽子板、雛道具、五月之甲、金銀之押箔無用たるべしとか、葬禮佛事は目立たぬやうにせよとか、實に無数の煩雜な法令を出したが、根強く向上して行く町人の經濟生活は人爲的政策を以て禁壓することが不可能であつた。劇場、遊里、音楽といふが如き奢侈の機關は益々發達して行くばかりであつた。徳川時代に發達した獨特な町人文明が彼等の奢侈とも重要な機縁を有することは想察に難くない。

奢侈は徳川の大奥や諸侯の江戸の邸宅にも見られてゐた。しかし文化史的に見れば、これら特權階級の奢侈は町人の奢侈の如き社會的統制力を持つてゐるものでなかつた。そは寧ろ奢侈の第二期の遺物であつて、當年の社會に切實な影響を有するものでなかつた。町人は獨自の平民文化を作り上げたのみならず、往々にして封建貴族群の文化をも奪ふて自己文化の系統中に消化した。藏前の札差のなかには繪畫に對する特別の鑑賞眼が發達し、藏前物なるものを生じたといふ。また武士の奢侈は町人の奢侈の前に屈服した。武士は町人の發明なる音曲を學ぶやうになり、町人の天地なる遊里に入るやうにもなり、藤枝外記の如くに心中の模倣さへするものがあつた。政府

の當路者が金權者流と苟合することは既に元祿より始まり、田沼時代に至りては其絶頂に達してゐる。とにかく徳川時代の進行と共に、漸次に町人が武士を壓倒したが、それは奢侈の方面についても見られるのである。現代日本を支配する趣味の系統は長く日本を支配した公卿文化や武士文化の傳統でなく、徳川時代に發達した町人文化のそれである。奢侈がかくの如く推移することは、即ち治者階級の地位が武士より町人へ移つたことは、社會進化の當然の徑路であつた。徳川時代の學者は奢侈の増長を嘆じ、一般市民や農民の間に此風の移り行くことを憤慨してゐるものが多いが、それは言ふに足りぬもので、此時代に於ける奢侈の支持者は大町人であり、一般市民や農民の勞働力は却て大町人の奢侈の犠牲になつてゐたのである。

第三章 社會問題としての華族制度

一 特種部落としての華族群

明治の政府は、日本がまだ未開國であつた徳川幕府の頃に社會の最下層として迫害せられてゐた一部の民衆に對し、特種部落民といふ有難い名前をつけた。特種部落といふ文字を正當に解釋するならば、政治的にも經濟的にも道徳的にも國民一般と隔絶した特種の社會群といふことになるであらう。然るに今日、特種部落民の名を以て呼ばれてゐる人々が斯くの如き意義を有しなくなつたことは言を俟たない。

しかるに現代に於て——本來の特種部落が全く其意義を脱落しつゝある今日に於て——新しき特種部落たらんとしつゝある厄介なものが二つある。第一は華族である。第二は政黨である。私はいかに第一の華族について觀察して見やうと思ふ。

およそ貴族なるものは封建時代の優勝階級である。これを發生的に見るならば、貴族は原始社會の僧侶、政治的首長、將軍に起源するが、征服國家の成長と共に其階級的存在も明かとなり來る。

最初、血統の尊貴といふことが貴族の要件であつたが、次いで政治組織の進化と共に官職貴族が重要となるに至る。官職貴族の成立は大土地所有制度の發達と密接なる關係がある。彼等は一方に國王より賜田を得、他方には其地位を利用して所領の増加を計る。動産資本や貨幣經濟の發達しない當時に在りては、土地は最大の生産資料なるが故に、治者階級の争奪の的となる。封建制度の立つに至る頃になると、土地と貴族との關係が愈々密となる。貴族は土地の生産力と農民の勞働力とを搾取し、美人と、かると狩獵とに耽溺するのである。……斯くの如きは歐羅巴諸國の社會史の示すところであつたが、吾國にても其根本傾向は同一である。

しかるに貴族は近代資本主義時代の展開と共に——即ち封建時代の消滅と共に——全く其意義を喪つたのである。フランスの宮廷に群がつてゐた貴族はルイ十六世の死刑と共に社會的重要を失つてしまつた。新興の資本家階級は魔術の如く餘剩價値を生み出す「資本」を擁して居る。農民の勞働力の法律化された搾取の上に眠つてゐた貴族は「農奴の解放」と共に影が薄れざるを得ない。かくて十九世紀中に於て諸國の貴族は大抵、消滅するか、勢力を失墜してしまつたのである。保守的な英國ですらも一九一一年の選舉法改正によりて上院の權限に重大の制限を加へたのである。一世紀以前、ナポレオン戦争後の大平和會議たるウキenna會議には貴族の名前がすらり

と列んでゐたが、世界大戰後のヴェルサイユ會議に於てクレマンソーもロイド・ジョージもウィルソンも一個の平民として列席したのであつて、日本有数の性慾翁西園寺が「公爵」を振りかざしても誰も特別の敬意を拂はなかつたのである。

かくの如くして貴族なるものは近代社會に於て何等の社會的意義を有しないのである。彼は衰殘の社會群である。しかるに我が日本には華族と呼ばれる九百餘人の貴族が存し、社會上政治上道徳上に大なる勢力を掩有しつゝあるのである。これ實に大なる時代錯誤の組織である。しかも彼等は未だ全く資本家階級の前に屈服してゐるものでない。これは日本の社會が未だ全く近代化してゐない證據だ。私は先づ彼等の「存在理由」なる「日本社會の近代化の未熟」を指摘せねばならない。

二 現代日本の封建的特徴と資本主義的特徴

嘗てマルクスは『革命及反革命』の一書に於て、ドイツの資本主義の發達がなほ未熟にして貴族の勢力が深く社會に浸みて居り、眞のプロレタリア革命の成功し難いことを嘆じた。これは一八五〇年前後のドイツの状態を論じたものである。吾人は此一語は現代の日本に適用されぬことはいないと考へる。

我國の社會を分析して見れば、人の想像してゐるほどに資本主義化してゐるものでない事が判る。封建的特徴はなほ歴々として居る。明治維新は誠に堂々たる革命で、明治初年の政府の政策は快刀亂麻を斷つ慨があつた。例へば藩籍奉還の理由書を見ると、そのなかには「領地は祖先の戰陣のなかに得たものであると言ふものがあるかも知らぬが、是れは兵を擁して官庫より財貨を奪ひ、此財貨は死を以て是を獲たりと稱すると同じ程の不合理である」といふ意味が記されてゐる。しかも此維新の行動者も年處久しき我が封建時代の影響を免るゝ能はずして、自ら狭い範圍の少數者のみにて過大の特權を獨占し、政治の國民化を妨げたのである。藩閥といふ特種の社會群は明治以後の發生物であるが、しかも封建氣分滿々たるものである。明治の革命精神は二十年ならずして崩壊し、十七年には華族令成り、二十三年の憲法も極めて狭き範圍に於て選舉權を許したに過ぎぬ。貴族院は封建的勢力の蓄積される好個の巢となつた。およそ二院制度は歴史的生長物である。民意を代表せしめんとすれば一院にて足る。二院制度の純理上の根據を強ひて求めんとすれば、それは「立法は徐々に且つ正確に」といふことより以外に意義はない。しかるに上院は往々にして一社會の優越なる身分階級のための好き巢となる。五千萬人の人民が僅に四百六十餘

の議員を選出するに對し、貴族院には千戸足らずの華族より百六十餘人が繰り出すときは遣り切れぬ。

日本の社會が充分に資本主義化して居ないのは其經濟組織の上にも窺はれる。歐羅巴やアメリカに見るが如き旺盛なる企業的精神に燃ゆる資本家は甚だ少い。日本の資本家には猶ほ徳川時代の町人的色彩が豊富である。官吏の庇護を要求して盛に贈賄を行ふ政商主義も日本の資本家の重要な戰術の一つである。また國民の消費組織も依然として著しく傳統的であつて、近世的な統一がない。

資本主義の完全に發達した國土にては政黨が完全なる資本家の代辯者となるのが常である。政黨友會も憲政會も資本家的黨派たる色彩が強まりつゝあるが、しかも山縣其他の官僚系を敵として堂々と挑戰すること能はず、また黨派内部にても封建時代に見たるが如き策士が跳梁してゐる有様である。

以上の如くして我國社會の資本主義的發達は極めて未熟である。斯くの如き社會においては華族の如き時代錯誤の組織もなほ存在して幾分の勢力を保つのである。

しかるに近代に於て我國社會の資本主義化は漸次に根強く、深刻に鮮明なものとなつてきた。

歐羅巴風の生産組織を採用する限りに於て、社會が資本主義化されて行くのは必然の過程である。資本主義は封建主義の否定要素である。前者の發達と共に後者は必然に壊滅せざるを得ぬ。而して資本主義は封建主義の否定要素たると同時に、また自己の否定要素たるプロレタリア群を生み出さざるを得ぬ。近代の社會は資本家及プロレタリアの争闘の舞臺である。この時、古き封建的要素たる貴族がプロレタリアからも深き憎惡と反撃とを蒙るのは言を俟たぬ。かくて漸く我國傳來の貴族群たる華族なるものは切實なる社會的意義を喪失し、經濟的にも社會的にも道德的にも國民一般と隔絶した特種部落たらんとしつゝある。

三 華族の語義と現代華族の起源

華族といふ言葉は古くより存してゐた。中世にては華族とは清華の別名であつて攝家に次ぐ名門を言つてゐた。貞丈雜記には「清華とは攝家に次ぎて能き家なり、華族とも言ふ。太政大臣になる家也」とある。花山院、西園寺、大炊御門、久我、徳大寺、菊亭等の家が是れに屬してゐた。太政大臣になる家と言ふと聞えは大きい、武士が社會の統制力を獨占してゐた當時に於て社會的重要を有しなかつたのは言ふまでもない。

現代に於ける華族の語は明治二年に始まるのである。同年六月、從來の公卿諸侯の名稱が廢せられて華族と總稱すべきことが命令せられた。而して公卿を宮華族若くは堂上華族と呼び、諸侯を致仕華族と呼んでゐたらしい。最初、華族の語は必ずしも特殊の優越なる地位を意味するに非ずして、單なる法律上の區別であつたらしいのであるが、明治十年に華族部長局なるものの設立された頃になると漸次に特權階級的性質が明かとなり、終に明治十七年七月七日の華族令の制令によりて此社會群が一般國民と隔絶することとなるのである。華族は公、侯、伯、子、男の五爵に分れる。此區別は歐羅巴の貴族制度の參酌であると共に、其名稱は古代支那の周時代に諸侯を五等に分ち公侯伯子男と呼びたるものを採用したのであつて、一の模倣に立つと共に復古的色彩の強いものである。其後に頻發せられたる有爵者大禮服制も華族就學規則も華族懲戒令も華族女學校の設置も世襲財産法も明治の革命精神の悲惨な最後を語らざるものは無い。而して最初、華族令の出でたる時に、一定の財産を有しないものには政府がこれに一定の公債を下賜したのである。國民の勞働力が公債に化けて華族の財産となるなどは皮肉なものである。更に平民より華族となるには一旦士族に列し、然る後に華族となるといふ慣習が行はれた。榎本武揚、陸奥宗光の如きは其例である。然し三井八郎右衛門の如きは其例によらずして直に平民より華族となつた。かく

の如き明治革命政府の墮落行程は一種の悲劇でもあり、喜劇でもあつた。

吾人はこゝに再び貴族なるものが封建制度の殘骸であることを繰り返さねばならぬ。曩に述べた如く貴族なるものゝ存在理由は大土地所有と離れ得ぬところに存する。従つて嚴密なる意義に於ける華族なるものは既に明治維新の際に實質上、亡んでしまつてゐるのである。公卿も大名も共に明治維新の主動者でなかつた。然るに事新たに華族令なるものゝ成立したのは何故であるか。吾人はこゝに明治維新の行動者たりし藩閥者流の反動的精神と狡猾なる利己主義とを發見するのである。

華族令は決して公卿や諸侯の特殊な地位を回復する爲めに作られたのでない。否、彼等はだ、しに使はれたに過ぎぬ。華族令の根本目的は所謂維新の功勞者どもが自己の地位を安固ならしめんが爲めに採つた反動政策に過ぎぬ。明治の革命に於て舊大名や公卿の特權の廢止を斷行したのも此功勞者どもであつたし、また手盛りを以て特權的地位を法律化したのも此功勞者どもである。現代の華族制度は此不自然な自分勝手な、卑劣な、時代錯誤な精神に起源してゐるのである。

四 現代華族の四要素

現代華族の成分は四つある。第一は舊公卿、第二は舊大名、第三は官僚、第四は資本家である。これは發生上の區別であるが、同時に性質上の區別ともなつてゐる。

第一の公卿は遠い平安朝時代よりの遺物である。平安朝の貴族は莊園を領有し農民の勞働力を擄取して生きて居たのであるが、武人の興起により全く政治的勢力を失墜したのである。公卿の全盛期は平安朝に在る。彼等は恰も十八世紀のフランス貴族の如く宮廷に群團し、宮廷を傀儡として自己の優勝欲を満足させて居た。然るに鎌倉時代以後、彼等は皇室の式微と共に衰微し、戰國時代には其慘苦が絶頂に達し徳川時代にも歌道や手習の師匠をして露命をつないだものも少くない。しかるに明治の王政復古と共に彼等も再生して華族といふ特種の貴族群を構成するに至つたのだ。關根博士の『明治元年の東京』を讀むと明治天皇の東京入駕に陪從した公卿は昔ながらに「狩衣直衣かりぎぬなましといふ服装で、顔には俗にボウ／＼眉と稱するまゆざらを額にひき齒には鐵漿を黒々と染めてゐたといふ。かくの如き間拔けな、一般社會と懸け離れてゐた社會群が明治維新によりて偶然に幸福に昔日の地位を回復したのである。而して彼等が明治十七年に華族てふ特別の身分關係を得たのは決して彼等を主眼として立法せられたものでなく、所謂維新の功勞者のだしに使はれたに過ぎぬのである。而して華族なるものが天賦の優越な身分なるが如く空想する低能兒も此

連中に多いのである。

華族の第二の成分は舊大名である。彼等もだしに使はれて思はぬ僥倖を得たものに過ぎないが、同時に華族の地位を天賦の如くに觀念するおめでたい連中でもある。彼等の家は鎌倉時代の守護地頭の後身たるものあり、室町末期の群雄割據時代に切取強盜に等しき行動をして一國の主となりしもの末もあり、何れも徳川時代に於て、幕府には奴隸的服従をなすと共に人民に對しては極めて慘酷の服従を強制してゐたのである。由來、武士なるものは戰爭職業者である。彼等にとりて勞働にいそしむ民衆は哀れなる蟻の如くに目に映る。武士階級の心理的特徴は正常なる勞働をする人民を蟲けらの如く考へたことに存してゐる。而して此心理状態は今も彼等の子孫の間に残つてゐる。明治維新の行動者が今少し慘酷であつたならば、一樣に生命をも失ふべかりし彼等は幸運にも優越なる地位を獲得し、自己の頭腦のコンマ以下なることをも忘れ昔ながらに人民を蟲けらの如く侮蔑しつゝある。

華族の第三の要素は官僚である。官僚は明治維新後に發生した新社會群であるが前代の封建氣分を豊富に所有するものである。彼等は維新の功勞者を淵源とし、これに附和する官吏團より構成され、特種の支配者の心理と理想とによりて行動するのである。彼等が獲物として争ふものは

政治上の優越なる地位である。日本の憲政の進化の妨げられたのは此社會群の存在した爲めである。華族制度を手盛りしたのも彼等であり、華族は皇室の藩屏といふが如き大膽不敵の觀念を創造したのも彼等である。

華族の第四の要素は資本家の一部である。資本家は其本質上鋭敏なる營利衝動に驅られて行動するのであつて、其道德意識は俗悪である。彼等の存在理由は金錢の獲得、資本の蓄積、利潤の飽滿に存するから、華族といふが如き身分關係は彼等本來の理想を構成するものではない。しかしながら彼等の俗悪な虚榮心は華族の地位に對して子供らしい羨望を感じ、日本の如く華族制度の存する國にては金を以て其他位を買はんと欲し、アメリカの如く貴族制度なき國にては遠くイギリスなどの貧乏貴族には持參金を持たせて娘を嫁にやつたりして喜ぶのである。我國に於て資本家が華族とならうと努力するのは、此地位を利用して政治上の權力を獲得しやうとか最も有利の條件の下に政商にならうとかいふ野心の下に於てなすに非ずして、たゞ虚榮心のためにするのである。彼等の欲望の多くは金力を以て達せられるから、虚榮心以外に華族の地位に憧れる主動機はない。

五 華族の廢類の必然性

華族なるものの起源は以上の如くである。斯くの如き擬制的な、強制的な制度が、個人の覺醒を基礎とする近代社會に許さるべきものでないのは判り切つた話である。いかなる低能兒、いかなる無理想漢なりとも、其出生によりて種々の特權を享受する制度の不合理なることは言を俟たない。強ひて華族制度の基礎を求むれば、善き血液の保存といふ優生學の見地があるかも知れない。しかも事實に於て華族なるものが却て國民中の劣等なる血液たらんとする傾向も存してゐるから、此議論も成立しない。

近時に於て華族の廢類が急に著しく目立つてきた。蕎麥屋の女房と姦通し其變心を憤つて鐵砲にて打殺した京都の子爵がある。自働車の運轉手と駈落をした鎌子好子がある。息子を女成金の養子にくれてやつたが、其女成金の没落と共に直に息子を取返した華族も居る。神戸の地主より持參金付きの嫁を貰つたが其媒酌人に約束した手數料を支拂はなくて告訴された華族もある。金の爲めに結婚して散々贅澤をした揚句、若い男を作つて家出した華族出の貴婦人もある。詐欺取財をして自殺をしたのもある。僅か九百人あまりの華族から斯様に頻々として一國の風俗を紊さ

れては堪つたものでない。

しかしながら華族がかく廢類墮落するのは一の必然性を有する社會現象である。凡そ何等の勞働をも爲さずして優等の社會的地位におかれると、心性が廢類せざるを得ないのは、恰も餘りに肥沃な土壤に生長する植物が退化してしまふのと同じである。現在の華族の大部分は仕事を持つてゐない。貴族院に通つて政争場裡に飛び廻ることは彼等にとりて一種の遊戯である。同じく心身の活動であつても遊戯と勞働との異なることは夙に經濟學者の道破せるところである。寶物の番人や、大祭日に大禮服を着ることや、地所の監理やは勞働ではない。華族は苦痛の伴ふた、即ち眞劍味のある仕事をしてゐない。人間は何等かの仕事をしなければ活力を失ふてしまふ。華族階級の廢類の根本的原因是は此點に存する。

それでも封建時代なら、まだよかつたらう。今は資本主義の時代である。現代の支配者階級は資本家であり、また現代に於て最も銳利なる武器は魔術の如く剩餘價值を生み出す「資本」である。華族はかゝる武器を有しない。經濟的勢力が露骨に其効果を現はす現代には傳統的な復古的な地位は到底問題とならぬ。彼等は資本家より無慈悲に壓迫される。彼等は資本家の如く大膽な企業精神を有しないし、また技術と機會とを持つてゐない。現在の華族には先祖在來の富によりて浪

費を續けてゐるものもあるが、概して貧困に襲はれやうとして居る。そこで嘗つて其輕侮措かさずりし町人たる資本家より持參金付きの嫁を貰はうとしたり、また娘を人身御供として呉れてやつたりするさ、い、い、心になるのである。

華族制度は擬制的な、反動的な復古的な制度である。此制度は資本主義時代に於て存續の可能性を有しない。時代錯誤の組織である。彼等は切實な社會的有用といふ意義によりて支持されてゐるものでない。また近代社會を活氣付けてゐる諸種の仕事とも隔絶してゐる。彼等のなかには軍人となつたり、官吏になつたり、外交官になつたりして居るものが少くないが、其地位がその擬制的な不合理な身分によりて獲得されたものであるならば、一國民衆の正當なる地位を無意味に奪つてゐる事にもなる。

以上の如くして心性の廢類した、特に性的關係に於て廢類した社會群が一國社會の正當な發達に何等貢獻するところのないのは自明の理である。従つて吾人は此階級の存在を以て一種の社會問題として取扱はざるを得ないのである。

六 華族階級の社會問題的意義

アメリカの社會學者ギツディング教授は、社會階級のなかに類同意識の發達しない非社會的な階級があるとなし、乞食の如きものを是れに數へてゐるが、しかも乞食のなかに類同意識の完全に發達したものがあつり、同時に他の富裕なる階級中に此種の意識の甚だ稀薄なるもの存することを論じてゐたと記憶する。吾人は華族制度を以て今日直に此種の階級なりと論斷するものではないが、此種の方向に走り行くべき危険を充分に有してゐることを學術的にも警告し度いのである。

凡そ社會問題と言へば、直に資本家對労働者の問題なりと解する人もあるし、概括的に富と貧との問題と考ふる人もあるし、また婦人問題であると解する人も居る、しかし根本に於て社會問題とは人類社會の共存關係を完全に展開させ、同時に其敵對性を消滅させることを根本目的として有してゐるのである。此見地よりすれば華族制度の如き復古的、反動的、擬制的な社會制度は到底、存在の理由がないのである。華族のなかに個人としては相當の人格や學識を有するものもあらうが、大部分は怠惰な奢侈的生活の爲めに人間本來の活力を喪失した低能兒であり、無恥漢であり、自己の力量をも知らずして正常の労働をする一般民衆を何となく輕侮したり皇室の藩屏であるといふが如き蟲のよい見解を奉じてゐる。今日、華族制度が有爲の人間の上を妨げて

ゐることは甚だ大きい。個人の覺醒の鋭敏となつたこと現代の如きは未だ歴史上に無かつた。而して意識的に共存關係の徹底化の主張せられてゐること現代の如きはない。かくの如き時代に華族制度の如き世紀末的制度が猶ほ儼然として存してゐるのは實に大なる悲喜劇である。

華族制度はギツディング教授の擧げた非社會的階級とならうとしつゝある。他の方面に於て大いに盛となりつゝある類同意識は却て華族より消滅しつつある。それが社會の正當なる進化、共存關係の合理的な發達を妨ぐるものであるのは言ふまでもない。華族階級の社會問題的意義は此點に存するのである。

社會問題としての華族制度は如何に解決せらるべきか。其徹底的な解決が此制度の撤廢に存するのは勿論である。しかし封建的勢力の猶ほ根強く巢ふてゐる、我國社會に於て、此徹底的な解決方法の採用され難きものであることも明かである。華族一代論とか、爵位低下説とかいふものも有る。このことも中々に行はれ難いらしい。

既に華族のなかにても爵位の返上を實行した連中が大分ある。此風潮は今後も盛となる傾向があるが、大部分の華族は其遲鈍な感覺からして何時までも此制度が永續すると夢みてゐるらしい。其低能は哀れむべきである。世襲を全廢するとせば現在の華族は祖先傳來の特種な地位を失ふこ

とを悲しむであらうが、冷靜に考ふる時は其方が結局現在の華族のために幸福となる事を考へ付くであらう。

華族制度が無意義であることは上來繰り返した如くである。貴族制度は何れの國にても消滅し去るべき運命を有する。活氣充滿する近代社會は昔日の如き遊民的階級を容れる餘地がない。我國に於ても然りである。我國に於ける貴族階級は明治維新に於て大多數の大名が土地所有權に離れた時に實質的に滅んだと見るべきである。現在の華族制度は封建的勢力の片鱗的な閃光的な再出現に過ぎぬ。吾人は此制度の當面の解決としては一代制度もよからうし、また立法上より貴族院其他の特權に制限を加へるもよからうと考へる。此の階級は將來全く消滅すべき運命に立つのである。近時に頻發する諸種の華族の廢類相は消滅へと歩いてゐる此階級の行程の表現に過ぎぬ。しかしながら其廢類がひいて社會の正當なる道德意識を汚辱するに至つては迷惑せざるを得ない。吾人は現代の華族連中が大團圓の來ない前に、自己の階級の運命がもはや閉ぢられてしまつてゐることに氣が付き、華族だからと言つて特別に敬意を表するやうな馬鹿者のなくなつたことに氣が付き、潔く爵位を返上して自發的に華族制度を撤廢することを社會問題としての華族制度の最も善く最も賢き解決方法と考へざるを得ないのである。しかしながら人間の自愛心、執着心

並に現在の華族の大部分の無智は斯くの如きを以て途方もないことと考へるかも知れぬ。然りとすれば最後の大團圓に於て消滅することが最も賢くはないが、最も自然なる解決方法であらう。

第三篇 社會生活史の諸研究

第一章 上代日本人より現代日本人へ

——日本國民性の社會學的考察——

一 上代日本を崇拜することの危険

上代日本人の生活意識のなから現代日本人の社會生活の統一原理を演繹しようとする人々は、今も我が日本に少くない。其れは寛博士の如く純粹なる哲學思惟の形を以て現はるゝ場合もあり、上杉博士のやうに「教會の奴僕」であつた中世歐羅巴の神學の如き形にて現はるゝ場合もあり、若くは一派の政治家や軍人の如く職業的環境の所産として現はるゝものも有る。是等の人人は最古の古典たる古事記や日本書紀から日本國民性なるものを一つの永遠不動なる實在として引き出さうとするのであるが、それは甚だ危険な企てと謂はねばならぬのである。

古事記や日本書紀は神話と英雄傳説と民間説話との集載であり、上代人の心理的生活を表現す

る藝術的作品であるといふことが出来る。それは處々に上代の社會生活を反映するが、精確なる歴史的事實の記載と見做すべき部分は甚だ僅少である。此二書に表現される上代日本人は「自然兒」の俤が濃い。そこには素朴な純真な情意生活の叙述が有る。神祕を畏るゝ原始的な感情、太陽や樹木や動物を崇拜するアニミズム、優しき戀の説話、壯快な遠征譚、帝位篡奪の陰謀、復讐の物語、叛亂の話、歡樂を追ふ帝王の血の如き生活、是等の物語りには道德的規範を求むべく餘りに意欲生活の奔放が有る。されば是等の物語から愛國的原理を抽出しようと企てるは、愛國的原理が善惡の批判によりて濾過された、道德的要素に立つと稱する限り、到底それ自身危険ならざるを得ないのである。また寛博士の如き人々を除き、一種の成心を以て上代日本の崇拜を高調する人々は、後述の封建時代に發達した忠義觀念より影響せられた心理状態に立つのであつて、眞に上代日本を理解してゐるものでない。

然しながら客觀的態度を以てする他の見地に於て、社會學對象として上代日本人を研究することは、現代日本を理解する上に甚だ緊要である。日本民族が日本國家の政治組織を作りて以來、既に十數世紀を経過した——日本國家の成立は早くとも基督紀元後の二三世紀である、通説の如く是を二千何百年の大昔と見るのは傳説に囚はれたものである——が、此十數世紀間の複雑な社會的環境も、日本人が石器時代に種族組織の時代に陶冶した性格を根本より變改することは出来なかつた。歴史時代以後の日本人の性格は歴史時代以前の日本人の性質であり、其連続であり、展開である。上代は實に其境界の頂點である。總て事物の本質は其發生の當初に於て原始的ながら露骨に現はれて居る、といふのが所謂發生論的研究の出發點であるが、それは日本國民性の研究の上にも適用されねばならないのである。我々は所謂國民性論者と異りたる意味に於て、現代日本人の諸性格の原形を上代日本に於て發見する。我々は上代以後の十數世紀間に於ける日本社會の發達を到底讚美し得ないが、上代日本より回想し來るとき、日本人の諸性格が決して後代の如く暗鬱でなかつた事が分る。私は上のやうな理由から、日本國民性の展開に關する小論を試みる。

猶、普通に國民性と呼ばれてゐるものは甚だ曖昧なもので、科學的な概念でない、されば先づ國民性なるものの本質を調べる必要がある。

二 國民性の諸定則

國民性といふ觀念は甚だ漠然とした曖昧なものである。それは所謂國民性論者の説くやうに不動な統一的なものでない。そのなかには實在的なもの、過程的なもの、擬制的なものが多量に含

まれ、愛國心といふやうな政治的觀念や家族制度の偏愛といふやうな社會的觀念や、自然の愛好といふやうな民族心理的觀念などが雜然と複合されて居るのである。

一概に國民性と言はるゝものは複合觀念である。それは少くとも二個の方面に分ちて考へらるべきものと思ふ。第一の方面を假りに「國民」的心理と名付け、第二の方面を「民族」的心理と名付ける。二者は國民及民族の觀念の異なる如く異なる。「國民」的心理は、國家てふ政治組織のなかに醸酵した集團心理的現象であり、「民族」的心理は民族が國家以前より、即ち有史以前より養ひ來つて殆ど内在的となつた性格の種々なる展開若くは變化の現象である。前者は政治的であり、後者は社會的である。此二者は自然に若くは不自然に合一されて國民性てふヤヌスの首の兩面を成すのである。國民性を以上の如く觀察するとき、是に關して行はれる社會的定則を次の三個に概括することが出來ると思ふ。即ち

一 國家組織の成長につれて「民族」的心理は「國民」的心理に壓倒される。前者は自然のもの、自律的のものであるに拘らず、やゝ人爲的に作られる後者に依つて指導せられる。「國民」的心理は其構成上、支配者階級より重大の影響を被る。支配者の俗世的權力は經濟的搾取の物的方面のみならず被支配者階級の心理的方面にも向ふ。被支配者に同一の習俗、同一の精神、同一の理

想を強ひ、自己の階級的敵手を共同の敵と信ぜしむることは有らゆる原始征服國家に於ける普遍的現象である。被支配者は不自然ながら自己の志向を染むるに支配者の志向を以てするに至る。

「國民」的心理が出來あがる。「民族」的心理は是より強く放射される。かくて國民性なるものが生れる。是れが國民性の發生に關する定則である。

二 國民性は時代に依りて變動する。支配者階級の隆替が其境界線である。支配者が更新すれば其志向にも變動を生じ、其影響は國民性の内容に及ぶ。是れが國民性の變化に關する定則である。このことは國民性なるものが擬制的なもので、自律的實在的のものでない一證でも有る。

三 近代に於て國民性は崩壊しつゝある。それには二つの方面が有る。第一は政治的なる國民的心理が弱まり社會的なる民族的心理が強まりつゝあることである。民族てふ單位が各別に獨自の特質を有することは言ふまでも無い。また各種の民族が其特質を發揮して世界の文化に貢献し合ふことは最も望ましい。此状態を實現するには國民性の内部に於て政治的部分が消失し、社會的部分が発達せねばならぬ。近代の世界史は此傾向の益々深まり行くことを暗示する。第二は在來國民性を律しつゝあつた支配者階級に對抗し、被支配者階級が集團的に蹶起し、其階級意識を鮮明にしつゝある事である。階級意識は根本的な實在で、其鮮明につれて國民性の擬制的方面が

暴露せられて来る。此崩壞過程が國民性の進化に關する定期である。

國民性に就いては以上の如き三社會定期が行はれる。此點に於て日本の國民性も他の諸國のそれと何等の差異を見ない。私の小論文は主として我が國民性の發生的方面を考察するので、變化及び進化の兩方面については簡単に觸るゝに止めようと思ふ。

三 上代日本人の諸性格

上代は日本國民性の發生時代である。こゝに上代日本といふのは基督紀元一世紀前後より七八世頃までを指す。それは九州に於ける日本民族の部族の生活に始まり近畿に於ける原始征服國家の創設を経て、奈良朝の神權的族長政治の發達に至る期間である。日本民族は此時代に始めて社會生活の秩序を學ぶと共に其展開に努力した。原始時代に養はれた諸性格は上代の初期に蠻人特有の旺盛な活力を以て發揮せられ、時と共に活潑な若々しい諸相が社會生活の上に編み出された。「國民」的心理が強く醗酵してきたが、同時に、「民族」的心理も鮮明に發揮されてゐるのが見ゆる。

舊來の傳統的歴史觀を離れて自然科学的に上代日本社會の發達を考察すると、それは部族組織、

原始征服國家、族長制神權國家の三階梯を經過したと思はれる。記紀の二書は八世紀に完成されたのであるから、一世紀前後よりの精確な歴史的記録を是より發見し得ない事は言を俟たない。是に反して當時、既に高級の文明を展開してゐた支那の文献は極めて明かに九州に於ける我が上代の部族生活を描いて居る。(註) 近時に於ける古代人骨の研究に依れば日本人は石器時代より此國土に棲んでゐた證據が明かである。所謂東征なるものは九州に於ける優勢な勢力團體が四世紀前後に何等かの原因に依り近畿地方に移動し弱小の部族を併合し原始征服國家を作り上げたことであるまいか。而して此時代に於ける社會結合の根本形式であつた氏の社會が皇室を主權者とする神權制國家にまで發達したのでなからうか。

註 上代初期の日本は支那に對して恰も羅馬の外蠻の如き地位を占めてゐた。此の時代の日本人を記録する支那文献は古代ゲルマンを記録するシーザーのガリヤ戰記、タシトスのゲルマニヤ程の價値がなかにせよ、古代スラヴ族を記録するビザンチンの史家やアラビヤの旅行家の文献ほどの價値は充分有る。九州の部族生活を記録する魏志の倭人傳は有名であるが、是によれば當時の日本人は三十有餘の部族に分れ、古くより古朝鮮の樂浪帶地方と通交し、遙かに魏の首府洛陽に朝貢し、第三世紀の中頃(魏の正始八年、二四七年)には邪馬臺(今の筑後山門郡)の女王卑彌呼が隣國狗奴國との繫争事

件の決裁のために、魏の使節を迎へたことも有る。更に宋書の「倭國傳」に依ると、第五世紀末(昇明二年、四七八年)に雄略天皇が倭國王武の名を以て上表を捧げた記事が有る。本國では勇猛な君主として知られた雄略帝も支那に對しては甚だ謙讓である。此氣分は遙かに後代の足利期まで續いたと見られぬこともない。

凡そ民族若くは國民の性格を鑄る溶鑪は自然的環境及び社會的環境である。原始人は全く自然的環境に依りて鑄られる。然るに彼等の間に社會生活の秩序が立ち始めると同時に社會的環境が自然的環境に代つて影響し始める。従つて、最初に現れる社會的環境は前代の自然的環境の結晶であり、後代の社會的環境の原形である。我が上代の社會的環境は如何といふに、社會組織が部族より征服國家の創設を経て神權國家に進化した事は上述の如くである。右の外に四個の注意すべきものが有る。第一は生産制度が純粹に農業を基本としてゐた事である。土地は既に當時より最重要の財産であつた。社會學上、人類の生産制度が狩獵、牧畜、農業の階梯を経て發達すると説いた假説は既に舊説となり、最初より狩獵民、牧畜民、農業民の區別が存し、其區別に従つて性格を異にすると説かれて居るが、我が上代人が農業民であつたことは其性格決定上、重要な動機となつた。第二は上代人の性的結合關係である。當時、もはや母權時代は過ぎ去つて居たが

上代の初期には母權社會の痕跡が残つてゐた。記紀の記載せる神々にも、土蜘蛛にも、また各氏の遠祖の名にも女子の名が多く現れる。然し既に一夫多妻の風習が確立してゐた。それが上代の末期には純然たる大家族制度に發達する。第三は社會階級の分岐が確定的となつたことである。國家成立に際し所謂「國ゆづり」の如き妥協的方法も用ゐられたが、其の成立は征服關係に存するから、征服者と被征服者との差別は當然に生ぜざるを得ない。第四は異民族との接觸が後代に比類ないほど活潑に行はれたことである。黄河の流域に發祥した古代支那文明は韓土を通じて流入して上代日本文化の發達に多大の影響を及ぼした。

以上の如き社會生活のなかに表現せられる上代人の性格如何。凡そ國民性が政治的なる「國民」的心理と社會的なる「民族」的心理の二部分より成ることは曩に述べた如くであるが、兩者は共に上代日本に於て甚だ鮮明に現はれて居る。

先づ「民族」的心理の方面より見る。

第一に上代人が豊富な現實的氣分の所有者であつたことが眼に付く。これは日本の自然的環境の所産である。社會學上、野蠻人の食物探求の困難の絶大であることが説かれて居るが、氣候暖く土地の肥沃な我が國土に於て適度の勞働を加ふれば直に食料を得ることが出來たから、自然に

太陽の輝きの美しい此「生の國」「現し世」を讚嘆する現實的氣分に満たされざるを得なかつた。同時に重厚な意思的生活や幻想的な空想力は發達の餘地がなかつた。氷雪と奮闘する執拗な意思的表現や、大河と平原と沙漠とより生るゝ幻想は是を我が上代人に求むる由もない。

第二に争鬪の欲望の稀薄であつたことが眼立つ。我が上代に於て城廓は殆ど何等の發達を遂げて居らぬ。神武の東征も比較的に大戦争なしに、「國ゆづり」等の妥協的手段を以て成就せられた。是れは激烈な民族競争の存しなかつたことと、生産組織が農業を基礎としてゐたことに原因する。農業は人を平和にする。農業は其栽培する植物の如く平和で狩獵民の兇暴を有たず、牧畜民の組織的な遠征的行動を學び得ない。

第三は民族的偏見の少かつたことである。上代に於て歸化人が如何に氣もちよく此國土に待遇されたかは人の知る通りである。野蠻人は異國人をすべて敵視する傾向と共に、異國人を何となく懐しみ好遇する傾向を有するが、我が上代にては後の傾向が強く現れて居る。大陸の鬪争に敗れたる者共は集團的に此國に歸化して生を安らかにした。日本には支那が自ら中華と傲る心理や歐米人が異人種を侮辱する心理が餘り無い。アラビヤ夜話には、あらゆる人種がバグダットの市に平和的交通をする記事が有るが、上代日本にも此種の氣分が少からず存する。

第四に上代人が快活な感情を有してゐたことを挙げねばならぬ。古事記には純眞な戀の物語りが限りなく現はれて居る。そこには思辯の所産たる善神惡神の對照がない。何れの野蠻人にも見るやうに魔法を畏るゝ感情が豊かで、魏志倭人傳にも女王卑彌呼が「鬼道」を行つた記事が見えてゐるが、他方には快活な舞踊を樂しみ戀に身を捨て、「寶の國」たる韓土への航海に憧るゝ快活な氣分が有る。そこには封建期の暗鬱な氣分もなく、知識の重荷に悩む近代人の懊惱もなく、自然人特有の朗らかな感情が満ちて居る。此快活な感情が道德的に陶冶せられると、正義觀念となつて發露する。後代の陰鬱な封建政治のなかに、日本人が絶えざる絲の如く耀かし得たものは、此快活な、本能的の、暗い卑屈を忌む感情より出でた正義觀念に外ならぬ。

上代人の「民族」的心理は上述の如くであつた。然らば國民性の他の一面たる「國民」的心理は如何なるものであつたか。それは甚しく政治的である。

第一に階級主義的氣分の濃厚であるのが眼立つ。征服國家の特徴として社會は上層群と下層群とに決定的な差別が生ずる。國民はうぢやかばねを有するものと、うぢのみを有するものとうぢもかばねも有しない奴隷群とに分れ、かばねには高姓、下姓の別が生じて高き者ほど社會上の勢力を掩有した。されば後には自己の祖先を貴く見せるために神々の名前を濫用し是を整理するた

めに盟神探湯の方法まで採用された。日本人の卑屈な形式主義が早くも現れた。かくして貴族と一般民衆とは心理的に全く隔絶し別々の發達に向ふに至つた。

第二は自由思想の發達の阻まれてゐる事である。嚴格な組織的な階級制度は上代人の快活な氣分を曇らせたが、上代人の意思的でない現實主義は是を反撥する奮闘心を缺き、決死的に自由を欲求する欲望を起させなかつた。日本に專制政治が發達しても自治制度の發達しなかつた原因はこれである。古代のゲルマン族スラヴ族が共和的な自由社會を作つてゐたのと比べれば本質的の差異である。而して是れには「人を隷屬的にする」農業の影響も有つたであらう。

第三は模倣的なことである。日本人が未だ部族生活を脱しなかつた頃、既に支那には高級の政治、經濟、藝術、道德思想が展開してゐた。此の高級の文明は我が上代人には驚異であり、崇拜の對象であつて、支那や韓土は「金銀の國」「寶の國」と思はれた。上代日本の文化は模倣より始まらざるを得なかつた。既に我が自然的環境が文明を發祥する要件を有しなかつた上に、上代人も亦思辯を好む民でなかつたから、模倣が創造を抑ふることが、日本文化の歴史的運命となつた。然しながら此模倣に熱中したのが貴族階級であつたことは注意の價値が有る。

第四は形式的知識主義である。大陸に發生した文化は直に此國土と適合するものでない。上代に盛に採り入れられた支那文化、さては印度に生れた佛教は、我が上代人の現實生活とビツタリと合ふものでなかつた。聖德太子の十七條憲法も大化の改新も大寶令も支那の模倣である。それは果して上代日本人の現實生活と遊離しないものであつたか、どうか？ かくて一種の形式的知識主義が社會の上層を支配した。それは突然として高級の文化に接したものの擔ふ悲劇的運命で、純眞な自然な日本文化の展開は全く止んでしまつた。

上代日本人の性格は略ぼ上述の如くであつたと思ふ。それは明かに彼等が低劣の種族でなかつたことを示す。然るに上代以後に消極的な封鎖國的政治組織の完成するにつれ、日本國民性も消極化し、低調となり、社會的な「民族」的心理が弱まり政治的な「國民」的心理が深刻となつて行つた。それは次に述ぶる如くである。

四 上代以後の日本人

上代の末期たる奈良朝より明治維新を以て初まる近代資本主義社會に至る間には十二三世紀の長い年代が流れた。此期間は國民性が支配者の隆替に依つて種々の變化を閲した時代である。而して斯くも長い年代の間に民族的光榮に輝く事實の非常に少かつたことは悲觀に値する。

日本は此期間に於て内部的鬭争に終始した。狭小の國土には極めて窮屈な、型の小さい政治組織が幾度か作られたり、壊されたりした。日本人の性格は、「國民」的心理が「民族」的心理を壓倒するにつれ、消極的のものとならざるを得なかつた。文明史的に言へばナイル河の沃野、メソポタミヤの平原、恒河の大流域、黄河の平原といふが如き恵まれた地理的條件を有しない日本は、到底獨特の文明系統を創造し得なかつた。日本は支那大陸に發達した文明系統を繼承して是を發展させねばならなかつた。而も支那本土に於ける固有の文明は唐の末より頽廢を始め、また何時しか上代の如き日本よりの活潑な航海事業も途絶えてきた。日本は王朝時代の末より異民族より新鮮な刺戟を受くることなき封鎖國となり了つた。

此期間に於て支配者階級は三度の更新をした。それは王朝時代の貴族、鎌倉より徳川期に至る武人、徳川の中代より勃興したブルジョアジーの順序であつたと思ふ。何れも國民性の内容に影響して居る。奈良朝に絶頂に達した神權的族長政治は何時しか形式化して、藤原氏系統の貴族が實質上の支配者となり、中央集權の把持者となつた。原始國家に發達した中央集權制度が地方の豪族に依り破壊され、其跡に封建政治を實現するのは、世界史の約束である。藤原の貴族政治の廢頽した後に武人てふ新支配者階級が崛起した。日本の寸地も武人の占有しないところが無くな

つた。異民族との接觸が全く絶たれる。日本は純粹なる農業的封鎖國となつた。武士道が興る。女子の地位は貞永式目頃まではまだ善かつたが、後代になるほど隷屬的道德を強ひられた。回避的な趣味が跋扈する。足利の末期には閃光的に舊い活力の記憶が喚起されたが、それも煙火のやうに消える。下剋上の運動が勃發し、土一揆等の直接行動が頻出したが、而もそれは建設的理想を缺いた消極的のものであつた。織豊二氏に至つて所謂海内の統一が實現せられ、新しい武人の階級專制が始まつた。然し徳川氏に至つて長い間の支配者階級であつた武人も終に廢頽するに至り、新しい支配者として、町人が、ブルジョアジーが勃興した。それは足利末葉より發達した都市文明と貨幣經濟の展開に伴ふもので、政治的權利なきも財力を擁する町人階級は隱然として大小名を威壓した。されば徳川時代は武人がブルジョアジーに支配者の地位を讓る準備時代であつたのである。

以上の期間に於ける國民性の變動を簡単に述べることは出来ない。然し此期間に於て日本人の諸性格が著しく消極化したと概括することは、必ずしも不當でなからう。此期間の根本的特徴は忠義觀念が根強く發達したことである。忠義觀念は何れの國の封建期に於ても、經濟的依存關係を有する主従の間に必然に發生する實踐的規範で、敢て我國に限らないが、我國の如く根強い發

達を遂げたものは稀である。それは自主的でない道德で、一步墮落すれば純然たる奴隸道德に陥る危険を有する。我が所謂武士道に現はれた愛他的物語の種々には善惡の批判を絶した、美しい緊張した情意生活が有つた。それは光りを好む上代日本人の快活な感情の連續に外ならぬ。然し此武士道も其支持者たる武士階級の廢頹につれて形骸に墮するに至り徳川末葉には單に其隸屬的方面のみが強制された。墮落した武士道を道德的規範とする社會は實に哀むべきであつた。明治以後の日本人が猶且つ文化文政期の廢頹腐朽した隸屬氣分を脱し得ないのは、當時の社會を律した墮落した武士道の間接的效果である。

忠義觀念の發達は他方に自由思想の醗酵を妨げた。我國に於て自由主義の哲學の系統的に編まれた歴史を發見し得ない。自由の爲めにする民衆の積極的革命運動は日本歴史に一頁もない。足利末期の徳政一揆や土一揆は消極的な暴動に過ぎない。農民一揆も盲目的な爆發で、其の組織化された運動は見出されぬ。吉利支丹への憧れも、羅馬への使節も、錢屋五兵衛の遠征的商業も夢の如く消えざるを得なかつた。佐倉宗五郎の犠牲精神も大鹽中齊の憤激も果して何事にて酬いられたか？

此期間の社會史はやはり支配者を中心とする歴史であつた。勞働する階級は政治する階級の搾取に苦んだ。農業を本位とした封鎖國日本の社會は同時に農奴經濟の上に立つものであつた。我國の農民が階級的に發達したのは莊園時代よりであるが、彼等は所謂庄民時代より徳川期の農民に至るまで、全く農奴としての社會的地位におかれて居たと見ることが出来る。此勞働群は實に上層群と心意的に何等の交通なく明治の維新に至るのである。

五 近代の資本主義社會と國民性の進化行程

日本は明治維新を以て再び活潑な世界的交通の舞臺に出る。資本主義時代が展開する。歐羅巴の資本主義は中小工業の没落の跡に發達してきたが、日本は直に前代の大町人の手を以て新社會組織への道を伐り開いた。是れ日本の資本主義の發生上の根本特徴である。然し同時に前代の因襲も根強く残り、家長的資本主義とでも名付くべき方式の發達が極めて眼立つ。是れが我國資本主義の發達上の特徴である。社會の實質的支配者階級は資本家となつたが、而も他方に於て前代の支配者の遺物たる貴族階級は何れの國にも比類なきほど優遇せられて居り、其結果として封建的氣分と資本主義的氣分の混淆する一種異様の社會心理を現出してゐるのである。

明治維新以後の我が國民性は如何。資本主義は人間を物質化する。新興町人階級は新たなる支配

者となつた。新しい隷屬氣分が植えられる。卑屈、功利、俗悪といふが如き歡ぶべからざる性格が生れて來た。然しながら是に反撥する哲學も情熱も運動も同時に力強く發生してきたのが見られる。現代は恰も私の所謂國民性崩壞期に當るものでなからうか。それは毫も民族的特質の廢滅を意味するものでない。否、民族的特質が優良の條件を得て益々發揮される時期である。こゝに國民性の崩壞とは、社會的なる「民族」的心理が政治的なる「國民」的心理を壓倒することを意味する。少くとも二者の分化することを意味するのである。此時、複合的な漠然とした觀念であつたところの國民性なるものは當然、崩壞の階梯に到達する。

明治以後の文化は模倣の上に立つ。然しながら模倣と同時に創造的活動の割合に活潑であることに注意せねばならぬ。是れ上代日本の支那模倣と著しく異るところである。後進國が先進國を崇拜することは一種の社會的法則で、毫も卑劣なことでない。羅馬人の希臘崇拜、獨逸人の佛蘭西崇拜、亞米利加人の歐羅巴崇拜、露西亞人の西歐崇拜は其例である。要は模倣者が如何なる創造的活動を生み得るかてふ能力の問題にかゝる、「日本は東西の文明を融合すべく絶好の地位に置かる」とは屢々説かるゝところであるが、東西の文明を融合すべき地理的地位として、日本は埃及よりも印度よりも支那よりも優れて居ない。要は日本人が果して此大なる使命に堪ふるや否

やに存する。明治時代の文化の根本的特徴は軍事的政治的なることに在つた。然るに大正以後には明かに新しい、社會的な文化精神が眼醒めつゝあるやうに思はれる。非常に徐々として居るが、社會的な「民族」的心理が強まり、政治的な「國民」的心理が弱まつて行くのが日本國民性の將來の運命である。

而して斯る氣運を醸成する動機が下層勞働群の階級的自覺に存することは疑ひない。在來國民性は殆ど全て支配者階級の意欲に律せられ來つた。然るに資本主義社會の必然的現象としてプロレタリアの階級意識と集團的行動が鮮明となり、支配者階級に對する戦が宣言せられた。下層勞働群が社會の表面に現れたことは古來より未だ無かつた。彼等には野蠻な、貴い、未だ銷磨されない活力が残つて居る。眞の民族的特質は彼等の間によく殘されて居る。而して彼等の階級意識は必然に社會的であるから、是を動機として所謂國民性が徐々に政治的部分を弱め行くことは充分に想像される。

政治的部分が弱まると共に社會的部分が強まり、民族的特質が完全に發揮せられるに至ることは、國民性の進化行程である。此現象は資本主義時代の有ゆる文明國について看取される。日本のみがこの範疇以外に立つことは想像し得ない。而して上代以來、絶えざる絲の如く連續し、我

が日本民族の心性の奥深く巢くふところの善惡の批判を絶する快活なる感情、現し世を讚嘆する情熱、異國人好遇の感情、竝に封建期に陶冶された正義觀念などが、將來に於ける我が新しき民族文明を展開する基礎となることを私は信じ度い。

第二章 我國社會階級史について

一 階級の歴史

大地理學者であり、大社會學者であつたフリードリッヒ・ラッツェルが「世界歴史は單調なり」と言つた言葉は甚だ意味の深いものである。その意味は、世界何れの國を問はず、歴史の唯一の核心を成してゐるものは治者と被治者との兩社會群の接觸、交叉、衝突に外ならないといふに在る。此種の考へ方はグムプロキッツ、ラッツェンホーハア、オツベンハイマアなどの社會學者が深い理論を以て説いてゐるばかりでなく、スペンサー、メイン、ワード、スモールなどにも現れてゐるし、マルクスの階級闘争説もかゝる歴史觀の現はれであると思得る。片假名の名前を並べ立てることは自分でも反感が起るから止めるが、とにかく歴史の内容を社會階級の歴史に還元しようとする企ては歴史の本體を露出する爲めの有力な一方法であることを先づ認めておき度い。今までの歴史は政治史が主であつたと非難することは不當でない。政治は治者階級の仕事である。ギリシヤの昔から民族の生活を記ることは發達してゐる。支那の古い歴史書でも四隣の蠻

族の歴史を記すことを忘れてゐない。しかし其れは政治史の附録として書かれたものだ。つまり今までの歴史は治者階級といふ上層の階級のことを明かにしてゐるけれども、他方の被治者階級のことを眼中においてゐない。

治者階級は政治を、被治者階級は労働をする。政治は重要な社會現象であるが、労働の生活が無かつたならば社會生活は成立しない。従つて眞の社會史が編まれるためには労働の歴史が明かにならねばならぬ。この意味に於て我國の社會階級史を考へる事は必要である。

二 古代の社會階級

考古學者などは民族の歴史を分けて傳説もない先史期、傳説はあるが記録のない原史期、記録の始まる文獻歴史期の三とする。社會階級史も先史期まで遡らねばならぬものでなからうか。つまり征服關係の發生する以前の人種關係を知る必要がある。人類學者などに依ると、我國には征服者としての日本人が現れる前にアイヌ族や、インドネシア人や、固有日本人と呼ばれるものや、銅鐸を使用する種族やが居たといふ。彼等は個別的に、各處に集團生活をして居り、異種族や異部族の間には戰鬪が日常事であつたらしい、神武紀の「邑に君あり、村に長あり、各自疆を分ち

て相凌轢」するといふ言葉は、かゝる状態の具體的表現として信用していい。

かくの如き状態に對し、いつの頃か征服者としての日本人が此國土に移動し來り、政治關係を作り上げたのである。神武の東征は西曆一世紀前後と見做されるやうだが、どうも其方が本當らしい。而して神武以後の九代の闕史時代は勿論、其後の崇神以後でも傳説的要素が豊富であるから、西曆第五世紀前半の頃までは、原史時代に數へられはしないだらうか。西曆第七世紀に文字になつた古事記や日本書紀は精確な歴史的記載でなく欽明天皇あたりまでは傳説的部分が甚だ多い。しかし古代日本人の社會生活や心理生活について充分なる暗示を含んでゐる。ロシアの史家クルチエウスキーは古代ロシアの歴史について土俗學的方法を斥け「一國民の歴史は行動の歴史であるから、古い文獻を重んぜねばならぬ」と言つたが、此意味に於て我々は記紀の兩書を重んぜねばならぬ。征服國家の成立以後に關し、記紀の兩書は社會階級について如何に物語つてゐるか。先づ貴族群として氏姓階級がある。政治や宗教や軍事が彼等の手中に獨占される。其次に自由民の集團がある。「おほみたから」公民と呼ばれてゐるものがさうである。(廣義に於て公民とは氏姓階級をも含む。しかし氏姓階級ばかりを指すものだと解しない) 彼等は征服者側の庶民の出である。其次に品部がある。彼等は不自由民であつて、其社會的地位は隷屬的である。古代日本